

第七十二回国会 大蔵委員会 議 録 第十四号

(二四三)

昭和四十九年三月六日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 安倍晋太郎君

理事 浜田 幸一君

理事 村山 達雄君

理事 山本 幸雄君

理事 山田 睦目君

伊藤宗一郎君

大西 正男君

鴨田 宗一君

小泉純一郎君

三枝 三郎君

坊 秀男君

毛利 松平君

佐藤 観樹君

武藤 山治君

山中 吾郎君

小林 政子君

竹本 孫一君

出席國務大臣

大蔵 大臣 福田 赳夫君

出席府政委員

大蔵政務次官 中川 一郎君

大蔵大臣官房審議官 大倉 眞隆君

大蔵省主計局次長 辻 敏一君

大蔵省主税局長 高木 文雄君

国税庁次長 吉田富士雄君

委員外の出席者

経済企画庁総合計画局計画官 小池 力君

大蔵委員会調査室長 末松 経正君

委員の異動

第一類第五号

大蔵委員会議録第十四号

昭和四十九年三月六日

三月六日

辞任 田中 昭二君

同日 岡本 富夫君

補欠選任 岡本 富夫君

補欠選任 田中 昭二君

本日開議に付した案件

参考人出席要求に関する件

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九三三号)

提出第三九三三号

○安倍委員長 これより会議を開きます。

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

この際、おはかりいたします。

すなわち、ただいま議題となっております各案について、来たる三月十三日水曜日、参考人の出席を求め、その意見を徴取することとし、その人選につきましては委員長に御一任を願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安倍委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○安倍委員長 質疑を続行いたします。山中吾郎君。

○山中(吾)委員 私は、現在の税構造のあり方がどうあるべきかというのを考えながら、現在提案になつておる税法について網羅的に聞きするのではなくて、現在の税のあり方をどう評価するかというのを考えながら、家計支出の教育費についてどう考えておるか、また、いわゆる医師の例の必要費、これをどういうふうにか、どう取り扱つていくのか、さらに酒税のあり方、この三つの点を例にしながら聞きしていきたい、こういうふうなふうに思ふのであります。

お出しになつておる資料、その他法案全体を各論的に私が見ても、皆さんの専門家のようになつてやりますと、どうも技術的に矮小化されてしまふから、構造的にものを考えながらお聞きしていきたいので、そのつもりで対応していただきたい。大臣がおれば、その基本的な問題についてお聞きしたいと思つておりましたが、おられないので省いていきたいと思います。

まず第一に、大蔵省の現在の税行政に対する基本的な思想について、端的にまずお聞きしておきたいと思ひます。次官でも局長でもけっこうです。

○高木(文)政府委員 非常に広範な御質問でございますけれども、いまはいろんな意味において転換期にきておる。これは経済全体が転換期にきておるといふことと関連いたしまして、税の制度につきましても、一つの転換期にきておるといふふうにかえております。

その転換の内容というものは、主としてやはり戦後の復興はまず経済の復興から行なわなければならぬ、そしてそれは同時に、特に産業の復興から行なわなければならないといふことで、昭和三十年代の初めから数年前までにかけて、税制を通じて企業の体質を強化するといふことになつた。ウエーと置かれてまいりました。たとえば法人税の税率などにいたしましたけれども、四二%から一時は三五%まで下げられるといふことであったわけでございます。その後、日本の経済が国際的にもたいへん強くなったといふこともあり、一方、国内におきまして、もう少し生活といふか、人間重視の考えをとるべきだといふ考え方が高まつてきたことと関連いたしまして、よくいわれております福祉型の政策に漸次転換がはかられてきたといふことと関連いたしまして、税制におきましてもそういう転換が起つてきておるといふことが、一番大きな最近の動きではないかと思ひます。

と同時に、もう一つの問題は、税の構造としては、所得、収入に着目した直接税が戦後ずっと定着してまいりました。戦後の混乱期におきましてたいへん混乱を起こしておりました申告制度というものも、だんだん定着をしてまいりました。その結果もありまして、所得税、法人税は、まだまだたくさん問題はいくつかありますが、だんだん慣熟しつつあるといふことはいえると思ひます。

そういうこともありまして、税構造の中における直接税のウエーと高まつてきたわけでありまして、これはいつの時代にも言われますように、直接税と間接税との適当なバランスといふものが必ず要である。直接税が非常に重なりまして、やはり負担感といふようなことにも関連してまいりますし、その結果として、実行上の一種の回避行為のようなものが起こつてまいります。また、制度上もなかなか累進構造を維持できないといふような形になつてまいります。そういうことも関連いたしまして、租税構造の問題として、やはりもう一度間接税を見直すべきであるといふ動きが出てきておるといふことが、最近の特色であらうかと思ひます。

これは、かなり税の中のプロパーの理論でございますが、しかし、間接税、直接税といふ問題は、同時に、どういふ形で負担を求めるかといふことではありますけれども、国民の一人一人の負担に

影響する影響のしかたが違ふわけでございますから、そういう意味におきまして、今後とも一つの問題になつていふかと思つております。

お尋ねのことにお答えしていることになるかどうかかわりませんが、最近の問題点というのをあげますならば、その二つの点が問題ではないかと思つてございします。

○山中(吾)委員 局長の御答弁をこつちで整理してみますと、直接税、間接税のバランスの問題というのは各論的なもので、私の聞き出したのは、現在の税構造をささえる基本的な大蔵省の考え方は何かということなんです。最初に言われた福祉社会への構想というところにあるんだと思うので、もう一度確認したいのです。

あなたのほうの国税庁から出しておる「私たちの税金」、非常にわかりやすいのですが、これに皆さんの思想が出てくるのだと思うのです。その一番初めの安川長官の序文の中に「租税は福祉社会への参加費用である」と、明確にその基本思想が出ています。私はこれが基本思想だろつと思つた。大蔵省の、現在の税をどういふふうに改正し、どういふ方向に持っていくかという基本的な思想は、「福祉社会への参加費用である」という基本的考えが根本ではないのか。それはどうですか。その辺を確認して質問に入りたい。

○高木(文)政府委員 いろいろな考え方があると思ひます。安川長官がそう書いておられます点だけがいまの大蔵省の税についての考え方のすべてではないと思ひますが、非常にポイントをついておるといふ意味においては、私も同感でございます。

○山中(吾)委員 これだけではなんのですか。これは国税庁の責任で書いておるものなんですから、もう一度聞きます。

し、現時点における認識としては、何といひますか、非常に当を得ているということではないかと思つてございします。

○山中(吾)委員 何かはつきり言えないようですが、現在の税の構造は、いろいろの歴史的なものであるし、そのものがこの定義にはまらなきていといふ私は思ふ。ただ、毎年度皆さんが改正を出される指導理念として、そういう福祉社会への参加費用という方向でお出しになるのかどうかということをお願いしているのですから、現在の税構造そのものが、これに合ふものがあるかどうかが、指導理念はどこにあるか。基本的な思想ですね、それを聞いておるの、つまりそういうふうな答えられないかといふのは、別な何か基本思想もプラスになつてくるのかどうか。はつきり言えないようでありますが、もう一度聞いておきます。あまりかたくなになつていいのです。

○高木(文)政府委員 現在の経済、財政を考えます場合に、福祉の問題というのが非常に中心課題であるといふことは間違いないところであると思つてございします。その福祉社会の実現というのを考えます場合に、財政の中でそれをどう取り上げていくかといふときに、これは税だけの問題ではなくて、歳出サイドといひますか、そういう問題がございします。福祉社会を実現していく上において、財政の中で税がどのような役割を果たすべきか、それから歳出がどのような役割を果たすべきか、もつと申しますといふと、今後社会の福祉を充実していく場合に、たとえばもろの社会保障制度を進めていく場合に、あるいは教育制度をより充実していく場合に、どの程度税という形でいふば財源調達を行なつてそれを実施していくのがよろしいのか、それからどの程度関係者の自己負担によつて行なわれることがよろしいのか。その場合の関係者といふのは、保険の場合には雇ひ主も入りましようし、従業員自体も入ると思ふのですが、そういう点についてのあり方というものが、現在の段階において、私どもの間においても、また政府全体といたしまして

も、まだ必ずしも明確でない点がいろいろございします。したがつて、税だけのファンクションによつて福祉社会の建設をやつていくということにはなかなか実態に合ふないわけでございます。財政全体を通じてそれを実現していかなければならぬわけでございます。

そこで、ただいま私が申しました意味は、その福祉社会への参加ということだけで税をとらえることとよろしいかどうかということについては、私は率直に言つて、若干疑問を持つてございします。ただ、今日の課題としては、福祉社会への参加費用だといふ認識のもとに税の問題をとらえるということとは、最も今日のテーマをとらえていふといふ意味において、そういう表現はよろしいといふふうに理解できるのではないかと思つてございします。

○山中(吾)委員 税ということばで聞くからさうなつたので、現在の財政の基本的な思想はどうかと聞けば、あるいはよかつたかもしれなひ。いづれにしても、弱肉強食の十八世紀、十九世紀のいわゆる公式的な資本主義国家でなく、貧富の差を縮め、所得の格差を縮めて、福祉といふものを国の理念として考えていく、いわゆる福祉国家思想といふものが、現在日本の国政の大体の常識になつておるのではないか。その一環として税の思想もあつて、いろいろの法案の皆さんの提案理由の中に、福祉政策推進のためといふことを一番大きく取り上げて税改正の提案がされておるから、そういう立場でこの法案を評価して、私なりにこれはよろしい、これはどうだろうという立場で一度見てみたい、そう思つて申し上げておるのです。あまりかたくなになつて聞いてもらつていいです。

そこで、そういう点から、現在の憲法が制定される前とあとで、皆さんの税行政のあり方について改めたものがあるのですか、ないのですか。前とあとは同じなのか。現在の憲法といふのは、十八世紀の自由権の保障のほかに、二十五条の生存権の保障、二十六条の教育権の保障、あるいは労働権の保障というものがあつて、弱肉強食の国家観、夜警国家から、国民の福祉を主眼とする国家観に移る基礎として現在の憲法があるから、資本主義が社会主義かといふのでなく、憲法のささえる国家観といふものの福祉国家であらう、そういう中に、いろいろの人權の保障が出ておる。自由権のほかに、そういう文化的生存権の保障まで入つておるわけである。そういう憲法ができたあと、戦前の、明治時代からの税のあり方を反省して、どこか変えておるか、そのままなのか、お聞きしたい。

○高木(文)政府委員 現実に戦後の憲法ができたといふところから、直ちに右から左にぱんと変つたといふことが指摘できるような事実はないと思ひます。ただ、憲法の理念が、すべての政治なり経済なり行政なりを通じてだんだん具体化していくという過程を歩んでいくわけでございますから、それに対応するように、税の構造も変わつてきておる。たとえば、具体的には戦前は戦前の日本の税の中心をなしましたのは、御存じのとおり、地租と酒税でございしました。地租と酒税といふのはどういふ意味かと申しますと、結局、お米といふものが中心になつておつた。それは地主さんから国が徴収したといふことでございしますけれども、その地主の負担は、あるいは小作料といふ形を通じて、あるいは酒の消費者の負担といふ形を通じて、大衆が負担するといふ形のものであつた。そういう酒税なり地租なりといふものが、非常に税の中のウェイトが高かつたわけでございます。

それが漸次、これは新憲法のもとにおいて急に変わつたといふことではございせんので、その前から漸次変わつてきておりますけれども、所得税制度ができ、法人税制度ができ、昭和十五年の税制改正によりまして、ある程度日本の税制は整備されました。

さらに、戦後、憲法が変わりますと同時に、もろもろの諸制度が変わることに伴ひまして、所得

再分配についての観念も変わってまいりました。戦前の財閥に見られるような大規模のお金持ちさんというものは姿を消したわけでございますし、戦前における所得再分配の考えと戦後における所得再分配の考えとは、すっかり変わってきたと思ひます。それに対応して、具体的に所得税の制度を考えます場合にも、また所得税にどの程度のウェイトを置くかという点におきましても、また所得税の中でどんなふうな所得の再分配を頭に置いて所得税を考へるかという場合におきましても、また財産税を考へる場合におきましても、やはり戦前と戦後とはたいへん変わつてゐると思ひます。それは私は、憲法におけるもの考へ方が変わりましたということを受けて直に税のほうを変へたということではなくて、憲法の理念に基づいてもろもろの行政制度、財政制度、社会制度というものが変わつていくに伴つて、税もそれに対応して変わつていくというところではないかと思ひます。七十年前の税の構造と並べてみますと、かなりはつきりと変わつてきた点を見受けることができますと思ひます。

○山中(吾)委員 若干そういう変わったところの説明はわかるのですが、もつと主導的に大蔵省が憲法を意識して、構造的に改造をしていくという意欲をもつと持つてもらいたいと思ひます。所得の多いところから多く税金を取り、取った税金は法制によつて所得の少ないところに流していくという財政が、福祉社会への参加の費用としてあるべき姿だと思ひます。その点はいま局長が説明した考へ方の奥に、一応明確に意識しなくてもあるように思ひます。それはいいのですが、私、これをなぜ言ひ出したかというところ、憲法との関係において、この所得税のほうの改正に一步前進すべきものがあるのではないかと、それがなかなか形に出てこないというところを強調したいので実は取り上げた。

一つは、憲法に国民の権利、人権として保障されたものを実行する費用だけは、これは税制の関

係においても課税対象にしないという思想が何か常態化するべきではないのか。憲法の規定した権利、人権を行使するために所得から支出するものは、せめて減免をすべきではないか。営利事業に對しては奨励の意味において特別措置がたくさんあるが、もつと国家観の上に立つて、憲法の理念の上に立つて、憲法に保障しておる国民の人権を行使するに對する費用、これは税制からも考へるべきだ。

その中で、二十五条の生存権の一つとして、家計から支出する医療費については、若干減免してゐるのですね。医療費については控除してゐる。しかし、二十六条に教育を受ける権利という保障がある。その家計からの学習費に對して免税をするという思想がなかなか生まれてこない。私は税制調査会の答申も読んでゐるのです。せめて非常に家計に重い負担をかけておる子供の学習費に對しては、特別措置で、これこそいふほどの特別措置の思想で減免すべきであると思ひますが、なかなかこれが税制の思想の中に常識化してゐないことは、私にとつては非常に遺憾なんです。局長、いままでの経過も含んで、率直にあなたの考へをお聞かせ下さい。

○高木(文)政府委員 この憲法二十五条、二十六条をどういふふうに進めようかという問題に、日本の場合には、教育については主として歳出面で見えてこられたというふうには思ひます。かなり早い時期に義務教育が全国的に徹底をいたしました。そしてその義務教育の費用というもののついて非常に長い歴史がございますけれども、やはり漸次、国、都道府県の財政の中で教育費といふものはウェイトを置いて考へられてきたと思ひます。戦後におきましても、いろいろな形でそれが拡充をされてきたわけでございます。たとえば、ただ義務教育の段階でどう考へるかという問題と、それから現在の高等学校なり大学教育なりについてどう考へるかという問題について、財政の面ではかなりウェイトに差があるとい

う見方をしておつたといふことはいえると思ひます。これを税のほうでどうとらえるかという問題でございますが、今日までの非常に大きな流れとしては、日本の場合には、教育の問題といふのはどちらかといひますと、財政の中では歳出の問題としてウェイトを置いて考へられてまいりました。所得税を考へますときに、最低生活費の保障といふような意味で、基礎控除、配偶者控除、扶養控除という制度がございますが、その控除制度を考へるときに、特に教育だけを抜き出して考へるということじやなしに、全体として考へるというところで今日まで組み立てられてまいりました。したがつて、教育費控除といふような形ではないのかと思ひますが、大きな流れは、私がいま申し上げましたような意味で、財政ではどちらかといふと歳出の面での受けとめ方のほうをより重視して今日まで来ているものといふふうには理解をいたしております。そのことのよしあしについてはいろいろ御議論があらうかと思ひますが、大きな流れとして、そういう流れをたどつてきたといふことではないかと理解をいたしております。

○山中(吾)委員 客観的に答弁されておるので、あなたはやはり税政策の推進の責任者ですから、自分の考へ方としてお答え願ひたいと思ひます。現在の特別措置の中には、他の人権を阻害するようなものにさへ免税をしておる。憲法に保障された命を守るための二十五条の医療費、命を育てる教育を保障するこの人権を行使するの、薄給のサラリーマンの所得まで税の対象になるというふうなことは、これは思想上もよくない、精神衛生上も、こういうものを考へるのが現代の政治思想として一番大事なことはないかと思ひます。

文部省のほうから、四十九年度の要求の中に、家計支出の修学費の免税についての要求があつた

と聞いておりますが、ありましたか。

○高木(文)政府委員 これは、教育費控除的なものを設けたらどうかという御提案がございました。そういう御要求がございました。

○山中(吾)委員 少し内容を説明してください。

○高木(文)政府委員 金額を示して一人幾らという形ではないのでございませうけれども、高等学校までを含めて、修学児童を持つてゐる親の所得から一定金額を控除する制度を設けたらどうかというものでございませう。

○山中(吾)委員 局長は見えていないんだな。

○高木(文)政府委員 この問題は、率直に申し上げますと、一昨年の十二月に大蔵大臣に前愛知大臣が就任されましたときに、教育費控除を設けてはどうかといふことを就任早々のときに明らかにされました。それで、実は愛知大臣は、前に文部大臣をしておられますときに、予算のことに関連をいたしましたして閣僚折衝で、ずいぶん前のことでございませうけれども、大蔵大臣との間で教育費控除といふものを強く主張されたことがございませう。

そこで、四十九年度の問題といたしましては、私は愛知大臣との間で、教育費控除論を盛んに議論をいたしたのでございませう。そういう意味で、四十九年度において教育費を税の上においてどのように受けとめるべきかという議論を展開いたしました。文部省との間でその問題を論議したといふことよりは、私どもの中においてそういう議論を展開したといふことのほうが印象に強く残つております。それは事実でございませう。

○山中(吾)委員 この当時の十二月の予算編成の時期に、その当時の新聞なんです、これはさうすると間違ひなんですか。

「文部省は、子どもへの教育費を必要経費として所得控除する「修学費控除の新設」などを柱にした四十九年度税制改正の要項事項をまとめ」これを提出した。さし当たり義務教育以外の授業料や学級費、実験実習費、修学旅行費などの学校納付金について、一定限度内での所得控除をするよう要望している。全児童の約六割が幼稚園に入り、

八割以上が高校に進学している現状から、義務教育以外であっても「教育費の支出は不可避免的な必要経費の性格を有する」としている。

幼稚園や高校、大学などの一人当りの学校納付金は、文部省の四十九年度試算によると、国公立の場合は幼稚園で年平均二万円（私立は七万円）高校二万円（同十一万円）高専二万円（同十二万円）大学・短大四万円（同二十万円）。同じ試算で世帯主が四十五―五十四歳の勤労者、年収二百四十八万円の家庭を例にあげると――上の子が私立大、下の子が公立高校に入っている場合の所得税の減免額は計四万六千二百円、二人とも私立なら六万五千円、二人とも国公立だと二万二千六百円の減税になる計算という。

この修学費控除は同じ内容で昨年も要望が出されているが、日の目を見なかった。この修学費控除による総減免推定額は国税七百三十二億円、地方税三百六十五億円になる。来年度減税が経費控除を主体にしたとしても、減税の相当部分がこの修学費控除で占められるので最終調整にはなお曲折が予想される。」と書いてある。

ここまで具体的に書いておるのですから、大蔵省ははじめにこれを論議したと私は推定をして質問しているのですが、局長はわれ聞知せずというような答弁のようでありませうけれども、ちよつとふまじめだと思いますが、もう一度答えてください。

○高木文彦政府委員 昭和四十九年度の税制改正の際に、教育費の問題を税、特に所得税でどういうふうに受けとめるかという問題は、非常に大きな問題の一つでございました。結論的には、御承知のように、従来はいわゆる基礎控除が二十一万円、配偶者控除が二十一万円、扶養控除が十六万四千円ということで、基礎控除、配偶者控除と扶養控除の間に五万円の差額がございました。それを今回、基礎控除につきましては平年度計算で二十四万円にいたしましてということで、三万円を引き上げることとしたわけですが、扶養控除につきましては十六万円から一筆に二十四万円

にするということ、八万円上げることになったわけでございます。それは、片一方の基礎控除、配偶者控除の上げ幅は三万円、扶養控除の上げ幅は八万円である、三万円と八万円で五万円の差があるということに結論はなつたわけでございますが、そのような結論になりました一つの大きな理由は、いまの教育費控除の問題、修学費負担の問題ということが要素になっておるわけでございます。

もともと従来の考え方からいたしますならば、家族構成一人の場合の生活費と、二人の場合の生活費、三人の場合の生活費、四人の場合の生活費というものは、人数の増加に応じて二倍、三倍、四倍になつていくのではない。漸次増加はいたしませんけれども、連減的に増加をするんだという考え方が常識でございました。そのこともありまして、基礎控除、配偶者控除、扶養控除というものは差額が設けられておつたのでございますが、その後配偶者控除は扶養控除の中から抜き出されまして、扶養控除と基礎控除の間にきめられた時代がございまして、最終的には基礎控除と配偶者控除が同じ額になりました。基礎控除と配偶者控除は同額になりましたが、扶養控除だけが低い額であつたわけでございます。現に生活保護の基準をつくりまします場合にも、一人の場合、二人の場合、三人の場合、四人の場合と考へてみますと、その基準生計費は連減的に増加をするという前提のもとに生活保護基準が組み立てられておるわけでございます。そういう生活費の実態と、それから教育費の負担のあり方というものと、それから所得税におきましますところの控除のあり方というものを組み合わせてどうにすべきかということとを議論いたしました末で、今回の改正は従来のものとかなりその点では画期的な意味を持つものでございまして、扶養控除を基礎控除、配偶者控除と同額にすることにいたしましたわけでございます。その段階におきまして、文部省のほうから、ただいま御指摘がありましたような趣旨での要請なり要求なりがあつたことは事実でございます。

しかしながら、一方、私どもの間では昨年、というよりも、昨年の春から四十八年度の税制改正の御論議が当委員会においてありました当時から、すでにこの問題はいろいろ議論が出ておりまして、大体かなり早い時期から扶養控除を基礎控除、配偶者控除と合わせようじゃないかという角度で問題が進んでおりましたので、その辺の事情を文部省ともよく話し合ひをいたしました。そういうことであれば、従来に比べれば、幼児なりあるいは義務教育なり、高等学校なりへ行っている子供を持たれる家庭についての税負担は、そうでない家庭の場合に比べて相対的に相当改善されることになるからということで御了解願つて、それならば、本年度は従来に比べれば非常に改善である、実質的に教育費控除が認められたことと同じような結果になる。先ほど御指摘の数字と、ただいま私が申し上げましたような五万円という数字と比較していただきますと、そのことが証明できるのでございますが、そういうことを通じて、それでは特別に控除を設けることをしないが、控除額をそういうふうにならねえということ、四十九年度改正が組み立てられたわけでございます。

○山中重三委員 一般の控除をしたからそれでいいのだというその思想を変えなければならぬのじゃないかということ、私は議論をしていて、大体、植林に対する経費なども特別措置にしている。四十年あとに植林の効果が出て、そういうために、現在の消費を節約して植林に投資をするということはいへんなことである。そういう植林の投資に対する特別措置は正しいと私は思う。教育だって、これは植林投資と同じような教育投資という思想に立てば、三十年、四十年後に教育効果が出るのであり、あるいは死後にその子供が日本の文化の伝達、日本の文化を伝承して、また新しい文化を創造してける人間として育てていく。そういう教育、それが教育ということになる。現在の物価上昇の中で、子供を大学までやるのにどれだけ費用がかかるかわかりますか。それを親の愛情ということだけで、かつてにしろとい

うわけにはいかない。

そこで、私は、憲法の根拠を持つてくるわけなんです、その特別措置という政策目的の例、その措置を考へるならば、営利事業に重点を置いて、歯どめのない経済成長政策で、公害を生んだり、物価の暴騰を来したりするようなことをしている。教育費というものは、いわゆる営利の立場に立つての植林投資に対する措置以上に、何十年後にその投資の効果が現れる教育投資、これはもつと広く言えば、文化を伝承し、身につけて、そして新しいものをつくつていくための投資なんです、これをなぜ減免の対象に特に考へることが不適当なのか、そこら辺をよくわかるように説明してもらいたい。だからこそ、私は一番最初に現代の税の思想は何だ。福祉社会への参加の費用だといふあなたの方の指導思想というものが、大蔵省出版の本の、しかも一番最初に書いてあるから、それを確認して私は質疑をしているのです。

○高木文彦政府委員 おっしゃることはよくわかるわけでございます。ただ、それではその教育の問題なら教育の問題に限つて、これを税制の上でどう取り上げるかという場合に、あるいは教育費控除という制度でそれを評価をして、制度的にそれを組み立てる、あるいは特別措置で何らかの措置をするということをするれば、それは教育についての税制上何か考慮したことになる。しかし、本来の制度であるところの扶養控除制度というものの額がいかにあるべきかということ考へる際に、教育というものを頭においてきめられるという今回のようなやり方をしたという場合にも、それは税として、福祉の問題、教育の問題を受けとめたことにならないというわけではないのではありませんか。そこは新しく何とか控除制度というものを設けるといふことによつてそれを受けとめる方法もございましてよくけれども、同時に、従来ありますもう一つの制度の中でそれを特別に掲記することとはしないけれども、額の算定上、最近のような教育費の実態を考慮して、その点を思い切つて、先ほど申しましたような五万円から五万円という

額を増額してみようというやり方もあるのではないかと、いふに理解をしておるわけでございます。

なくなられました前大臣が文部大臣をやっておられたところから、一つのぜひ実現すべきことであるということで、教育費の問題については、私も非常に強く大臣からその必要性を説かれたのでございまして、そしてその受けとめ方としては、従来から主張されてきたような教育費控除という形で受けとめる方法もあるだろうし、扶養控除を直すという方法で受けとめる方法もあるだろうし、その辺はいろいろ方法があるだろうけれども、とにかく教育費の問題に重点を置いた税制改正を行なうべきであるということについては、強く御指導、御指摘があったのでございまして。

私どもの今度の改正は、ある意味では、それをするおにそのまま受け入れたというつもりでございまして、他の控除に比べて三万円対八万円という関係に、基礎控除、配偶者控除が三万円であるのに対して扶養控除が八万円という改善幅にするという仕組みにいたしましたのは、そういう趣旨であるわけでございます。

○山中(吾)委員 愛知さんの思想、私もよくわかつています。文部大臣のときにわかつていたのが、そういう思想を税の中にあらわすのには、医療控除に対して教育控除というふうに独立の項目として出さないと、思想というものが税の上にあられなれないと思うのです。出したならば、どれだけ国民にいい影響を与えるかわからない。

現在の経済政策に片寄った特別措置に対して、あなた方が言っておる福祉社会への参加費用としての思想を具体的に示すのにこれくらいいいものはないじゃないか。客観的に幾らでも算出できる。基準教育費が出せる。私は将来に向かってそういう思想に一步でも二歩でも前進してもらいたいし、そういう考え方をとつて掘り起こすべきであるというので質問をしておるの、いま直ちにどうということではないが、これはとにかく税の特別措置の問題として、今後ともっと関心を深め

てもの考え方を進めながら前進してもらいたいということの特に要望しておきたいと思うのです。

現在一人の子供を幼稚園から大学まで出すのにどれくらい家計からの支出が必要かというので、お茶の水女子大学教授の伊藤秋子さんが出しておる数字を見ると、四十八年度で四百十万円の家計からの支出の費用が要るのです。これは養育費ではないのです。先ほど言った養育費とは全然質が違ふのです。授業料とかそういう純粹の教育費が四百十万円要る。数年前の物価の低いときには二百三十八万円であつたのが、四十八年には四百十万円になつてゐる。それを扶養控除の中にた入れて、それでちゃんと控除したんだというわけにいかないじゃないか。また、思想的に、教育控除を出すことによって、国政の思想が福祉政策に一步前進したということが初めて国民にわかるような説明になるのではないか。

税に取上げるのは不適当だ、これは予算の支出で処理すべきものだ——予算の支出で処理すべきものは、学校施設の充実であるとか、施設設備の問題、教員の給与の問題なのです。父母の支出に対する措置の問題は別途の考慮の中にすべきではないかと思うので、その点は、局長の思想が非常に昔からのままで一步も前進していないように思うのですが、ことに、今度の税制改革、所得税の改革で、世論の中では、部長減税ではないかとか、金持ち減税ではないかといわれて非難をされておるのであるが、それでもなおかつ皆さんのほうで、その非難を受けて、なお現在の所得税の改正をなせ出しているのです。それをまずお聞きしたいのです。私は家計の教育費と非常に深い関係があると思うので、なぜ部長減税、金持ち減税といわれておる現在の所得税の改正を出しておるか、あなたの動機を説明してください。

○高木(文)政府委員 その前に一つお答えをいたしておかなければならぬのでございまして、教育費の問題を何らかの形で税制に受けとめるべきであるという立場に立ちました場合に、今回の改

正案で御審議をお願いしていますような形で、つまり、扶養控除を充実するという形がよろしいか、それとも教育費控除というものを新たに設けることがよろしいかということとは、両方あり得るわけでございます。どちらでなければならぬという決定的なものはないわけでございます。

その場合に、山中委員のおっしゃいますように、教育費控除というようなものを設けるほうが思想がはつきりするではないかという点は、おっしゃるとおりでございます。そういう意味で、新しい控除制度でありまして、そういうものを設けたほうがよろしいのではないかと考え方が一つございまして。

しかし、一方におきましては、現在でも現在の税制というものが非常に複雑である、もつと簡素にできないか、いまあります控除もでき得べくんばこれをやめる方向にして、そして基礎的な控除額をふやすという方向にしたほうがより簡明になるのではないかと議論があるわけでございます。

また、教育費控除に限らず、他にいろいろな意味での生計費控除の御要請が各方面からいろいろあるわけございまして、そういうことを総合的に考えまして、おっしゃるよう思想を税制の上ではつきりしたほうがよろしいという考え方もございまして、そういう形をとりますと、果てしなく現行の制度が複雑になるおそれがあるということから、具体的に教育費用にいろいろ負担の多い家計の税負担が軽減するように考慮しながら、しかし、そうかといつてあまり制度が複雑にならないようにということも一方において考えましたのが、配偶者控除、基礎控除、扶養控除を同時にし、扶養控除の上げ幅を大きくしていくというところでございまして、それは御批判はあろうかと思ひますけれども、そこに教育控除というような看板を掲げることによって初めてこの思想がはつきりするということではなくて、そのいろいろの控除額の算定の過程において、それを考慮に入れた計算が行なわれるということも一つの方法

であらうと私も考えたわけでございます。その点を追加的に説明をさせていただきますと思ひます。

次に、ただいま御質問の重複減税、部長減税、金持ち減税ということの批判を受けながら、なぜそれをしてきたかというものの考え方を聞きたいということでございまして、その点は、まず第一に、所得税の非常に重要な任務をいたしましては、所得の再分配機能ということがあつたわけでございます。つまり、低所得層からは税をあまり多くいただかない、所得の大きい方からは相当にたくさんというところを通じて、国民間の分配の調整という機能が所得税にございまして。これは税制全体としてそういう役割がございまして、けれども、その中でも所得税が最も再分配機能を多く負っているものでございまして。

そこで、再分配機能をどの程度に働かしたらよろしいかということが、所得税の組み立ての場合に最も慎重に検討しなければならぬ点なのでございまして、再分配機能が強くなければ強くなるほど、ある意味におきまして、たとえば労働意欲が失われてくるというような問題がございまして。それからまた、もう少し具体的には、いろいろな形での租税回避行為が行なわれてくるということがございまして。いわゆる脱税ということではございませんが、いろいろと回避行為が行なわれてくるということがございまして。

そこで、現在を見ておりますと、たとえばベアスアップのときに、給与が一割五分なり二割なり二割五分なり上がるということで労働間の交渉が行なわれますという場合に、それを所得階層別にどういふふうに分けるかというふうな交渉が労働間に行なわれるわけでございますけれども、だんだん税の累進カーブがきつくなつてまいりまして、その賃金分配を行ないます場合に、ものごとがゆがんでくる。つまり、たとえば平均一割上げますと、平均二割上げますと、税引きで考えますと、その上がりました給与の持つ意味というものがすっかり変わつてくるということがあ

ものでございますから、一方において正規の賃金での分配だけではものが片づかないということ、言ってみれば、第二給与的なものが発生してくるという時代にだんだんなつてきておるのでございます。そういう現象から見まして、どうも最近、まあ部長さん、課長さんあたりを中心にして、少しくこの分配機能が強くなり過ぎているのではないかと、いふに私は私どもは理解をいたしておるわけでございます。

そこで、それを数字的にいろいろ当たつてみましても、たとえば、これは適否は問題でございませうけれども、諸外国における所得税の累進カーブと日本の累進カーブを描いてみましても、どうもやや最近では急激にカーブが、累進度が高くなつてきております。また、過去におきますわが国の所得税の累進カーブと四十八年度の累進カーブを描いてみましても、著しく高くなつてきております。

過去において、非常に大きな改正が行なわれまして昭和三十三年の税制改正のときと今日とを比べてみますと、現在の収入金額で四百万円から五百万円の間の収入階層から以下の収入階層に下つてしまつては、昭和三十三年から四十八年までの物価上昇率よりも所得税の軽減率が大きくなつておりますけれども、それをこえますと、物価上昇率よりも所得税の軽減率が低くなつております。つまり、大体四百五十万円を境にいたしまして、物価との関係で考慮しただけで、税負担が昭和三十三年よりも実質的に重くなつていっているというやうなことがあります。

そういう意味で、現在の、四十八年度税制におきます所得税の再分配機能というものは、少しくさつ過ぎる。そのことがいろいろな形で弊害を生じてまいりました。たとえば、しよつちゅう御指摘を受けております利子の分離課税の問題とか、土地の分離課税の問題とか、いろいろな分離課税の問題を本則の総合課税に直すべきであるというやうな議論がございまして、現在のやうな累進カーブを前提にいたしますと、あまり累進カーブがきつ過ぎるために、なかなか分離課税を

総合課税に戻すことがむずかしいというやうな現状にもございませう。

そういうことをいろいろ考慮いたしまして、何年かに一べんはやはりこの分配構造、累進構造を直す必要がある。毎年毎年物価調整減税ということで課税最低限の調整だけをやっておりまして、それをやればやるほど分配カーブはきつくなりますから、これを適宜是正する必要があるという考え方でございませう。その意味において、現時的には部課長減税というやうなことになると思いますが、それは何年かに一べんはそういう思い切つた構造的改善をする必要があるということ、今回の所得税の手直しの際に、相対的に累進カーブを、税率だけでなく、控除と税率と組み合わせました結果の累進カーブの上昇率というものをなだらかにするということに、非常にウエートを置いて考えたわけでございませう。

○山中(吾)委員 いろいろ長々と御説明があつたのですが、部課長減税といわれることについて、私にはある意味においては理解をしております。その時期は支出が多い。だから、収入の分について累進税を採用した場合に、課税をされるほうからいへば、非常に重圧感がある。生活の必要経費が多い人が、重圧感を感じるはずですね。その場合に、三十代から四十代の人が大体年二百万から三百万の収入になつておる。納税人口の比率からは七・六％であるが、納税額は二〇・三％になつておる。そして、そういう人たちが非常に重圧感を感じておるといふやうなことが、皆さんのほうでこういう三、四十代の人々に対する累進税の緩和を考へる実態であると思つておるのですが、それなら重圧感を感じる家計の支出の一番大きいものは何か。

ちやうど子供が大学に入るときに教育費が一番重圧感があるのじやないか。ほくはそこを言うんだ。小中高は大体月二万、三万でいいのであるが、大学に入れば年五十万、六十万は一度にかかるとおそろしくこの教育費が、そういう中間の、三、四十代から五十に至る、二、三百万の収益のある人が税に対して重圧感を感じている一番おもなもの

である。

住宅については、月給が高くなつたから倍の家賃のところに入るといふやうなことはおそろしくないので、その必要経費はそう変わらない。しかし、同じ本省の役人でも、親譲りの住宅を持つておる課長と持っていない課長の話を聞くと、精神状況が全く違う。それほどいふゆる衣食住足りて礼節を知るの住が抜けておることはわかるんだが、しかし、その給与の上がるに應じて大きい住宅に入るわけではないんだから、必要経費は変わらない。だから、基礎控除とか何控除というものによつて――私は、一般の特別措置はそれでいいと思うのですよ。

しかし、教育費というものが急に何倍かになるというところに、あなた方が今度の税改正で部課長減税といわれても、なおしなければならぬという実質上の理由があるのではないかと。そういうときに教育控除というものを特別措置のほうに持つてくれば、そういう非難を受けるやうな税改正をしなくていいのではないかと。だから、特別措置の場合に、収入だけに着眼するのではなくて、支出の中で、しかも、親の生きがいは子供の教育でしようから、あらゆるものを犠牲にしてそれを最低の必要経費として支出する、その教育費を考へておけば、矛盾のない累進課税の改正ができる。

ところが、その教育費というものは、あなた方の長い偏見の中で、特別措置の対象として不適当だとか、あるいは子供を学校に出さない者との不公平だとか、そんなことをいへば、大体企業に対する特別措置はみなさうである、やつていない人については何も特典がないんだから、その辺の考へ方には大きな間違いがあるのではないかと私は言うのである。一千万以上の収益のあるやうな人たちは、これはもつと累進課税をしていいが、四十代、五十までの人々は、たとえば、二十七で結婚をして、三十で子供を生み、四十八になつたときは子供が十八歳で大学に入る。そのときに非常な税の重圧感を感じると私は思うので、申し上げておるのである。

教育控除を入れることによつて非常に複雑になるといふやうなことも、これもあつたの理屈なので、皆さんのやつておる企業に対する控除なんというものは、私は見てもわからない。耐火建築物に関する何々、公害に関するもの、あるいは登録免許税についての、こうずつと並べても、幾らでもあるじやないですか。教育費を一つ入れたために混乱をするという理屈は、一つもないじやないか。そのものの考へ方を角度を変えていくことが、この教育控除という問題の一番大きな課題ではないかと私は思うのであります。わかりますか。

だから、現在の福祉社会という一つの思想と、憲法の設定に基づいたものの考へ方と、現実に皆さんで部課長減税といわれるやうなことをしなくして措置するために、この教育減税、教育に対する税制上の手当てがされるべきではないかということをお私主張しておるのであつて、この法案の直ちに修正ということをお議論しておるのではないのですから、未来に向かつて角度を変えて、国民が重圧感を感じないやうなすつきりした税改正をするために、教育控除の問題を真剣に検討していただきたい。

次官は途中で来たから、中間の論議は聞いていなかったと思いますが、あなたの御意見を聞いて、次に移りたいと思ひます。局長も答弁をしてください。

○中川政府委員 この問題はしばしば議論のあるところであり、大蔵省としても真剣に考へておるところでございませう。ただ、山中先生御指摘のやうに、一つには、税金を納められない方が教育している場合には恩恵がない、税金を納められるやうな力のある人に恩恵を加えるというアンバランスの問題も配慮しておかなければならないと思ひますし、それから個別の事情をしんじやくしてこれを織り込んでいくということになりますと、ここにも一つの問題がある。

しかし、教育問題がたいへんであるという背景はわれわれもよく承知をいたしておりまして、そこで、扶養者控除をことしは十六万から二十四万

円、五割アップの八万円、従来にない控除をいたすことにいたしました。そういう背景があったからでございます。しかし、今後とも、教育問題について父兄が非常な負担をしていらっしゃる実態もありますから、今日この制度をやるということとはまだ言いがたい状況にあります。十分考えていきたいと思っております。

○高木(文)政府委員 先生の御指摘の点と私どもの考えとは、基本的には、教育に重点を置かなければならない、教育のためにいろいろ支出が多い家計の税負担を軽減しなければならぬという点においては共通でございます。ただ、それをどう表現するかという点で、先生のおっしゃるような、もつと理念を明確にせよというところをおっしゃっているのです。その点にいま議論のすれ違いがあるというところでございます。

先ほどおっしゃいました、子供を学校にやっていると、中堅階層の家計の税負担を軽減するということとは、それは一つの表現では扶養控除の額をふやしたということでございますが、全体の構造を見ましても、たとえば収入金額三百万円の場合のサラリーマンの軽減率を見ますと、夫婦ものの軽減率は平年度分で四二％になっておりますが、夫婦と子供一人の場合は四八％になっておりますし、夫婦と子供二人の場合は五五％になっております。

なぜこの夫婦と子供二人の場合が軽減割合が多くなっているかというのには、やはりその扶養控除の引き上げ幅を大きくしたことの影響でございます。そういうところに、教育に経費がかかる中堅の家庭の負担軽減を結果的には織り込んでおるというところを、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

それから、もう一点、議論になりますけれども、租税特別措置法を読んでもわからないといえます。いろいろな複雑な仕組みになっているではないか、それを考えるならば、教育費控除を所得税の中に織り込んできても、それが複雑になり過ぎて困るということにはならないではないかとい

う御指摘がございましたが、企業に対するいろいろの措置のほうもろの規定は、これは非常にたくさんございまして、なかなかややこしいことになっておりますけれども、しかし、該当企業は、措置法のいろいろな規定のすべての適用があるわけではないわけでございます。それぞれ該当企業から見れば、その該当規定だけについての理解を持つていければよろしいというところで済みませうけれども、所得税のほうは、全納税者に影響するわけでございますので、簡素化の要請というものは法人税の場合とは違ひまして、所得税の場合には強く要求されるというところでございます。

それから、企業というのは、もともと営利を目的としてやっているわけでございますから、もろの経理規定、税務規定というものについては、自分の利害の伴いますことでございますので、みずから進んで相当積極的に研究し、勉強しておるという前提で仕組んでよろしいのではないかとと思っておりますけれども、所得税のほうは普通の方がすべて関係してくるわけでございますので、どなたでもわかるというか、わかりやすいような形に仕組んでおく必要がございまして。

その意味におきまして、おことばではございませうが、やはり所得税の簡素化ということとは法人税の場合とはちよつと——法人税といいますが、所得税でも営業をやっている方に適用になるような税制の場合では、やはりその簡素化に対する必要度といえますか、それが違ふということがあるわけでございます。その点を、これは意見になりますけれども、申し上げておきたいと思っております。

しかし、いずれにいたしましても、教育の問題というのは非常に重要な問題でございます。今後とも福祉時代ということの関連で、より焦点を当てていかなければならぬ問題だと思つては、より理念を明らかにせよという御主張については、とくと胸に置いておきたいと思つております。

○山中(吉)委員 この点は将来に期待して、私も

実現するまで質疑はやめなかつてもりであるので、御検討願ひたいと思つております。

次に、いわゆる世間でいう医師の必要経費、いわゆる社会保険診療報酬ですが、これはだれかが取り上げないと、税制全体に対する国民の不信感がつるので、私はあえて取り上げるのです。

現在の特別措置の中で不公平負担の最たるものは、やはり医師の必要経費七二％である、これはもう国民の常識なんです。そこでなぜ、税制調査会の答申が何回にもわたつて、これは是正すべきであるという答申があるにもかかわらず、どこかで消えてしまつて、国会段階になると何も無い。その真相を、うそを言わないで率直にここで述べてもらいたい。

○高木(文)政府委員 七二％の制度は、もともと今日ほどにはいわゆる健康保険の制度が一般化しておりませんでした時代に、その保険単価をどうきめるかということが関連をして、保険単価を十分に引き上げることができなかった見返りとして発生してきたものであり、それで税としては非常に困るということであつたわけでございますけれども、最終的には、それを議員提案という形で、国会で特例的に認めになったものでございまして。ただし、その当時からこれは臨時のものであつたというところは、当時の立法に御関係になつた方々、提案者の間でそういう考え方を保持しておられたことは、当時の議事録にも明確に載つておるわけでございます。

それが、その後今日まですでに二十年たちましたのに、なぜ解決をしないかといふと、一番大きな点は、利害関係者でありますところの医師のほうからいいますと、今日の単価はなお十分である、適正診療単価といふことは言えない。当時の事情と、事情の変化が全くないとは言えないけれども、しかしながら、当時の事情、つまり財政事情によつて点数が押えられておるといふ事情は、何らかの關係で今日まで残つてきておる。いづれでもこの制度をやめてもらつてもつけこうだけれども、そのかわりには当然に社会保険診療の、

簡単にいいますと、点数を利害関係者のいわれる合理的なものにすべきである。そのもとを放置したままで、当時の経緯もあるのに、税制のほうだけ手をつけるということについては賛成できないという主張があるわけでございます。

事が医療に関する問題でございますし、確かに社会保険診療のような場合に、非常に多くの患者さんを扱うお医者さんが、経費にいろいろ手をとられるというようなことがあつては適当でないわけでございます。何かお医者さんにとつても税のことのためにあまり負担が多くなるということとは、望ましくないということもあるわけでございます。まして、そういう意味からいって、簡素なものであるということが必要であらうと思つて。ですから、私は、現在の制度は、このままでは決してよくないと思つてございませうけれども、それでは完全にこれをやめてしまつて、普通の営業の方、小売りの仕事をしつらうしやる方とか卸の仕事をしていらうしやる方、製造の仕事をしていらうしやる方と全く同じように扱ふべきかどうかということについては、いささか疑問を持っております。

それはやはりお医者さんにはお医者さんにふさわしい税制でなければならぬ。どこにそれを求めたいかといふことについて、申しわけございませんが、私どもにもまだ、これならばお医者さんにものみ込んでいただけの税制であるといふところの意見がなかなかむずかしいといふことで、いろいろ税制調査会から御指摘はございませうけれども、それを具体化して、これならばいかでしようかといふ案に、なかなか至つておらぬといふところがあるわけでございます。

しかしながら、税制調査会の中ではすでに特別部会が設けられておりますし、実は、いろいろ資料も収集をいたしまして、お医者さんの経理状況等の実態もいろいろ調べておりますし、それから、確かに適正診療単価かどうかについては異論があるかもしれませんが、かなり点数の改善も行なわれてきて今日でございますから、何と

か早く結論を出したい。これは税制調査会の事務局の立場にあります。これは税制調査会の事務局の立場にありますが、私どももいたしまして、その立場から何か結論を出したい、そして受け入れ得るもの、現実的な案をつくってみたいというふうな考えでありますが、これはそういう実態がやはり非常にデリケートな問題である。何か政治的にむずかしいとか圧力があるとかいうことがないとはいえませんが、それだけではないで、やはり実態に本来むずかしい点があるということも否定できないということであろうと思っております。

○山中(吾)委員 議員立法と言われたので、国会の責任をちよと感ずるのだが、議員立法なら、国会でわれわれは議員提案をし直す責任もあるんじゃないかという感じもするので、これはひとつ理事の皆さんの御検討も願わなければならぬと思っております。ただし、議員立法でできたものであっても、できたあとには政府提案で修正するのは一向差しつかえないし、してしかるべきでありますから、それはあとでひとつ議論をしなればならぬと思うのです。どうも議員立法では理想主義的な議員立法もあるが、中には困ったものもたいぶあるので、われわれも責任を感じておきたい。ただし、当時の状況とは状況変化があるので、これについては何年後と言わないで、現実において改正すべきことについて議論すべきだと思いが、だから私も議論がないし、改正されてないところ、私は取り上げざるを得ないのです。

それならいま局長の言われたことまでしたらいいか。これは答申の中で五〇%調査をした結果、七二%はどう見ても実態からいって不適当である。必要経費の計算をして、五〇%が妥当だということとは答申に出ておるんじゃないですか、あなたわからぬと言ったが、それはどうでしょう。

○高木(文)政府委員 答申では、この制度をやめるべきであるとか、あるいは縮小すべきであるとかいう答申になっておりますが、どういふふうに改正すべきであるという御答申は出ていないのでございます。

それで、山中委員がいま五〇%ということをおっしゃいましたが、その五〇%という数字は、お医者さんでブッキングをきちとやっていらつしやる方の数字をある程度抜き出して見ますと——と申しますのは、お医者さんは全部が社会保険診療だけを扱っていらつしやるわけじゃなくて、自由診療の場合がございまして、自由診療の場合には、普通の営業と同じように、収入が幾らで経費が幾らだということ、所得税の申告をされるわけでございまして、お医者さんの申告の中に、自由診療部分についてはブッキングがあつて、それに基づいて経費の主張があつて、それで申告が出てくるわけでございまして、それで、その申告書を単純に集計をいたしましたもので、経費率が大体五〇%、したがって所得率のほうも五〇%、したがって、現在の所得率二八というのとは低過ぎる、もう少し所得率は多いはずであるという数字が出てまいりますけれども、これは実は申告書の集計をきめられては困るという事情がまたあるわけでございまして、その率を、直ちに現在のところ、この率ならばよろしいではないかという率は見つけ出してない。

そこで、でき得るならば、お医者さんの経営の実態調査ということを行なうことができれば、ものごとが一步前進するわけでございまして、けれども、これは御存じのとおり、従来から、点数をきめます場合のために中医学協等でないへんな議論があるわけでございまして、調査は三年に一回必ず行なわれてはおりますけれども、しかし、この調査の結果は、相互に発表しないというふうな前提で事が進んでいるというふうな経緯もございまして、なかなかお医者さんの経営実態の客観的把握が困難だということがあるわけでございまして、そのあたりから漸次解決をしていく必要があるわけでございまして、現在、税制調査会の中にあります特別部会等におきましても、そこらでどう判断したらいいかということで、いろいろ

御議論が進んでおります。

○山中(吾)委員 少しも私にとつて説得力がないのですが、大体一千万の収益がある医師の収入に、七百二十万は課税対象からはずして、残りの二百八十万が純益だといつて課税するなということ、が、公然として通つておる。これを直すことができないような政治ならば、国民から信頼を受けることは私ではできないと思つた。ことに、出先の税務署長に聞いてみると、税務署長も、税務懇談会をやり、納税の意思を普及し、また協力を願うという会をしても、医師の七二%の免税ということが取り上げられて、そのために全部われわれのやうにすることが不正に聞こえて、非常に情けない、これではとても、私らが一生懸命に努力をしても、われわれがやうに苦勞しているもので、せめて根本的な偏見の中で苦勞しているのが、おそろく全国の税務署員の痛切な叫びだと思つたのでありま

す。だから、これはいろいろの理屈を捨てて、少なくとも来年必ずやるということだけはこの国会で明確にすべきではないかと思つたのであります。どう考えても、この必要経費の根拠が、私が相当理解する立場で見ても、どこにも出てこない。国税庁がわかりやすく解説をしておる本の中に、「特別措置の合理性の判定」という、これは九三ページにあるのですが、こういう場合には特別措置において措置をすべきだということで、イ、ロとあつて、それで内訳をしてさらに四つあけてい

ます。非常に不公平な制度で、国民が税制に非常な不満を持つ大きな柱だと思います。そこで、これは早急に改正をすべきものであるという考え方は全く一致いたしております。

そこで、われわれも何かこの不公平な点を改正したいということで、政務次官になるとなざるとを問はず主張し続けてきておりますが、何ぶんにも、いま局長から御説明申し上げましたように、発足が、医療の単価は正の穴埋めみたいな形で発足したゆえんがあり、今日まだなお単価について医師側との間に一致点を見出し得ない点においてこれを是正するということは、非常に困難性のあつたことでも事実でございまして、しかも、医師側が非常に強くて、大事に国民の生命を預かつておるお医者さんでもありますから、この問題を強行するということも、またほかの職業とは違つたむずかしさもあり、しかし、これは何とかしてやりたいということ、で鋭意いま社会保険診療報酬課税特別部会において研究中でありまして、私としても、何とかこれが来年というか、ごく近いうちに解決するようにして、税の不信に対する国民の感情を払拭するようにやりたいものだと思つております。

○山中(吾)委員 この必要経費の制度と現在の私立医科大学の裏口入学の寄付金との関係は、私は関係ないとは思つていないのです。四十六年度の文部省の発表によつても、平均の寄付金が六百万円である。最近は大んだん相場が上がつて、四十八年で三千万が寄付金の最高になつた。三年、四年前は一千、一番多いのは二千万だった。そして、それまで金を出して入学させるのは医師の子弟なんです。開業医は子弟を、自分の家業を継続させるために、何千万という金を出して入学をさせておる。このことがどだけ医療がいま有利であるかということも説明しておるのであつて、それに対する七二%の免税というものは、どう考えても、一体、根拠は出ないじゃないか。むしろ裏口入学を奨励しているのじゃないかということが、私の考えの中からもどうしても離れるわけにいか

い。さらに、医は仁術だという昔の思想が前提となつて、こういう七二%の免税制度が出たのではないかと心理的には思うのですが、現在は医は計算だといわれておるのです。一つの事業として他と特に区別をしなければならぬ質の違いは、私はそうないと思うのであります。もし医療関係において福祉社会における政策をとるならば、むしろ治療を受ける国民の医療の方向に——いまのような公営医療の思想もそうだし、税の上ならばむしろ治療費の特別措置、免税をもっと大きくすべきである。経営者のほうにこういうやり方をするのは、私は、現在の医療の形態と医療の思想との間にギャップが非常にあり過ぎると思うのであります。

そうしてまた、七二%の必要経費を認めて税制上の恩恵を与えておれば、医者の方々がその残りの納税には忠実に守る納税思想ができておるかという、逆に、全部脱税思想の方向にむしる行つておるわけである。逆になつてゐる。納税思想はゼロになつてゐるんじゃないか。また大病院に行けば、患者が治療を受けるに於いてその治療費の証明があれば特典があるので、免税の措置を申告できるために証明を要求しても、なかなか書いてくれない。全国の高額納税所得者の番付にはずいぶんと医者がどこにも多いのであるといふところから、私は、いろいろのことは別にして、これだけは処理すべきである。点数の問題、あれは別問題であつて、これとの関連において考えるべきものでないと思うのであります。

実際問題として、この問題を解決するについては、年次計画で七二%を来年は五%引く、その次は五%、その次は五%といつて、いわゆる四力年計画で五〇%に持つていくこともできるでしょう、摩摺のないように。その方法は具体的に検討して、来年からこの問題を解決しない限りにおいては、一般の国民の納税思想に対してマイナスだけを残すと私は思うのであります。そこで、もう来年から必ずやるということを含んで、私は政府

の御答弁を要求するので。次官の御答弁を求めます。

○高木(文)政府委員 社会保険診療報酬に関する特別部会というのが税制調査会の中にございます。そこで今日まで何回か会合が開かれたわけでございますが、そこで問題になつております点は、この経費率が法定されてゐるという制度に問題があるといふことが一つございます。この経費率といふものは非常にむずかしいものでございます。法定されておりましたのは、給与所得控除の制度、今度の改正で百五十万円まで四割、次の三百万円までが三割、六百万円まで二割、あと一割、こういうふうな給与所得控除の概算控除といふことで法定されておりましたが、それ以外には、法定されてゐる制度がきつめて例外であるといふ点が一点ございます。

それから第二点は、収入の大きさのいかんにかかわらず率が一一定であるといふところでございます。それは、普通やはり収入が大きくなれば固定経費部分は減つてくるはずでございますので、所得率といふものは収入の増加に応じてやはり大きくなるはずである。ところが、収入の大きさのいかんにかかわらず、そこが一律になつておるといふところに一つ問題があるといふことが問題になつております。

それから三番目には、先ほどちょっと触れましたように、医師の経営実態がわからない。これを調べることに於いて、問題が進展をいたさないといふことが問題であるといふことになつております。

いずれにいたしましても、すでに診療報酬制度の特別部会ができてから相当な期間を経過いたしましたこととございますので、現在の税制調査会の任期はことしの十月の初めで切れることになつております。税制調査会の委員の任期は三年になつております。三年目の任期がことしの十月で切れることになつておりますので、それまでには何とか結論を出さうといふことで研究をされておるところでございますので、私どもも税制調査会

の事務局の立場におきまして、まずその場で何とか少し——いままでのようにこの制度はよくないとか廃止すべきであるとかいうことでなしに、具体的な内容を盛つた意見を出していただくようにお願いをしておるところでございます。何とか山中委員の御指摘の点について、御期待に沿うようにわれわれも努力をいたしたいと思ひます。

○中川政府委員 実はこの問題、御指摘のとおりでございまして、裏口入学の発生、あるいは納税思想の低下、あるいは地方へ行きまして一番高所得者は軒並みお医者さんになつておるといふことから、この問題について特にひんしゆくを買つておることは事実でございまして、何としてこの問題を解決したい気持ちにはありますが、御承知のように、この問題は税制の面からだけではできない。医療制度の現在のあり方全体の中の一つの仕組みに定着しておりますから、これだけを取り出すといふことは非常にむずかしい。そこで、この問題の解決は医療制度の改正といふものから始めなければ、言はずやうく行なうはかたといふ思つております。

医師の問題としては、たとえば、技術のいいお医者さんでも技術の悪いお医者さんも、点数で全く一銭の違いもないといふようなことや、あるいは乱診乱療の問題、それを規制する措置もない。あるいはまた、ただ紙切れで請求だけしておる、架空のことによつて多額の収入をあげた医師も、摘発された者も全国的にありますが、摘発できない仕組みになつておるといふ実態、こういうことが重なる今日の医療行政が非常な問題になつており、税制の面だけではない、多くの課題をかえておる事実があります。

ですから、この問題の解決は、厚生省というよりは政府全体の問題として、また大蔵省だけではなく、あるいは国会においては、与党だけではなく野党の皆さんの協力もいただいて、抜本的な改正の中でこの問題を解決していくにあらざれば、大蔵省だけでこれをやれと言われても、私はやらない気持ちにはやまやまありますし、できるだけの

ことはしたいと思ひますが、むずかしい事情もひとつ率直に聞いていただきたい。来年からこれだけ抜き出してやれと言われましても、やりたい気持ちにはありますが、むずかしい事情もありますので、重ねてお願いしておきます。

○坊委員 山中委員の御意見に對しまして、私は双手をあげて賛成であります。私はもつと強い意見を持つておるかもしれないけれども、私は山中委員の質問に関連質問といふことでですから、これについての結論から各論についてここで申し上げて御質問しようとか、そういうつもりはございません。ただ、この実行といふことを、ぜひとも政務次官も、局長も、真剣になつて考えてみていただきたい。早急に実現をしてみたい。

と申しますことは、これは私だけの意見ではない。自由民主党の税制調査会におきましても、こゝしはこれを改定すべきであるといふことを答申の中に付言しておることは、これは主税局長もよく御存じのとおりであります。これは自由民主党の意見でもあるのです。

そこで、山中委員が申し上げなかつたことについて、たくさん申し上げたいことはありますけれども、一言だけ私は申し上げたいと思ふのであります。

厚生省は、大蔵省よりよっぽど早くこの問題については、これを廃止するとかなんとかいつておりませんけれども、これを是正しなければならぬといふような意見をすでにきめて、中医協に審議してもらいたいといふことを、これは厚生大臣の名においてすでに申し入れておるところが、中医協におきましては、審議が確かにおくれております。それはどういふことかと申すと、診療費といふものを、物価、人件費にスライドする、こういうことを厚生省がきめて、そしてこの案を中医協に対して審議してもらいたいといふことを申し入れておるのです。物価、人件費に診療費をスライドさせていくといふようなものに、一体そういう特例が要るかどうか、こういうことなんです。これは普通の自由診療なんです。お医者さんの

診療費というのは、自由診療の費用です。これが国民皆保険であり、かつまた保険診療であるということですから、物価、人件費にスライドしていくことは必ずしもめちやくちやだとは私は思いません。そういったような意見も出てくるのも一つの意見だと思いますけれども、それをやっておきながら、その診療費の課税標準と申しますか、経費率といいますが、これを税制で、こともあろうに七二％なんというふうなこんなものを、このままでほったらかしておくことは、全然これはめちやくちやだということを考えなければならぬ。そこで物価、人件費にスライドするということが、おそらくは中医協において早速これは審議をせられることであろうと思う。そういうことから考えてみても、厚生省ももうすでにきめて審議させるようになっていっているのです。

いまだ大蔵省の政務次官、局長のお話を聞いておりますと、なるほどこの制度というものは非常に不合理である、これは改定しなければならぬものであるということはたまたまお聞きしたのでありますが、しかしながら、これを改定することがきわめて困難であるという、いわばやらなければならぬけれどもやれないのだということに非常に重点を置いて——中川政務次官は私は正義の人だと信じておる。昔から信じておる。その政務次官、しかも正義の人であり非常な勇気を持った、いまの国会議員の中ではまれに見る人材だと思っておる。冗談じゃないですよ。その政務次官がこの問題に關して、何だかやれないことに——少々無理なこともやる性格を私は中川政務次官に見ておる。それをこの問題に關する限りは、きわめてじみというか、あれだけの勇気のある中川政務次官が、その答弁では私は満足するわけにはまいらない。そういうったようなことから考えてみても、事務当局はひよつとしたら弱いことは私もわかる。事務当局というのはいろいろなことで制約を受けたりして、おそらくは腹の中では、主税局長以下各課長は何とかしてこれを実現したい、こういう気持ちのあることも、長い間のおつき合いから、

私はよくわかる。しかし、そういったような良識、そういったような正常な判断、これを私は中川政務次官が勇気を持って、こういう正しい税制を打ち立てていく。税制の転部を是正していくということについては、中川政務次官が事務当局を——大臣がおつたらもっといいのだけれどもおられない。事務当局を叱咤激励して引きずって、私はそういったような指導を中川政務次官にぜひともひとつお願いを申し上げたい。あなたの在任中にぜひともひとつこれをやっていただきたい。これは自由民主党の税制調査会の決定でもあるということをお頭のの中に置いていただきたい。

それから、いまの山中委員はこれまで社会党における——私はこの方をよく知っている。私と同じ郷里の人なのです。選挙区は違つけれども。その山中委員がおつしやることは、これは私は社会党でもそういった御意見が非常に強いのだろうということをお考えます。ぜひひとつ、きょうは——私はめつたに質問したこともないが、中川政務次官が政務次官であり、かつまた山中委員が勇を鼓しておつしやられたということでの感謝興起いたしまして、飛び入りで、正義のために私は御意見を申し上げるとともに、政務次官及び局長の答弁をお願いしたいと思つておる。

○中川政務委員 御指摘のとおりで返すことばもないのでございますが、ただ、答弁の中に少し勇気が足りないというところでございまして、勇気は持つておりますが、それを上回る難物なことも事実でございます。(「逃げちゃいかぬよ」と呼ぶ者あり)逃げるつもりはありませんが、たいへんな難物であります。しかし、やらなければならぬというところは政治家としての、また政務次官としての立場からまはつきり申し上げ得るところでございまして、正直なところ、いま局長とも何とかできないか、こう言つておつたところでございますが、せつかくの委員会あげての、党派を越えての強い御声援のあることでもありますから、真剣に努力してみたい。私は言つた以上はこれはやる——たとえば来年からやると言つてできない場合

合には責任問題になりますから、そこまではお許しをいただいて、ひとつしつかり取り組んでみたいということをお申し上げて、しばらく時間をかけていただきたいと思います。

○高木(文)政府委員 先ほどお触れになりました社会保険診療報酬のスライドの問題ということが具体化した段階におきましては、これは当然にいまの七二％の特例問題は基本的に矛盾をすることになりますので、考え直さなければならぬということはお言ひまでもないことでございますが、そうなりませんか場合にも、やはりこのままではいけないというふうにお考えおるわけでございます。物価、賃金のスライド制というのはどういふことになりまして、なかなかこれは財政的にも、また保険に加入しております従業員サイドの問題もいたしまして、負担の増加を来たす問題でもございまして、なかなか早急に解決できるとは限らないと思つておるが、私どもはそれは関係なくとも、何らかの形において、先ほどおつしやりました、私どもも一歩にいかなくともいふお話がございまして、私どももそういうことも含めまして、先ほど触れましたように、税制調査会の委員の任期切れの前までは何とか具休案をまず出していただくというところで、一歩一歩進めていきたいというふうにお考えしております。

○坊委員 主税局長にお尋ねしますが、私申し上げたのは、物価、賃金にスライドしなければならぬことは要らぬ、こういう意味ではないんですよ。物価、賃金にスライドするというのを厚生省が厚生省の案としてもうすでにきめて、そうしてこれを中医協にはかつておつたことを私は申し上げたのであつて、厚生省が政府として物価、賃金スライド方針というものをすでに大臣がきめて、そうしてはかつておつたのだから、そういうったようなことを一方で決定してはかるということであるならば、それに伴つて大蔵省は、いまやもう診療報酬に対する特例というものを是正してもらいたいということをお大蔵省として決定して、税制調査会にはかつたらいでしよう。自民党に聞か

れてもいいです。自民党も返事をしておるのだから、これは社会党でも各党でも、私は喜んで審議してくれと思う。さような意味において、私は、ぜひ大蔵省がこういう考えであるということをはつきりして、しかるべき機関において審議をされるというふうな持つていくことを要求しておきたい。それはおそくとも来年の国会には——ほんとうを言つたらいまやりたいのだけれども、そこまで言つてもあるいはむずかしいかもしれないから、それは私は親心をかけておるのですよ、長い間のおつき合いだから。おそくとも次の国会においてはこれを審議してもらいたい。私の親心のあるところを十分として、真剣に考えてもらいたい。

○山田(耻)委員 関連質問。坊さんがかなりお話しになりましたので、多くを言う必要はございませんが、そもそもこの関連するやつが議員立法で出てきて措置されたものですから、おつしやつていふように、自民党、私たち野党四党、それぞれ意見の交換を十分いたしておるとはいえませんが、みんなやはり基盤の上に立つてそれぞれ意見を持っておるわけですから、私はこの国会で大蔵省のほうから見解が述べられることを非常に期待しております。おりますが、どうしてもこの国会ではいろいろな事情もこれあつてできないとおつしやれば、来国会では片づけていただくといふことを明確に答弁をいただきたい気持ちでいふんです。それがそうされなければ、やはり議員立法の経緯を踏まえておるだけに、私たちも措置しなければならぬ強い決意も持つておるわけですから。

そこで関連する質問に入るわけですが、大体、昭和四十八年の社会保険診療費が約三兆円ですね。この中で約四〇％、一兆二千億は薬代、薬価でございます。ところが、現在の薬をつくつておるメーカー六社の大体の年間売り上げを見ますと、医療費以外のものを含めて、たとえばサロンプラスとかこういうものを含めて、約八千億程度じゃないかと思つておる。しかし、診療保険が払う

金は一兆二千億程度の金額になつておるようによ思ふのです。

そこで、私、以前の国会で議論もございましたし、予算委員会でも若干議論があつたと思ひますが、お医者者は最近の傾向として七二%の必要経費を引いてもらつてゐる上に、技術者を売る医者でなく薬を売る医者になり下がつてゐる。しかも三日くらいの施薬をするものを、一週間も十日も薬をやつてゐる。そして、その薬袋が鏡台のうしろとかたんのうしろに一ぱいたまつてゐる。これは診療保険制度の中身の問題として私たちは指摘をしたいと思ふのですが、きょうは税制ですから、その制度の問題と違つて考えなくちゃならぬのは、たとへば薬屋が医者で試薬というものを大量に持つてゐます。これは一つの例を出して恐縮ですが、アリナミンにいたしましても、ポリタミンにいたしましても、錠剤を持つてゐます。かなり多くの量が試薬として医者へ提供されてゐます。しかも、これらの量は試薬ではなくて、たとへば十萬粒買つてくれたら五萬粒無償提供する、三十萬粒買つてくれたら三十萬粒無償提供する。しかもそれにプラスして胃カメラを提供する、こういう追加措置の例がたゞさんあることは、数年前の社労委員会でも明らかになりました。その制度についてきびしい追及がなされておりました、参考人として薬品製造業の各社長さんたちも呼ばれて、その事実は認めております。そのことが片一方で医者の収入を大きくふくらましてゐるわけですから、ある意味ではそれは一つの脱税行為になつたり、いろいろな疑惑を生む要素になつてゐるわけですから、その上に七二%の必要経費も引いていただく。至れり尽くせりの措置が医者の上には与えられてゐる。このことを社会的に承知をしてゐるわけなんです、そういう面から見ても、この問題については、私は結論を下していただかなかう困る。税の公平の原則の立場に立つても指摘できると思ふのです。

そこで、これは局長も中川次官もそうですけれども、いまのように非常にばく大な量の薬がただでメーカーから支給されておるといふことの実態をどう把握されておるか、ここに脱税的な措置はないのか、こういうものを税制の上からどのようにならば把握をなさつてゐるのか、その点が聞きたいし、そういうものを踏まえて、なおその上に七二%という必要経費控除をしてゐる。このことともからめてみていけば、医師に対する特權的な控除措置といふものは改めてもらわなくちゃ困る。もう社会的な常識はそこまで進んでゐますし、坊さんも、厚生省のいろいろな苦しい今日までの諸措置を述べられておりました。私は全く理解することになりやうと思ひます。そういう立場も踏まえて、どのような措置をなさつてきたのか。どういふうですけれども、重ねて、本国会で修正なさる意思はないのか、ないとするならば、一体どうするの、これらについて、やはり私の気持ちも坊さんの気持ちもそこにあるわけですから、もう一度見解を明らかにしておいていただきたいと思ひます。

でメーカーから支給されておるといふことの実態をどう把握されておるか、ここに脱税的な措置はないのか、こういうものを税制の上からどのようにならば把握をなさつてゐるのか、その点が聞きたいし、そういうものを踏まえて、なおその上に七二%という必要経費控除をしてゐる。このことともからめてみていけば、医師に対する特權的な控除措置といふものは改めてもらわなくちゃ困る。もう社会的な常識はそこまで進んでゐますし、坊さんも、厚生省のいろいろな苦しい今日までの諸措置を述べられておりました。私は全く理解することになりやうと思ひます。そういう立場も踏まえて、どのような措置をなさつてきたのか。どういふうですけれども、重ねて、本国会で修正なさる意思はないのか、ないとするならば、一体どうするの、これらについて、やはり私の気持ちも坊さんの気持ちもそこにあるわけですから、もう一度見解を明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 先ほど御指摘の寄贈薬の問題につきましては、本来ならば、課税上の問題が起るはずのところでございますけれども、社会保険診療の部分につきましては収入の七二%を経費とする、二八%を所得とするということで算出した額と、それから実際に計算をいたしました額と、いずれか医師にとつてより有利なほうを選択できるという制度になっておりますので、その七二%の特例制度が適用される場合には、その薬の部分についても追及できないというたてまになるわけでございます。そういう意味も含めまして、いまの七二%の法定制度といふものには非常に問題があるわけでございます。

そこで、それを具体的にどうするかという次のお尋ねでございますが、それは先ほど来お答え申しておりますように、たしか八回か九回にわたつて税制調査会でもこの是正方を政府に申し入れておるわけでございますが、政府としてそれができないまま今日に至りました。そこで、今度は

税制調査会自身が具体的案をつくるということをお前提にいたしまして、社会保険診療報酬特別部会が設けられたわけでございます。社会保険診療報酬特別部会では、その任期の終わりにまでに必ず具体的に案を出すという心がまえで事が進んでおりますので、私どもは現段階ではまずその御答申をいただきたいという気持ちでおりますし、それをいただきますならば、その線に沿つて、次の機会に改正の御審議をお願いするやうな段取りにしたいといふふうに考えております。

○山田(耻)委員 もう一点すみません。非常に矛盾があるし、何とかしたいというお気持ちは先刻から聞いておるわけですが、診療報酬の引き上げの措置につきましても一九・五カ七、最終決定はわかりませんが、おやりになるし、その中で薬価の引き下げを二・五おやりになるということですか。しかし、それはそれなりに一つの見解、意見といふものは大きくあるわけですから、ただ、それを契機に七二%の必要経費措置については決着をつける、それを契機にする、こういうふうな御答申は私には聞こえないわけですよ。薬価の引き上げや診療報酬の引き上げをやつてまた食ひ逃げをされる、このことをわれわれは心配するんです。しかも、初めてでしよう、厚生大臣の弾力率四%を今回適用するのは、こういうことをやりながらまた食ひ逃げをされていく。

それは来年の国会になりますと、何とかしたいとおっしゃるけれども、私は食ひ逃げをされる危険があると思ふ。きょうまでかかつてきて、多くの立場から指摘をされてきたぜ実現できなかったのか。さつき中川さんのお話では、何かもつと強力なものがあるやうなニュアンスを私は受け取ります。では、その本体は何なんですか。日本医師会でしょうか。その人たちはこの委員会に呼びまして、これから明確に進めていくという態度もとらなくちゃならないし、そこらあたりの腹のくくり方をまず当委員会がしなければだめだと私は思ふ。そういうことを含めて、もう一べん今度は中

川さんのほうからの見解を伺つて、私の関連質問をやめたいと思ひます。

○中川政府委員 私が難物だと言つたのは医師会をさしたつもりでもありませんが、医療行政全体が非常にむずかしいと思つておる。この中で、これだけ大蔵省が来年必ずやりますといふには、なかなか難物だといふことでございしますが、いま局長も答申上げましたように、せつかくできております税調の特別部会も、ことしの十月には結論を出したい、おそらく何らかのものが出来るだろう、その結果を見てやつてみたい。(「自民党は出ているんだ」と呼ぶ者あり)自民党からも出ておりますが、具体的にこういふものはまだないやうでございまして、抽象的なお気持ちは自民党からもいただいております。それから野党も一致しておるやうですが、具体的にどうするかということになると、まだ成案を得るには至らない現段階でございます。

そこで、われわれとしても、いま言つたやうに、ほんとうにまじめな意味で前向きに検討させていただきます。特に大蔵委員会において、与野党の先生方から一致してそういう要望があり、特に山田先生からは、参考人として医師会の意見も聞いてみたいといふならば、これもけっこうなことではないか。ひとつ御協力をいただいて、この問題の解決に、われわれもまた委員会の皆さんにも御協力いただいてやつていきたい。(「大蔵省はどうするのだ」と呼ぶ者あり)大蔵省もやるのですが、先ほどもちよつと御指摘があつたやうに、これは議員立法でございしますから、議員の皆さんにもひとつ責任を持つてもらつたといふことがあるのではないかと。ともどもにひとつ解決のためにやつてもらいたいと思ひますから、どうかひとつわれわれも真剣であることだけは了解をいただいて、これから見守つていただきたいし、また力もかしていただきたいとお願い申し上げます。

○安倍委員長 午後二時三十分より再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十分休憩

午後二時三十分開議

○安倍委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。山中吾郎君。

○山中(吾)委員 午前中に引き続き、もう少し医師の必要経費の結論を得るために質問しますが、局長、これを実際に実施をする場合に、必要経費をどこまで下げるか。かりに五〇%としても、年次計画で、来年は一〇%、その次は一〇%、三カ年で完成するという行き方もあるでしょうし、税の関係からいって、絶対不合理だということでは万人が認めておるのであるし、日本の国民の最高のインテリジェンスの層をなしておる医師自身が、そういうものに協力をしないということはない得ないと思うのです。点数の点について改善をするときに、その分は、必要経費を削った分がここに入っているというふうな計算でもできると思う。

そこで、かりに五〇%、七二%から五〇%にした場合の税金の増加は幾らになるのですか。わかりますか。

○高木(文)政府委員 昭和四十九年度の租税特別措置による減収額につきましては、まだ計算を完全に終わっておりません。数日中に御提出申し上げることになっております。ただ昨年度の、四十八年度の七二%によりますところの減収額というのは、当委員会に御提出いたしましたように、八百八十億ということになっております。八百八十億という計算をする場合には、大体必要経費の実態が七二でなく五〇であるということとを前提にして計算したものが八百八十億ということになっております。

四十九年度につきましては、若干、一方において医療費収入がふえておるとい面があり、他方において所得税の減税が本法のほうで行なわれているということがございます、これよりもふえ

る要素と減る要素がありますが、差し引きいたしまして、結局、八百八十億よりも若干さらにふえて、千億前後になるのじやないかというふうに考えております。

○山中(吾)委員 正確な数字はまだ出ていないようでありまして、もう少しあとで五〇%にする場合の税金の変化、それをお聞きしたいのですが、時間があと三十分ということですから、これを次にまた保留してお聞きしたいと思うのです。

○高木(文)政府委員 いまは五〇%にした場合でございます。

○山中(吾)委員 いまの八百何億ですが、わかりました。そうすると、一〇%ずつぐらいとすると、年間三分の一ずつぐらいの税の変化があるということですね。

そこで、委員長に私ぜひ実現してもらいたいと思いますが、一つは参考人として本委員会に公立病院の関係の者も、一般の開業医も、あるいは医師会長も堂々と呼んで、明確にこの問題の結論を得る機会を、理事会にはかつてつくってもらいたい。

それから、これは何回も繰り返しておることですが、議員立法であるということでありまして、この国会の中で決議の形であらうがどんな形であらうが、少なくともこの国会中に修正できなければ来年から着手するという政治的な責任が明確になるような結論を出すように要望したいと思っておりますので、委員長の答弁をお聞きして終わりたい。

○安倍委員長 ただいまの山中委員の御提案でございますが、理事会で相談をいたしまして、何らか結論を出すような方向で努力してみたいと思っております。

○山中(吾)委員 それでは、次に移りたいと思っております。

質問の最初に申し上げましたように、酒税についてお聞きしたいと思うのでありますが、これは、現在、日本の間接税の中核をなしている酒の税金が間接税の一番重要な地位になつておる

わけでありまして、この酒税ほど、いわゆる福祉社会における参加の費用という現在の税思想からいへば、時代錯誤的な感じがするものはない。この酒税の存在は、私にとつては、古い封建国家における取奪という感じの性格が非常に濃厚である、その酒税の運営のあり方が、昔の、税源として取りやすいからというだけで情性的に運営されておるように思えるのでありますが、この機会に、酒税に関するものの方について、私は明確にしておきたい。

それで、現在の酒税について、局長が、だんだんと酒税の財源がふえるのが望ましいと思つておられるのか、少なくとも望ましいと思つてこの酒税の行政をやっているのか、どちらだか聞いておきたい。

○高木(文)政府委員 別に、特にこれがふえることが望ましいとか、減ることが望ましいとかいふふうな、いま直ちに答えられるような感覚を持っておりません。ただし、現在において、これは非常に技術的なことでございますけれども、酒税は、大部分が従価税でなく従量税になつております。酒税のウエートというものはだんだん下がつてきております。税自体の問題といたしましては、直接税と間接税の関係の問題、つまり間接税のウエートが下がつていっているという問題が一つ問題であり、間接税の中で酒税が最も定額であるために、そのウエートの減少が著しいということが問題になっております。

そういう税の面からの問題といたしましては、やはり酒税の現在のままの状態では好ましくないものであつて、若干、酒税の税制全体の中における地位というものをもう少し強化する必要があるのではないかとというのが、従来の私の考え方でございます。

○山中(吾)委員 酒税の総税額の地位から言われておりますが、酒税の税収の絶対額はほとんどふえておる。昨年の酒税が七千五百九十九億円ですが、すでにあなたのほうからいただいた「収入額調」によると、補正後の予算額で七千九百十六億円に

なつておるのですけれども、年々酒税はふえておるのでしょうか。

○高木(文)政府委員 酒税の絶対額は、御指摘のように、年々ふえておりますけれども、国税の中での酒税のウエートというものは、年々減つていくという関係にございます。

○山中(吾)委員 そのとおりなんです。だから、私、酒税の絶対額を問題にしているのです。

この酒税が、あなたのほうの「私たちの税金」というのをちよつと見たのですが、明治以来から戦争ごとに酒税の増税をはかつておる。軍備を拡張するときに、酒税の税率を上げておるのです。それで、一番最初は、酒税は、地主が酒をつくるいわゆる特権階級であつて、そこから酒造業加金として進上させたということから発展をしてくる。そういう特権者に対する一つの領土の冥加金として出ておる。明治以後になつてくると、結局、まだ夜警国家の時代で、軍備拡張その他で、人間の、国民の弱点をうまく利用して、一番取りやすい酒税というものを増税して、軍備の財源にしておるわけなんです。日清戦争のとき、それから第一次世界大戦のとき、太平洋戦争のとき、酒税の増徴をはかつておるわけなんです。したがつて、この酒税という性格は、いわゆる現在の福祉国家の観念のもとにある税でなく、夜警国家時代の国防、治安ということだけを考えたときの性格のものではないかと思うが、どうでしょうか。

○高木(文)政府委員 手元にいま十分の資料を持ち合わせておりませんので、若干不正確かもしれませんが、酒税だけでなく、どうしても税というものは財源調達のためのものでございます。したがつて、戦争のときは非常に経費がよけい必要で、財政支出がよけいかかる、したがつて、財源調達をしなければならぬということでございますので、戦争のあったときに酒税が増徴されたという事実は全く御指摘のとおりでございますけれども、それは酒税だけの問題ではなくて、やはり税全体の問題ではないか。戦争が終りましたならば、本来なら元へ戻るべきところでございますしよ

うけれども、戦争のあとやいろいろな財政負担が急には減らないということがありまして、税全体が戦争を契機として増税をはかられたり、新税の創設をはかられたりするのがそのまま残る、これは日本だけじゃなくて、すべての国の場合でございます。

でございますから、私は、酒税の増徴が戦争というものと結びつけて行なわれたということから、直ちに酒税というものが他の税以上に福祉時代にふさわしくないものであるという面から御指摘になりまして点については、必ずしも先生の御意見に賛成いたしかねるのでございまして、酒税がすべての税の中においてとりわけ福祉時代にふさわしくないものだということについては、直ちに断定できないのではないかとふうに思っています。

○山中(書)委員 私は、酒税廃止論を言っておるのではないので、そんなに無理をして酒税の歴史の性格を否定する必要はないのです。ただ、国民の健康を保持するために高い税金を加えておるのではないのです。半分近い高い酒税を加えておるために、大衆の嗜好品としてはずいぶん高い酒を飲まされておるわけです。一級酒で大体四〇%ぐらいの税金なんです。

そこで、少なくともその酒税の存在を、昔の歴史的な情性によらないで、やはりどこか国民の健康を守るという点で、酒税について罪滅ぼしをすべきじゃないか。日本の場合に、アル中にかかって精神病院に入れかわり立ちかわり入っている者が大体十萬近くある。希望するけれども病棟が足らぬために入れないで、家庭が崩壊しつつある。アル中になったために生活保護を受けてずいぶん国民の税金を使っておるというような者もたくさんある。そういう者に対して、これだけ税金を取っておれば、罪滅ぼしに還元をしてやる用意がないと、私はこの酒税というものの存在はマイナスだけだと思っております。

それで、たとえば七千億の酒税の千分の一を、三十年も税金を飲んでアル中になった者に還元をして、還元ということばでなくともいいが、そう

いうものに使ってやるというやはり政治の裏づけがないと、酒税などなるだけ多く取るようなことだけを考へる考へ方は、福祉社会における財政の思想としては、片手落ちもはなはだしと私は思ふのです。それでこの問題を取り上げておるわけなんです。

現在、久里浜の国立療養所と武蔵療養所にだけわずかにアル中患者だけの別棟のベッドがあります。そのほかは全部いわゆる精神病者と同じようににほうり込んで、それに治療するようなことをしないで、二、三ヶ月入って、また出る、また元に戻る、また入るということを繰り返しておる者が非常に多いわけでありまして、最近、特にまたふえておる。だから、この税金のせめて千分の一、七千億の千分の一といえ七億、その七億ぐらいはやはり政治の部面において、アル中患者を矯正する国立療養所あるいは国立療養所の別棟にそういうものを特につくってやって、希望者は全部入れくるらしいことはしてやるべきじゃないか。酒税を運用する思想として、主税局長は、私は直接関係ありませんというのでは困るのであつて、大蔵省全体として、それぐらいの予算の裏づけを考えながらこの酒税の運用をしてもらいたい、これがばくの質問の要旨なんです。わかりますか。

○高木(文)政府委員 非常にしかつめらしく申し上げますと、税制の中で酒税は歴史的にも非常に中心的な税でございますし、現実に日本だけでなく、どこの国でも重要な財源になっているものでございまして、したがって、御指摘のように税収と歳出とをある程度結びつけて考へるべきであるという御意見については、山中委員の御意見と私は考えを異にするものでございまして、しかし、現実問題として、一方において非常に多くの酒税収入をいただいております。まあ何といひますか、消費者に多くの負担を求めているという事実があり、一方においてアルコール中毒患者があつたことを断らないという事実があるという二つのことは、全く無縁だとはいえない。それを常識的にどう考へるかといわれますれば、おっしゃるとおりであり

ます。私もどなたもいたしましても、これは歳出面の問題ではございませうけれども、やはり絶えず関心を持っていないければならない問題であつて、いま御指摘を受けて、こまかい実情を伺つたわけでございますが、アルコール中毒患者対策が十分であるという御指摘がありましたから、その点について私どもも、今後ともよく歳出面と連絡をとりまして、漸次改善をはかつていかなければならないという気持ちは持つものでございまして。

○山中(書)委員 おそらくアル中になるような者は、毎日五合程度のものを三十年ぐらい飲んでいふと思つておるのですが、税金に換算すると五〇万、もつと飲んでおるのでしょうか。そういう意味においては、国の税金のために最大の功績のある者といふことになるのだから、そして本人自身はたいへい奥さんや子供からあまされて、家庭が崩壊しつつある人、中には離縁をされてしまった人、それでも自分ではなしたいと思つて精神病院に入っている。精神病院のお医者さんは、ただ入れておるだけである。何回でも繰り返しておる。だから、その療養所から出る場合に、アル中からみずからの意思によつて立ち上がった人々で、集団治療といひますか、断酒会をつくつてそういう人々を救済して、薬ではなならないけれども、集団の激励の中に社会復帰をしておる者が出ておるわけですから、そういう酒害相談事業とか、あるいは国立療養所の別棟をつくるというようなことについて——いま少し厚生省の予算では三百万ぐらゐです。せめて七千億の千分の一の七億ぐらゐは還元して、最小のヒューマニズムからやつたらどうかと思つておるのです。

この点については、大蔵省全体の問題として、酒税と一般行政の関係を認識して改善をしてみたい。テレビその他のコマースシャルというのは、どれを見ても酒をすすめるテレビばかりなんです。少しは何かしないといひない。年々ふえておるのです。ヨーロッパの予算を見ると、大体どこへ行つても十分の酒害対策費が計上されてお

る。日本の政治はこの点が一番無関心であると思ふので、税制の問題の延長線として、酒害対策費の計上を含んで改善をしてみたいと思つておる。したがつて、主税局長の立場だけではないもので、主計局その他も含んでの大蔵省行政でありますから、次官からその点についての御意見をお聞きしておきたいと思ひます。

○中川政府委員 御指摘の点はよく理解できるものでありますけれども、御承知のように、この税は目的税ではないといふところから、千分の一であろうと、限られたものをそこへ回すという性格はなじまないのではないかと。しかし、アルコール中毒患者の撲滅といふことは、国家にとつても必要なことであり、また納税されたからできたといふことであるかどうかは別としても、納税者の貢献度の高い人という見方をするかどうかは別といたしましても、この患者の対策については万全を期すように、酒税の中でやるやらぬは別として、十分配慮していくべきことである。ことしの予算その他についても配慮したつもりではありますけれども、詳細は主計局が来ておりますから答弁させていただきますが、今後とも意を体して、その方面の予算措置を講じてまいりたいと思つております。

○辻政府委員 アルコール中毒対策につきましては、山中委員からいろいろな機会にたびたび御指摘をいただいているところでございまして、私もどなたもいたしましても、問題はよく承知しているつもりでございます。

私も、酒税収入と直接結びつけて考へてはいないのでございませうけれども、アルコール中毒対策の重要性にかんがみまして、従来から所要の予算を計上しているところでございまして。たとえば、アルコール中毒症の研究でございましてとか、あるいは患者治療の充実、特に先ほど御指摘のございました医療施設の整備でありますとか、相談指導の事業でございましてとか、さらにはまた思想の普及でございましてとか、いろいろな面におきまして対策を進めているところでございまして。

なお、アルコール中毒対策全般の基本的な考へ

方につきましては、厚生省におきまして中央精神衛生審議会にはかつて検討を進めていたと承知をいたしておりますので、その検討の結果を待ちまして、必要がございますれば、さらに施策の充実に努力をまいりたい、かように考えておるところでございます。

それから、先ほど御指摘のございましたように、確かにアルコール中毒対策費をいたしまして特別に別掲して計上しております予算は少ないわけでございますが、御承知のように、国立医療機関でもたまたまアルコール中毒症の患者は約二百名程度入院をしているように承知をいたしております。その分の金などのくらかかっているか、区分計算することはいたしておりますが、なかなかむずかしいわけでございます。ただ、一人当たり大体百八十四万程度かかりますので、かりに二百人いるとすれば、三億六千万程度の金額にもなるかと思ひますし、そのほか国立病院のほうの精神ベッドにも患者が八十人ほど収容されております。さらにまた、国立の研究機関でございますとか国立の大学等においても研究をいたしているわけでございますので、その総体をお考えいただければ、全体としてかなり対策を進めているというところとがいはるのではないかと考えております。

○山中(吉)委員 半分ぐらゐは理解してもらつておるようでございますが、一つは酒の価格が高い。すなわち、税金が半分近くあるわけだから、高いものだから家庭で飲めない。家庭の主婦からいへば、主人にうちで飲まされると家計に一番大きいパーセンテージが出る。家庭ではなかなか出さない。だから外で飲む。それがいろいろのアル中をつくっているのであつて、酒税が高いためにむしろ家庭の中で酒は飲めないというデメリットが出ておると私は見ておる。そういう点もあるから、行政的にこの点は主計局と主税局は相談をして、大蔵省の行政の中にも少しヒューマニズムを入れて、もう少し検討をしてもいいのではないか。それから、アル中になりかけたような者ははいいて失業をして、生活保護対象になつておるんです。

すね。そしてそういう者はなると能力があるものですから、大体アル中にかかった者はもとこそう質の悪い者ではない、相当の知識階級の者もおる。したがつて、それがなると生活保護家庭から卒業をして、ちゃんと生計が立つものですか、国の税金についても、生活保護の対象にしておるときには年間八十万も使つておる、それを節約もできるわけだ。そういうこともあつて、これは非常にささいなようなものでありますけれども、やはりわれわれの政治の中においては、そういうものにも心を深く持つということが、実は政治思想のある意味の大きな進歩なのであります。で、来年度予算その他について担当者のほうからそういう対策の要求があるときは、大蔵省では関心を深めて対処してもらいたい。

大体内の言わんとすることは認識されたようでありまして、要望いたしまして、私の時間はきつちり三時までといたしますから、約束を守つて、一応質問は終わりにいたします。

○安倍委員 荒木宏君。大臣がお見えになる前に、政府委員に二、三お尋ねしたいと思ひますが、まず初めに、住宅貯蓄控除の問題でございます。

いま住宅要求は、国民の中でたいへん強い要求であります。私どもの見ますのに、政府のこの点の対策はたいへんおくれておると思ひます。しかも、持ち家主義ということで設けられておると思ひます。この住宅貯蓄控除にも十分要求が反映されてない面が見られる。こういう点から一、二お尋ねをしたいと思ひますが、住宅貯蓄控除の認められた趣旨を、簡潔に初めに伺ひたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 現在、税制の上で住宅奨励のためにあります制度が三つござりますが、その中で住宅貯蓄控除制度というのは、主としてサラリーマンであらうかと思ひますが、住宅ローンを活用してそれで住宅を建てることをしやすくしたらどうか。その場合に、住宅ローンの場合には通常頭金が必要でございます。そこで頭金を

を自分で積み立てるといふ場合にこれを奨励する、多少とも国でお手伝いするということにしたらどうか。そこで住宅貯蓄といふことで住宅を建てる目的で事前に積んでいく、その積んでいく期間のうち一定期間について、実質的に預入利子分がふえますようにという趣旨で、一種の補助金のような意味で税額控除をやつておるということでございます。

○荒木委員 住宅を建てる目的、そういうふうな目的に沿うように実質的な補助金という話を伺つたのですが、そういう目的だとすれば、そういう目的が認められるものについてはできるだけその趣旨に沿うような扱いをしていくべきじゃないか、こういうふうな思ひです。そういう点から見ますと、今度の租税特別措置法の四十一條の三の一項六号、これは住宅貯蓄契約をして債券を購入する場合に、その債券を保管委託する、こういうことが要件になつておりますが、たとえば債券の中にも転々流通するものと、それからそういうことが法制上あるいは契約上制約があつて予想されなれないものがある、こういうふうな思ひのであります。この両者についての取り扱ひはこの四十一條の三の一項六号からしますと、どういふふうなお取り扱いになりましようか。この点について御説明をいただきたい。

○高木(文)政府委員 すべての債券について保管委託をするということをや要件にいたしております。

○荒木委員 先ほどおっしゃつた住宅建設の目的、その目的がある程度実体として担保されておるといふことなら、これは適用を認めるという方向で検討されてしかるべしと私は思ふのであります。たとえば住宅公団の債券などのように、ほかに移転することが本人の意思によつてできないというふうな場合には、それを認めるような方向で検討される意思はないでしょうか。

○高木(文)政府委員 実はこの住宅貯蓄制度については、この貯蓄のうちの、住宅を建てます、そのために頭金を預入いたしますという方に限つて

税額控除をしておるわけでございますが、預金についての税額控除というのは非常に異例でございます。ほかに預金については税制上いろいろな意味での奨励措置をとつたらどうかという御議論があるわけでございますが、非課税貯蓄制度のように税を取りませんよというものはございませうけれども、さらに加ふるに、補助金を出すという形のものも異例なのでございます。

そういうこともございしますために、住宅貯蓄控除制度については、ただいま御指摘になりましたことのほかに、かなりいろいろと厳格な要件が付けられているわけでございます。そのために、住宅貯蓄控除制度が必ずしも思うようにいま活用されていないという問題がございします。この問題は、ただいま御指摘の点も含めて、なおわれわれの手元でいろいろと検討に値する問題だと思つております。したがひまして、いま荒木委員から御指摘がありましたような点で、別に預入なり保管の委託なりをしなくても確実にこれが頭金として使われることが担保されるというふうなものでありますれば、その検討事項の中の一つとして考えさせていただきます。

ただ、私どもも知識が十分ございませんで、御指摘の住宅公団等の宅地債券等について、転々流通するものとしなれないものという関係になつておりますが、いま直ちにはちよつとお答えできません。その点、もしそれが何らかの形において全く流通しないものである、また御本人だけしか活用できないものであるというところでありますならば、確かに御指摘のような問題があつるかと思ひます。少く時間をいただいで研究してみたいというふうな思ひでございます。

○荒木委員 全く転々流通しないというところでお尋ねをかけたのでありますけれども、私が申しておりますのは、たとえば、住宅公団の住宅債券のような場合には、本人の意思だけでは他の目的に流用できない。制度の趣旨というのは住宅建設ということでありまして、いま局長もそういう趣旨で制度が設けられておる、こうおっしゃつたわけ

で、その趣旨に沿つておる、住宅ローンを活用してそれで住宅を建てることをしやすくしたらどうか。その場合に、住宅ローンの場合には通常頭金が必要でございます。そこで頭金を

すから、本人の一存だけで他の目的に流用できないような何らかの担保がある場合、たとえば住宅公団の承諾が要るとか、あるいはまた契約の相手方の同意が要るとか、そういったような意味で、本人の一存だけで他の目的に流用できないような担保がある場合には、この制度の恩恵を受けられるような方向で検討をしていただきたい、こう申しておるわけであります。

ですから、先ほどいただいた御答弁で、この点を含めて研究してみたい、こういうお話のようでありましたが、研究していただきます方向をいま申し上げたような趣旨で、そしていま申し上げたような内容で検討をしていただけるかどうか、あらためてもう一度答弁を伺いたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 冒頭に申しましたように、これは頭金を積んでいただくことをしやすくしようということからスタートしているわけでございします。そしてその人がある程度頭金が適当な額に達しましたならば、ローンその他と結びつけて、結論としては家が建つというところへ結びつけようとしているわけでございしますから、そういう意味で、家が建つというところに保証が得られるということであれば、こうだと思つてございしますが、その点が、ただいまの転々流通してしまつてはもうろんでございしますし、その他の面におきまして、家が建つということとの結びつきが十分かどうかということで、その担保さえあれば、その要件をやかしく言う必要は全然ないわけにございしますので、その点を検討してみたいと思つてございします。

○荒木委員 わかりました。その点は早速に検討して、前向きに改善されるように希望しておくとを申し上げておいて、関連してもう一問お尋ねしたいのです。

この四十一條の三の一項一号に「三年以上の期間」という制限があります。これは前の国会で問題が出されて、四十八年十一月十三日付で国税庁の長官の通達が出ておりますけれども、実際に金融機関のほうの取り扱いの上で、住宅貯蓄契

約が締結された、ところが当初から住宅貯蓄控除を受けるというふうな取り扱いにならないで、初めのうちはいろいろな将来の資金計画その他を慎重に検討して、いよいよ残りが一、二年というときになって、これでいいやというふうな場合、住宅貯蓄控除の適用も受けない、こういった場合に、三年以上という期間に満たないというふうなことで適用が受けられない事例もあるというふうな聞いておるわけであります。したがって、この際、そういった金融機関の取り扱いも含めて、また住宅貯蓄をしておる人たちの希望も十分考慮していただいた上で、この四十一條の三の一項一号の「三年以上」というのは、契約の始期から三年であつて、貯蓄控除を申請した場合の残存期間ではない、このことをひとつはっきりしていただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 これはなかなかややこしい制度でございしますが、まず貯蓄といふのはいろいろな貯蓄がございします。そのうち、ある人が自分分は将来家を建てたい、それにはどうしても頭金が必要だ、頭金が必要に充てますよというから積んでおこう、その頭金に充てますよという貯蓄についてだけ、こういう特例措置を設けようということになっておるわけでございします。

そこで、初め預金をしてあります、しかしそれは頭金とかなんとかいう意識でなしに通常の預金でございしました、ところが、途中からそれを頭金に回すことにしたいということになったときに、その三年という要件でございしますが、当初預入をしたときには別に家を建てるとか、家を建てるための頭金だとかいう認識がなくてとにかく預金がありました、途中からあれを頭金に充てたいと思ひますというところまで含めるか含めないかというあたりに問題が起つてきたわけであります。

これはやはり大いに家を建てていただきたい、それがためには頭金を積んでいただきたいという趣旨から始まつたものでございしますから、やはり住宅貯蓄だ、つまり、これは住宅を建てるための

頭金です、よといふ認識を預入者自身が持つてから三年間たつてということでない、本来の趣旨ははずれてくるのではない。この問題は、実は最初のうちは住宅貯蓄控除の適用を受けませんでしたが、途中から自分は住宅貯蓄控除の適用を受けた、そして預入期間から勘定すれば三年である、自分が住宅貯蓄控除の適用を受けようと思つてからまだ三年になつていないという方で、ぜひそういう仲間に入れてくれという御要請が非常に熱烈にあるのでございします。

そういう方は、数は少ないのですけれども、そういうことを非常に熱心に言つておられる方があらはれるのでございします。制度の趣旨がいま申しましたようなことでございします。やはり預入の時点からすでにこれは住宅を建てるための頭金に充てるのだという認識を十分持つておるということが必要であり、そのことの認識があつたかいかというこの判定の一つの基準として、住宅貯蓄控除の適用の手続をとつたというところから三年たつておるといふことではない、やはりぐあいが悪いのではないかとこのうに考へておられます。私どものところにも、しきりにそういう御要請に見える方が何人かおられるのでございしますけれども、それはどうも制度の最初の趣旨からいいますと、途中からそういうふうになつたからといふ場合に、そこまで入れていくといふのは際限がなくなりますので、いまのところはお断わりをしておるといふことでございします。

○荒木委員 少し質問の趣旨をお取り違へになつたようですが、出発の当初からそういうふうなつもりでやつておる人に対する規定である、途中乗車は制度目的からしていまのところは認められない、そういう解釈はいま伺つたわけですから、でも、かりに途中からでありまして、あと三年あればいまの法律でも問題はないわけですから、私が言つておきますのは、そうではなくて、初めからそういうことで出発をした、しかし、住宅貯蓄控除を受ける受けないは、これは当該預金者の自由

でありますから、将来の資金計画その他から考えて、もし途中でおりる場合には、これは控除を受けた税額を返さなければならぬ、そういったことも含めて、控除を受けないままですつとやつてきて、あと二年、一年ということに相なつた。いよいよこれで終点のめどついたから貯蓄控除をこの際受けよう、しかし残りの期間は二年、一年である。さりながら、この契約当初にさかのぼつて期間を算定すれば三年以上の実績を経ておる、このような場合には適用が受けられるということも明確にするべきではないか、こう申し上げておるわけであります。

(委員長退席、松本(十)委員長代理着席)

○高木(文)政府委員 もしかりに、そういうふうにしたらどうかという御提案のような制度にいたしますと、自分は家を建てるか建てないかをきめていない、建てるかもしれないという方は、とにかくそれでは住宅貯蓄の仲間に入つておいて、しかし、あとで返せとかなんとかいうトラブルが起るといふことになり、住宅貯蓄控除の適用は受けられない。そしてだんだん時間がたつて、やはり家を建てることに腹をきめた。そこから住宅貯蓄控除を受ければそれでよろしいか、こういうことになってくるわけでございします。本来実はそのところがむずかしいところで、そもそも多種多様の貯蓄があるという中で、住宅貯蓄控除というものを引っぱり出して、そこだけ奨励のために税額控除をやつていふということにそもそも実相は無理があるものでありますから、そういう問題が起つてまいります。必ず家を建てるのですよといふ決心をしないと、何かあとで返せとかなんとかといふことで、せっかく住宅貯蓄控除を受けても、受けた控除額をあとで返せといふことに規定がなつておりますので、金融機関がめんどろな点がありますために、いまなかなかこの制度が進まない。それを改善するためには、いま荒木委員御指摘のように、あまりそこは縛らないでいて、とにかく住宅貯蓄ですと本人は言つ、しかし貯蓄控除の適用は受け

ないでおく、そしてどこから、頭金にすることをきめたというところから、住宅貯蓄控除の申請をしたら、それを認めてやったらいいじゃないか、こういう御意見になるわけでございませう。

そういう御意見は、かなり一般的にもあちこちからいま伺っておるわけでございませうが、一体そういうことでもいいのか。そうじゃなくて、初めからとにかくどうしても家を建てたい、これを頭金にしたいというのをきめて、そして三年以上もがんばって貯蓄を続けておられるという方を奨励するということで、まずまず第一義的にはよろしいのではないかとということでスタートをいたしておりますので、いまのところは、なかなか乏しい収入の中から積んでいく話でございませうから、そういう強い決意をもって預金を始められたという方に限定をするということではよろしいのではないかと、私どもの考え方ではございませう。途中下車ではないが、灰色のところにおいて、途中から色彩を明らかにするところまで入れるということについては、実はまだ踏み切りをつけていないということではございませう。

○荒木委員 初めに伺った制度の目的、住宅建設の国民の広範な要求を実現する、そういう点、それからいままでの運用の実績の点、さらに実態から申しまして、政府の高官の皆さんのように、初めからはっきり目的を立てて資金的な手当てもできるというふうな場合は別として、広い国民の中では、必ずしも一律にそういう期待はできないと思うのです。実際問題としては、零細な、いろいろ資金調達のあれこれを思案しながら、将来の希望として細々と貯蓄をしていくといった層も決して少なくありません。ですから、そういう意味から、制度の最初の目的、趣旨は何だったわけでありませうけれども、いま申し上げたような点も含めて、将来、要求を実現するための検討の御用意があるかどうか、その点は今度はひとつ公務次官にお伺いしたいと思います。

○高木(文)政府委員 ちよつと公務次官の前にお答えをいたしますが、実はこの制度が発足してか

らかなりの時間がたちます。しかし、率直に申しまして、あまり活用されていないのでございませう。この制度がスタートいたしましたときにはむしろ関係金融機関等が、こういう制度をつくってもらえれば金融機関としても住宅ローンをどんどん拡充していきたいというふうなことで、非常に熱心であつたわけでございませう。ところが、どうも制度ができた結果、もう一つうまく商品が売れないというふうな形になっておるわけでございませう。単に税だけの問題ではなくて、金融機関側の、何と言いますか、商売の上の態度という問題にも非常に関連をいたしておるわけでございませう。

そこへもつてまいりまして、今回改正をお願いしております財形関係の住宅貯蓄控除という制度がございませうが、これは四十八年度の税制改正でスタートすることになったわけでございませうけれども、内容を今さらにも充実させていただいてい

るわけでございませうが、それらの場合においては、途中に事業主、雇い主が入ります関係で、比較的ものがうまく動きそうだなというふうなことになるのでございませう。

そこで、私どもは、この住宅貯蓄控除制度の問題につきましましては、事業主が中へ入つてやる四十八年発足の制度のほうと、旧来からあります一般金融機関等がやつております住宅貯蓄控除の制度のほうと一体いづれがより現実的であるのか、いづれをよりよく活用していただくほうがよろしいのかというあたりを中心しながら検討をいたしたい。御指摘のような問題もございませうので、検討は十分いたしますが、その際に、この制度と

う一つのほうの財形貯蓄にかかわる住宅貯蓄控除制度とのからみのところもあわせて検討してみたいと思つておるところでございませう。

○中川政府委員 これからの日本で大事なことはやはり住宅問題であり、住宅があまりなく国民、特に勤労階層に行き渡るようにすること、これが政策でありますから、内容の充実等いふ言つたようなことについても今後とも検討を進めて国民の期待にこたえていくようにしたいものだ、こういう

ように考えております。

は国税局長、税務署長、税関長は、災害その他やむを得ない理由によつて、もろもろの書類の提出とか納付とか徴収について期限までに事ができない場合には、その期間を二カ月延ばすことができるという規定でございませう。

それから、もう一つは、所得税法上の雑損控除の規定でございまして、これは豪雪に限りません、災害がありました場合に、災害の掛かり増し費用についての所得控除の規定でございませうが、これが所得税の七十二条でございませう。

（松本十）委員長代理退席、委員長着席）
もう一つは、法人税法のほうで耐用年数についての特例規定が置かれております。これは法人税法施行令の五十七条の規定でございませうが、これ

討されるべきではないか。現行法上はいろいろ問題があると思うのですけれども、いままでこの問題が指摘されずとも、いやそういうことになれば、今度は暑いほうの地域の台風のこと考えなければならぬとか、ほかの事例があつて、やらな方向での説明が繰り返される。そういうことではないくて、特別措置法もあり、各省庁ともいろいろな財政支出面その他でも前向きに取り組んでみえておるわけですから、ぜひこの税の關係でもそういう面の検討を進めていただきたい。

それからなお、いまお話がありました特別償却については、たとえば損失金額とか手元資金やつなぎ資金、また経営状況などの記載が非常に煩瑣でなかなか利用しにくい、こういう実情がありますから、これの手續の簡略化の方向も検討をしていただきたい、こう思いますが、御意見はいかがですか。

○福田國務大臣 災害予防費を金額があるいは一部が控除せし、こういうお話かと思いますが、予防費というのを一体どういうふうにとらえていくか、技術上はなかなか複雑な問題じゃないか、こういうふうには思いますが、これは主税局長にひとつ検討してもらいます、うまうまく性質のものであるかどうかです。

それから、特別償却の手續の簡素化、これはまあ簡素化ということは常に考えておるわけでございます。しかし、これがまた乱用されてはならない、こういう問題もあるわけでありまして、これまた御意見として承りましたから、またよく検討してみます。

○荒木委員 それでは十分前向きの方角での検討をお願いいたしまして、大臣が見えましてので質問させていただきますが、まず第一は、先般来いろいろいわれております超過利得税の問題であります。

御承知のように、この石油危機に便乗いたしました値上げ、荒かせぎの手口が幾つか明らかになりました。四十八年の十月、いろいろな事件が起りまして、世間でいろいろ石油危機ということ

がいわれたわけでありまして、その後四十八年の十一月、十二月に幾つかの大企業の決算が公表されました。それを見ますと、従前の利益に比べて、超過利得が発生してゐる。つまり、経常利益がずいぶん伸びてゐる、そのふえ方が非常に大きい。しかも、時期がそういう時期である。こういうところから、超過利得を吸収せよということはいまや世論になつてゐると思つてゐます。すでに、御承知のように、野党四党ではそれぞれ法案を提出されておりました。私も、私どもの党も、御検討いただくようにして、それぞれのお手元に差し上げておるわけでございまして、ところが、政府のほうは、さまざまなお話があるけれども、一向にスタートダッシュがかかるといふ感じが見えない。一体これはいつごろお出しになるおつもりか、この点をまず伺いたいと思つてゐます。

○福田國務大臣 超過利得につきましては、これに課税を強化すべし、こういう声は私は一般化しておる、こういうふうに見るわけでありまして、私自身もまた何らかの対策を講じたい、こういうふうな考えております。

まあ幾つかの考え方を固めてみたのですが、どうも一長一短がありまして、その短の部分について皆さま方からきびしい追及があるだろう、こういうふうに思ふ。そういう際に、その追及に対していかに答弁するか、これはなかなか自信がでないのです。そういうことで戸惑つておる、こういう状態だつたわけですから、たまたま、いつでありましたか、野党四党の書記長、それから自由民主党の政調副会長、それと私が参加しまして、テレビ討論会をする機会があつたわけですから、その席で私は何とかしたいのだが皆さんひとつ知恵を出していただけたら、こういう御提案を申し上げたところ、出ましよう、相談しましよう、こういうことになつたので、私もこれはまあいいことになつた、こういうふうな存じまして、それに飛びついたのであります。

そこで、その後の各党の動きを見ておると、野党四党からは、それぞれ御提案があつたわけですから。自由民主党のほうも、ある程度の方角は出しなうが、まだ固まつた正式の提案をなさらない、そういう状態が今日の状態でございまして、その残された自由民主党から、もう余日はないと思つたのですが、提案があるだろうと思つてゐます。そこでこの五党間で話し合いが始まる、こういうことになつたと思つてゐます。

それで、私見でありますが、大別して非常に食い違ふ点が各党案にあるのです。その最も著しい点は、社会党案が従来の法人に對しまして付加税率方式をとる、そしてその税率のもとで累進税を行なう、こういうことなんです。他の四党は、自民党はまだ正確なあれを出しておりませんけれども、傾向的にこう見ますと、共産、公明、民社と同じく超過利潤方式をとる、こういうふうな動きになつておる。

そこで、そういう基本的な問題についての考え方の違いがあるので、これが一体どういうふうな調整されるものであろうか。しかし、まあとにかくそういう調整をやつてみようという方向でスタートしたのであるから、スタートしたそのコースに政府が介入するのはいかかであらうかというので、その成り行きを見ておる、こういうのが實際、率直に申し上げて今日の情勢かと思ふ。こういうふうな思ふわけでございますが、まあひとつ御協力願つて、何とか各党間でこれはという案をまとめたいただきたい。

どうも、どの案をとりまして一長一短がありまして、しかもそれを具体的な事例に当てはめてみると、そういう際に、世間で一般にうわさされるような、そういう企業に課税される結果になるのか、あるいは、その点になりまして、これはなかなかかむずかしい問題なのです。まあしかし、私も注意深く五党間の話し合いを見守りたい。その上どうするかというところについて決断をしてみたい、かように考えております。

○荒木委員 私は自民党の幹部としての福田さんに御意見を伺つたのじやありません。政府の、こ

の領域についての最高の責任者のお一人である大蔵大臣にお考えを伺つておるのであります。つまり、政府はいつ出されるのか、このことをお尋ねしたのであります。各党でそれぞれの意見があることは私も承知しております。ただ、それだけの意見がなかなかコンセンサスが得られない、見通しのほうも伺つたのであります。問題は政府の態度でありまして、たとえば、従来野党間で、各党間でいろいろ見解の違いがあつたとしても、それを強行された事例は決して少なくありません。いまそのことを一々あげつらうつもりはありません。たとえば前回の国会をこらになつただけでも、各党が一致をして政府の政策に指示を与えたというものは、むしろ少ないじやありませんか。

ですから、いま国民的な世論として超過利得を吸収すべし、こういう声があつて、大臣もそのことをお認めになつていらつしやる。だとすれば、政府の責任者として、それに対してどうするか。いま検討中であるのかないのか、あるいは検討すらされておらないのか、いつごろ出されるのか、そのことを明らかにされるようにお尋ねしたわけですから、しかし、いまお答えが各政党のことにわたりましたので、そのことは置いて、政府の態度というところにしほつてお答えをいただきたいと思つてゐます。

○福田國務大臣 私は一政党員としてお答えしておるわけじやないのです。これは大蔵大臣としてお答えしておるわけなんです。その大蔵大臣としてのお答えがただいま申し上げたようなことなんです。

つまり、五党間で話し合いを始めてくださることとは非常にいい傾向だ、こういうふうな思ふのです。そのいい傾向が出てきた。それなのに政府がちゃややを入れるというか、介入するということもいかであらうか、こういうふうな考えまして、政府としてはその成り行きをしばらく静観をす、そういう態度である、こういうことを申し上げておるわけなんです。

○荒木委員 手順についてのお考えはそれなりに伺いました。私は中身についてのお考えを伺いたいと思うのでありますが、この十一月、十二月に発表されました企業の決算内容は、これはまだ時期的に有価証券報告書の提出が期限のきていないところもありますから、新聞の報道その他によるほかないのではありませんが、たとえて申しますと、ミヨシ油脂は前期の二十倍以上の経常利益をあげています。また帝国石油は前期の倍、それから片倉工業は前期の四倍、あるいはまた昭和電工は前期の三倍余りと、いずれもこの期間に発表されましたところは、いままでは比して経常利益の伸びがずいぶんと著しいわけでありまして、これは超過利得というべき筋合いのものではないか。つまり、一般法人税の税率を上げるという全法人並みの扱いは、この問題の対処はできないのではないか、こういうふうな思っておるのではありませんか、この点についての大蔵のお考えを伺いたいと思います。

○福田国務大臣 その辺になりますと、私、この間の本会議での御質問に対してもお答えをしたのですが、社会党以外の四党の超過利潤方式、これは超過利潤をとらえるという点におきまして、国民感情にはよく合う。しかし、超過利潤とは一体何ぞやということになりますと、なかなかこれはむずかしい問題がある。社会党の提案されておる法人税に特別税率を付加する、こういう方式は国民感情としての超過利潤徴収論、これにはそぐわない。しかしながら、これは政策の立案あるいは税務の執行、それが簡明直截であるということから、私はその簡明直截さに対しましては魅力を感じる、こういうふうにお答えをしておるのです。私は率直にそういうふうな思っております。

そういう点を五党間でどういうふうにおとりになられるか、これからその調整が始まるというやさきでありますので、その推移を注意深く見守りたい、こういうふうな考えです。私は、とにかく何らかの措置を講じなければならぬというふうな非常に熱意を持っておるということは、最初から

ら今日まで変わるところはない、こういうことでございます。

○荒木委員 少し質問のほうがあるいはことばが足りなかったかもしれませんが、各党案については御意見、それはそれとして、私が言いましたのは、いま社会の実態として、いままでは比してうんと利益をあげている企業がある、これは社会的実態であります。この社会的実態についての大臣の御認識を伺ったのです。これは通常の利益とくらんになるのか、超過利益とくらんになるのか。各党の案についての御意見ではなく、目の前にある社会の実態、企業の実態について、これが通常の利益なのか、超過利得と認識をされるのか、その点を伺ったわけです。

○福田国務大臣 九月期決算でありますとか、十月決算でありますとか、そういう段階で出てきた利益、これが通常の利益であるのか、あるいは特別の利益であるのか、この辺はかなり判定がむずかしい問題じゃないか、そういうふうに思っております。問題は、あの石油危機以来、私が狂乱と言っているような状態が現出しておる。その状態の中で企業がどういうふうな利得をあげたか。その辺を踏まえて、いま世論が大きく問題にしておる点じやあるまいか、そういうふうに思っております。

ですから、問題となるのは三月期以降の決算状態が一体どうなるのであろうか、そこらに問題があるのじやないか。その三月期をにらんで、その辺で大体の国民感情に沿うような具体的制度をどうするかというところになると、非常にむずかしい点がある。昨年の十月以前の決算というところになると、これが異常であるのか、あるいは正常であるのか、ちよつと判定の非常にむずかしいところがあるいはしないか、そういうふうな感じがいたします。

○荒木委員 たいへんむずかしいという御答弁を伺ったわけであります。といいますことは、これは裏を返せば、もしだれが見ても、いままでの企業実績、企業形態から見て、大体傾向なりあるいは率なり、そういういろいろな要素から、従来

とほぼ変わりがないというならば、それが正常であるかどうかというふうな価値判断は別として、大体従来並みだ、いわば通常だという判断は容易にできると思うのです。つまり、むずかしいとおっしゃることは、それだけ従来の傾向とは違った面があるから判断がむずかしい。これは少しことばの論理だけになるかもしませんが、そういうことは否定できないと思ふんですね。

ですから、そういう実態を踏まえて、さて政策としてはどうあるべきか。税の面でも、申すまでもなく政策目的が貫徹されなければならぬわけですから、いま第一の政策は、申すまでもなく物価抑制、引き下げであります。大臣、日ごろからおっしゃっているとおりであります。そうすると、いまの時期にもうけ過ぎても、これはだめだ、つまり税金でもって吸収されるんだ、こういったことを政策態度としてはつきりしておくことは、いまの時期にあるべき物価に対する対策としては十分検討すべきことではなからうか、私はこう思います。それから、いろいろな荒かさの傷口にいうものは具体的には国会の審議の中でも明らかにされておるわけですから、そういう面では、値上げをしても税としてこの点は特別に吸収される、こういうことを明らかにする必要がありますが、大臣のお考えはいかがですか。

○福田国務大臣 私は、昨年の石油危機が出てからの物価の動向というのとはほんとうに混乱状態だ、こういうふうな思っております。その混乱状態というものはどうして起こったか、こう言いますれば、大かたの企業あたりが投機的行動に移る、価格にはおかまいなしに利益を追求するというのが手段に出るといふところから起こっておりますので、ほんとうの超過利潤、純粋というのか、大かた超過利潤と断定してもよからうという利潤は、私は石油危機以来の問題ではなからうか、そういうふうな思っております。ですから、そういうものに対して重課すべし、そういう考え方をとる、それは私は妥当な考え方だろうと思っております。

荒木さんの御指摘のように、その考え方をとったその結果、将来の企業のマナー、モラル、そういうものに対して影響があるということも、私は否定いたしません。そういう傾向は持つであらう、こういうふうな思っています。でありますから、その面を考慮しまして、超過利潤の徴収というものに何らかのくふうはできないかという立場にあるわけでありまして。

○荒木委員 そういう点から申しますと、技術的な問題はいろいろあると思ひますけれども、たとえば、いま審議中でありまして租税特別措置法で、揮発油税その他の増税の政府案が提出されております。国庫収入という点からいいますと、そういった揮発油税を増税して、それが物価の上昇にまた影響していくといった法案の改正を出されるよりも、むしろいま大臣もおっしゃった、両面の効果があるというところから税金を取って、そして間接税などを押さえていくというほうが、物価安定、物価引き下げという方向にも沿うし、また先ほど大臣がお認めになったような政策目的にも沿うわけですから、そのような意味からも、臨時超過利潤税法は政府としても提出なさるべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○福田国務大臣 臨時超過利得税につきましては、政府のほうでもあれやこれやと考えておったのです。おつたのだが、いきさつはただいま申し上げたようなことであります。つまり、五党間で話をひとつやろうじやないかというようなことになつてきておるのであります。そういういきさつを踏まえますと、私はとにかくこのいきさつを尊重するという姿勢をとることが当面妥当である、こういうふうな考えをしております。

○荒木委員 しかし、私どもの党のほうは、お話しは全然何も伺っておりませんよ。この法案要綱についてはすでに増本理事が、正式な理事会の席上でありましてどうかは知りませんが、各党にこらんの意見をいただいて、政府のほうへも差し上げておると思ひますけれども、しかし、それについての御意見も何も伺ってはおりません。私は手続

の経過といえます。むしろ政策についての政府のお考え、これを伺っておるわけですね。

ですから、いま超過利得をあげているところから税を吸収するという考え方、これは両面からうなずけるというお話があったわけですね。だとするならば、物価を上げる揮発油税その他の増税よりも、こっちはほうをやったらどうですかと、こう言っているわけですよ。大臣のおっしゃる物価抑制にも向ってんびんがかかるわけですから、そういう考え方の方向はいかがでしょうか、ということですね。

○福田国務大臣 荒木さんのお話よくわかりました。つまり、ガソリン税等の間接税の増徴はやめて、そして臨時超過利得税で課税強化したらどうだ、こういうことなのですが、私のほうは両方考えておるのです。臨時超過利得税、これも何とかが話をおまとめ願いたい、こういうこと。同時に、ガソリン税につきましては、とにかくガソリン税強化の結果はガソリンの消費に非常に影響があるであろう。いま何といても、ガソリンの消費を減らすということは大きな国家的課題になってきておるわけでありまして、それに対して影響力を持つこのガソリン税の強化、これは少しも超過利得徴収の考え方と矛盾するものではない。両方やっていきたい、こういうのが私の考え方です。

○荒木委員 つまり、政府案はお出しにならぬということですね。この点はつきりしていただきました。

○福田国務大臣 いま政府案を出すとも出さぬとも申し上げません。ということは、いませっかく五党間の話し合いが正式に始まろうとしておる。そのやさきに、この五党間の話し合いをお願い申し上げました私が、政府案は出すのです、こういう立場にはありません。これはよく御理解をお願ひできる問題じゃないか、そういうふうに思いうわけでありまして。

○荒木委員 それでは三月末までに、手順や方法はいかようであらうとも、必ずこれを日の目を見させるという決意はありますか、この点伺います。

す。

○福田国務大臣 ぜひ五党間で話をまとめてもらいたい。そのまゝとめるためのお手伝いは一生懸命してみたい、かように考えております。

○荒木委員 話のことでありますから、いろいろな成り行きはありますけれども、もしまゝとらぬときには、政府はどうなさるのですか。

○福田国務大臣 まゝとらぬときにどういふうにするかまゝでまだ詰めておらぬですが、私はお願ひをいたしましたいきさつもありまして、何とかして五党間で話を煮詰めてもらいたい、こういうふうになんか願ひをいたしております。

○荒木委員 いろいろ伺ったのでありますけれども、いづれも話は五党の話ということになりました。政府としてはつきりした態度表明がなかったことは非常に残念だと思つて、いま国民の世論は、この石油危機に便乗して超過利得をあげたところから吸収すべしという世論が圧倒的でありますから、その点について政府のいまの姿勢は、国民の声にこたえていないということ、私は残念ながら申し上げざるを得ないと思つて、そのことを申し上げて、今後のことについてそういうふうな態度をおとりになつておるなら、せめていままでのことについては、もつと自然たる態度をとられるべきだ。こういう点から、いわゆる大企業の所得に対する課税態度と申しますか、こういう点についてお尋ねをしたいと思つてます。

先ほど来申し上げておりますように、大企業の反社会的なやり方というものが幾つかすでに明らかにになりました。大臣には前に政府系金融機関の融資について、反社会性ということの問題にしてお尋ねをしたことがあります。そのときには、そういう企業に対する融資はしない、ただし、その認定にあつては慎重でなくてはならない、こういう御趣旨の答弁があつたわけでありまして、私は昨年一年の国会の審議をずっと見てみますと、春には商社をはじめとする大企業の投機行為の追及がありました。ある企業などは、食糧法違

反でついに起訴をされるといったような関係にまゝなつたわけでありまして。またそれに続いて、同じ企業が脱税行為の指摘を受けて、国会で国税庁長官も事案の内容をお認めになる、こういったことが起こつたわけでありまして。

そこで、私は、まず最初に、一般的に何についておきたいのですけれども、反社会的と一口にいわれます大企業のビヘービアに対して、金融面は前に伺つたのですが、課税の面で行政の指導方針はどのような態度で臨んでいらつしやるか。

○福田国務大臣 ついででありますので、金融のほうもこの前荒木さんから御質問がありましたのでお答えしておきますが、金融措置につきましては、これは反社会的行為をとつた法人に対しては政府金融をどうするかという点について、これは考えるという方針を固めたわけですね。それで、それに基づきまして、反社会的行為というものをどういう基準で認定するか、またその認定が下つた場合にどういふ手続で物資所管官庁から大蔵省へ連絡してくるかというようなプロセスについて、ルールですね、そういうものについていま打ち合わせ中である。しかし、多少時間がかかりまして、そういうルールの手順のきまるまでの間も、疑わしき企業につきましては、これは輸銀だとか開銀だとか、そういう政府金融機関による融資を留保しておく、こういう措置をとつたことを、ついででありますので、お答えしておきます。

それから、大法人に対しましては、特にお尋ねをしたのは、従来とも厳正に調査をやつておりますが、特に最近の時局にかんがみまして、異常な価格騰貴から、生活関連物資等の取り扱いを通じて、多額の所得が見込まれる大法人につきましては、重点的に調査をするという方針を固めまして、もうすでにその運用の実行段階に入つておるといふところでございます。特にその中でも、こういう傾向が指摘されるわけですね。つまり、何らかの経理上の調整をいたしまして、そして三月期以降の決算、その利益を隠蔽しよう、こういう動きが指摘されておるわけでありまして、そういう動き

に対しましては、そういうことのないように、減価償却の問題等から厳重な手順をきめまして、さようなことから防めるような体制をとつておる、かように御承知願ひいたします。

○吉田(電)政府委員 大法人の調査対象につきましては補足して御説明させていただきますが、御案内のとおり、大法人、五千万以上の資本金がおりますのは調査課法人でございまして、各国税局でやつております。これは中小法人の税務署におきます調査よりはるかに濃度の高い、また調査日数も長い調査をいたしておりますことは御案内のとおりでございます。特に、資本金六十億円以上の大きな法人につきましては、その中でも特に特別調査官制度を設けまして、連年実調ということとを従来もやつておつたわけでございますが、ただいま大臣もお話のように、生活関連物資を中心にしたしまして、特に利益をあげている特定の業種、商社等につきましては、おもに東京、大阪、名古屋の国税局の調査課が中心でございまして、そういうところは、特に集中的にそういう業種に調査体制を向けるように現在実施いたしております。

○荒木委員 私がこの委員会で特にお尋ねをしたのは、青色申告の取り消しの問題であります。これは前に国税庁の担当の方にごく簡単に御尋ねをしたのでありますけれども、去る予算委員会での審議の中で、これは他党の議員の質問に対する国税庁長官のお答えの中で、この三年間に七十八件、百二十七億八千九百円というのが大企業の脱税所得と申しますか、更正所得の対象になつたというふうな数字の御答弁があつたわけでございます。この中で青色申告の取り消しになつた事例は何件であるかということをお伺ひしたいと思つてます。

○吉田(電)政府委員 ただいまお話しした数字は、おそらく大法人の中で海外取引との関係で不正のあつた過去四十五事務年度から四十七事務年度の三カ年間の法人の件数だと思つてます。これに關しまして青色申告の取り消しをやつた件数はござい

ません。

○荒木委員 そうしますと、個別の企業は一応さ
ておきまして、いままで国会の中で明らかにされ
た事実、これは大臣もよく御承知でございますけ
れども、いま次長の御答弁の中にありました海外
法人を利用してやるというふうなやり方、たとえ
ば一例ですが、経費のかさ上げをしたり、あるいは
証憑書類関係を偽造したり、こういったやり方は、
普通常識的に考えますと、これは悪質ではな
いかというふうに思われるのですけれども、この
点についての政府当局の認識はいかがでありま
しょうか。

○吉田(重)政府委員 法人税の青色申告の承認の
取り消しにつきましては、御案内のように百二十
七条でやっております。基本的には、その帳面
の備えつけがないとか、記録の保存がないとかい
う問題、あるいはそういう法人が申告書を期限ま
でに出さなかったというふうなこの百二十七条の
一号、二号、四号の問題につきましては、比較的
事実関係もはっきりいたしております。それによ
って青色申告の承認の取り消しの可否を決定し
たしております。

ただいま御案内の問題は、おそらくこの三号に
よって青色申告の承認を取り消すかどうかの問題
でございます。この三号におきましては、その
帳簿書類に仮装隠蔽の事実が全部あるいは一部
あった場合、その他帳面の記載事項の全体につ
いて真実性を疑うに足る相当の理由がないと取り消
せないわけでありまして、通常の場合は、仮装隠蔽
がありましたがばれれば追加算税を取り、さら
に修正申告、更正を打つてございまして、その
際に、その仮装隠蔽の事実が記載事項のどの
部分にある、それではたして帳面全体が真実性を
疑うに足るかどうかという認定はなかなかむずか
しい問題があるわけでございます。そこにとら
るかという、比較的慎重な判断を行なってお
るというが事実でございます。

○荒木委員 質問の要点にお答えいただきたいの
です。私は、法律の内容の御説明を伺ったのじや

ないのです。国会の審議の中で明らかにされたや
り方があります。これはずっと委員会に出ておら
れたのですから、政府委員の皆さんもよく御承知
だと思つております。あれは悪質なやり方だといふ
うにお考えにならないでしょうか。そのやり方、
手口についての評価を伺つたわけでありまして、

○吉田(重)政府委員 悪質という定義でございま
して、なかなかむずかしいと思つていますが、われ
れとしまして税の立場から評価した場合に、仮装
隠蔽を行なつて脱漏を行なうというところは好ま
しくない。したがって、追加算税の対象にすべき行
為であると考えております。

○荒木委員 そういたしますと、先ほど、三年間
の中で取り消しの対象にしたものは一例もなかつ
た、こういうお話であります。この法人税法百
二十七条の規定に該当した場合に、取り消しをす
るとしないとの区別は一体どこで引いておられる
のですか。政府としてその線引きをどこに置いて
いらつしやるのか、これをひとつ伺いたいと思
います。

○吉田(重)政府委員 おつしやいます百二十七条
でも、一号、二号、四号は比較的事実関係がはつ
きりしてあるので、比較的簡単と思つていますが、問
題は、三号の場合は非常に事実認定がむずかし
うございまして、ケース・バイ・ケースで判断
しております。

○荒木委員 それではあれですか、担当した方の
全くなじみかげん。これはことばがあるいは適
当でないかもしれませんが、しかし、おのずから行
政の公平だとか、斉合性とかいうことを問題にす
る以上は、その間に線引きと申しますか、基準と
いうものがあろうかと思つてます。全くないのです
か。それとも、一応そういうことについての目
安というものをとおきめになつておられるのか、この点
はいかがですか。

○吉田(重)政府委員 基本的にはかなり事実認定
の判断の問題でございます。ケース・バイ・
ケースでございますが、おつしやいますように、
そこに何もなければある程度バランスを失すると

いう問題もございまして、実はわれわれとして
内部的には、外部には出しておりませんが、秘の
通達をつくりまして、それによつて一応の目安を
置く、それによつて個別のケースを判断して
らつて、そこにケース・バイ・ケースの判断を行
なうわけでございます。

その通達の基本的な考えとしましては、申告の
中における程度の割合が追加算税の仮装隠蔽
の部分であるかというものを、一番基本的な考え
としております。

○荒木委員 大體行政当局の考え方を伺いました
から、大臣にひとつお尋ねしたいと思つてあり
ます。

先ほど来申しておりますような、たとえば領収
書関係の偽造でありますとか、あるいは海外法人
を使つての架空経理の計上とか、これはいまの社
会情勢から見まして、やり方は言へば悪質だ
というふうに、社会の一般の見方はそうだろうと
思つてすけれども、その点、大臣はどうござら
んになりますか。

○福田國務大臣 これは個々具体的問題について
でなくて、抽象的、一般的なお尋ねなんで、お答
えが非常にむずかしいのですが、少なくとも好ま
しからざる行為であるということについては、私
はそう断ぜざるを得ない、かように考えます。そ
れ以上突っ込んで、これが法第何条のどれに違反
するかどうか、こういうことになるかとケース・バ
イ・ケースの判断に待たなければならぬ、かよ
うに考えております。

○荒木委員 その好ましからざるものについて取
り消しをするかどうかというふうな判断の場合
に、市場支配力が非常に大きいもの、社会的影響
力の大きいもの、そういうことは考慮の要素に
入れられるかどうか。いやもうそれはどんなに
社会的影響が大きくても別だ、こういう考えな
のか、その点はいかがでしよう。

為、それによつて判断すべき問題である、かよう
に存じます。

○荒木委員 そうしますと、先ほど行政当局の説
明でおつしやつた、たとえば企業の規模に対する
一定割合、これによつて一応の目安ということに
しておるといふ点とお答えが食い違ひはしま
せんか。つまり、先ほどおつしやつた内部の通達では、
私は内容まで全部明らかにしてほしいといひま
しませんが、それと、規模の大きいものと
小さいのとで、それぞれ刻みをつくつておられる
ように聞いておるのです。ですから、企業規模だ
とか、そういうことによつて取り扱ひは変わつて
おるはずなんですけれども、その点はいかがで
すか。

○福田國務大臣 さつき政府委員がお答えしたの
は、資本金五千万円以上でありますとか、ある
いは六十億円以上でありますとか、そういうこと
によりまして調査のやり方が違つてございま
す。五千万円以下の法人につきましては、税務署
が担当する、またそれ以上のものにつきましては
国税局が担当するといふ違いはあります。それから六
十億円以上というものにつきましては、いま鋭意
重なる調査をして、こういうことを申し上げた
もので、別に、六十億円以上のもの、五千万円以上の
もの、また五千万円以下のもの、六十億円以下の
もの、そういうことによつてそれに適用する法規
が違つ、こういうことじやありません。

○荒木委員 いま中身までお話がありましたか
ら、私は中身を申し上げてお尋ねを伺いたいと思
うのです。

国税庁に伺いますが、昭和四十二年の二月三日
に出された青色の取り消しに関する通達では、更
正所得金額の金額段階刻みで取り扱ひが異なる
というふうにしておられるのじやありませんか。

○吉田(重)政府委員 秘通達の内容でございま
すので、ここであまり詳しくは申し上げられませ
んが、基本的にはおつしやるような線で考えてお
ります。

○荒木委員 そういたしますと、いま實際おやり

になっているのは、そういった企業規模だとか、それから企業活動に伴う所得の大小とかということによって取り扱いは変えていってやるのじやないですか。

○吉田(憲)政府委員 これは最初申しました三号の考え方、仮想隠蔽等の事実によって記載事項の全体について真実を疑うのどの程度の判断を必要とするかということで、過去のいろいろな事例を集積いたして、その当時一つのランキングをつくったわけでございまして、これはたしかこの前、先生の御質問に對しまして直税部長がご答えしたと思いますが、いろいろ問題がございまして検討してはおりますけれども、基本的には四十二年の段階におきまして、そういう過去の実績等をもとにいたしまして、一つの階級区分によって割合を出しました。そういうことでございまして。

○荒木委員 大臣にお尋ねしますが、いままでの質疑で、私は一つの点が問題になると思うのです。つまり、資本金でありますとかあるいは所得階級でありますとか、そういったいわば活動範囲とか規模の大小とかいったことが、やはり取り扱いに違つた扱いになってきておる。これはいま次長が認められたとおりであります。

それともう一つは、やり方の問題、これはいろいろ程度があります。先ほど好ましからざるというふうな表現をされたのですけれども、好ましからざる程度がどの程度であるかということによって、当然取り扱いが異なってくると思うのです。ですから、これは大臣に伺う前にも一度国税庁に念を押して伺っておきますが、そういった大きなさによつて取り扱いが違つ、それからもう一つは、手口の程度によつて取り消しということと、そうでない点がある。従来はそういう取り扱いでしよう、この点はいかがですか。

○吉田(憲)政府委員 基本的には、大きさと申しますか割合が基本でございまして、いまおっしゃいます手口の程度というのは、おそらく犯したやり方の、いろいろやり方いかんによつて判断が違つかうかという問題かと思いますが、これにつきま

ては、むしろケース・バイ・ケースで、やはり実態を見ないと、一つの基準だけでは形式的になり過ぎるということで、ある程度担当の署長なりあるいは局長の判断をケース・バイ・ケースによつてやる余地を残しているという意味がございまして、おそらくその点が手口いかによるといふ御指摘がもしもありませんが、そうであればそのとおりでございまして、それ以外に、いろいろ仮想隠蔽のやり方の種類ごとに別な判断を行なうということはいたしておらないはずでございまして。

○荒木委員 ちよつと二番目の点を念を押しておきますけれども、この不正欠損金額が年百五十万円以下、つまり刻みとしては一番低いところ、その段階でも仮想隠蔽の手段が特に悪質であるというやつは、これは青色の取り消しをするのだ、こういうふうな取り扱いに従来なつておるのじやありませんか。その点は国税庁のほう、いかがですか。

○吉田(憲)政府委員 その点は、そういう考え方、特に悪質なものといたうものはそこでメンションをするということでありまして。

○荒木委員 それからもう一つ伺つておきますが、こういったことのあつたその後の企業の態度です。ね。こういったことも取り消しをするかどうかという判断の要素になるのじやありませんか。

○吉田(憲)政府委員 おそらくいわゆる有懲規定と申しますか、その後適正な申告等が認められる場合があるかどうかという点の判断はもちろんいたしております。

○荒木委員 ここで大臣にお尋ねいたしますが、一般に反社会性、こう申しますけれども、その中に含まれる要素が幾つか明らかになつたわけですから、つまり、その規模とか企業活動の大ききとか、そういったことが一つの判断の要素になつてゐる。そういったものと、国会の審議の中で明らかにされた幾つかの類型は、これは言うまでもなく大企業に関する事例であります。それから、やり方の手口と申しますか、これについても悪質なものは別な扱いになつておるといふ点も明らかに

なつておる。だとしますと、国会審議の中でいろいろ取りざたされたやり方は、あれは大臣も好ましからざるというふうな言い方をされておるのですが、これはやはりやり方の質はよくない、悪質だ、こういうことにならうかと思つたのです。

しかも、あの件が問題になつたあとで、直ちに事実を認めた企業というものはある石油会社一社だけで、これは社長が引責辭職されましたけれども、しかし、その企業ですらいろいろな点で口実を設けて、予算委員会に提出された資料では、まだ社内でのいわゆる行政指導に反する文書が全部は提出されていなかったわけでありまして。こういったことが明らかになつてきているわけですね。大企業であつて、社会的影響が大きく、やり方が悪質である。しかも、その後、企業の態度にはなお十分に社会の要請にこたえるという態度が見切れない。

こういったような点から申しますと、この青色申告の特典、恩恵を、この後もこういう種類のこういう類型の法人に對して与へ続けるのかどうか、この点について、これは大臣の政治的な御見解を伺いたい。

○吉田(憲)政府委員 ただいま企業規模別に割合があるというお話でございまして、私が申しておりますのはその所得金額、調査しましたならば増差所得が来ますが、更正所得金額、更正所得金額別に、階層別に割合がございまして、ある場合には、大きな企業は更正所得金額が多い場合もあると思ひますが、更正所得金額の階層別に占める不正所得金額の割合でございまして、必ずしも企業規模とは関係ないと考えております。

○福田田務大臣 税務行政は税法を忠実に実行しなければならぬ、こういう立場にあるわけでありまして、税法において税の執行を企業の大小によつて区分すべし、こういうようなことがありますれば、そのとおりにはいたしません。しかし、そういうもののない限りにおきましては、企業の規模が大であらうと小であらうと、適用されるところの徴税原則にはいささかの違いもございませ

で、問題とされておる青色申告の承認の取り消しの点につきましては、「取引の全部又は一部を隠へいし又は偽装して記載し、その上このことがついているわけですね。」その他その記載事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること。」こう書いてありますので、それに該当いたしますれば、小法人であらうと大法人であらうと青色の申告取り消しになる、かように御理解いただきたいと思ひます。

○荒木委員 それは振り出しの質問に對する御答弁でありまして、私が伺つていますのは、手口といたう点も取り消しをするかしないかの要素になる、こうおっしゃつたわけですよ、行政当局は、つまり、これは法律の規定がどういふ場合に取消しを發動するかということについて、行政上一定の目安がある、これはつきりおっしゃつたのです。ですから、その目安に照らして、こういう手口をやつてゐる、しかも社会的影響が大きい、企業活動の範囲も広い、こういう場合には、先ほどおっしゃつた基準からいへば、取り消しの部類に入るのか入らぬのか、この取り扱いを伺つてゐるわけですよ。

○吉田(憲)政府委員 先ほど申しましたように、たとえば……

○荒木委員 端的にやつてくださいよ。もう説明は要りませんか。あなたがおっしゃつた基準——すみません、もう一べん、答弁を正確にしていたために質問を繰り返しますが、あなたは一つの目安があるということをおっしゃつた、取り消しをするかしないか。そのあなたのおっしゃつた目安に照らして幾つか国会で明らかになつておるこの手口、この規模、この社会的影響ですね、こういった企業は入るのか入らぬのか、これをおっしゃつてください。

○吉田(憲)政府委員 一つの目安はあくまでも目安でございまして、ケース・バイ・ケースで判断いたします。今度のケースはおそらく入らないだらうと思ひます。

番大きな理由を言ってください。

○吉田(憲)政府委員 先ほど申しましたように、仮装隠蔽の事実がその記載事項の全体について真実性を疑うに足るまでに至っていないと考えております。

○荒木委員 こういうやり方は、それじや悪質ではない、こう見ておられるのですか。端的に伺います。いま国会の審議で明らかになった事実は、あなたの方の通達でおっしゃっている悪質だということに当たらない、こういうことですか。

○吉田(憲)政府委員 先ほど最初のお答えで申しましたように、仮装隠蔽の事実というものは好ましくないと思いますが、ここで判断の基準になりますのは、その記載事項の全体について真実性を疑うに足るかどうかという点でございまして、その点では、まだ相当の理由があるまでに至っていないと考えております。

○荒木委員 いま国民の間に、この問題についての社会的な非難が高まっている。これは大臣も、政府関係の皆さんも、御承知のとおりだと思います。そのときにあたって、大企業に対する課税の態度は厳正にやると、大臣は当初におっしゃったわけですが、そしてまた、反社会的な企業に対して、金融面では一定の措置を検討し、それを実施する、こういう内容のこともおっしゃいました。

いま、先ほど来伺っておりますと、私どもは、ああいうふうなやり方については好ましくあらざるどころか、あれはけしからぬと思うのです。これは非常に常識的な見方であり、特に理屈だとか、持って回った理由が要らない、非常に素朴な見方だと思えますね。ああいうやり方はけしからぬ。そういうところには引き続き青色の恩典を与え続けるというには、だれもが納得するような理由がなければ、これは国民は納得しないと思うのです。

ですから、私は、この際、いま全体について真実性を疑わせるような相当なものがあるかどうかという点が基準だとおっしゃったけれども、やり方の手口は明らかになっているわけですよ。そうしてまた、それによってどのような金額だとい

ことも、これも明らかにしているわけですよ。にもかかわらず、あれが悪質ではない。なぜそうなるのか。その点について、当局のほうから納得のいく説明を私はこの委員会にきちり報告をしていただきたい。その点を委員長にお願いいたしますが、理事会で御検討いただきたい、こういうふうに思いますが、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○安倍委員長 聞いておきます。——聞いておきます。(増本委員「検討の議題にしてください」と呼ぶ。検討します。)

○荒木委員 では、その点は御検討をお願いしまして、私はもう少し端的に実は伺いたいのですけれども、個別の問題は従来から公に答えるようなことではないというふうなことで、なかなか御回答をいただけなかったのですけれども、それじや法人、個人を問わず、国税庁の関与された範囲内で個別の問題がほかに開示されておるような事例は絶対ない、はつきりそうおっしゃれるでしようか。そのことをまず最初に伺っておきます、次の質問に移る前に。

○吉田(憲)政府委員 まずはっきりいたしておきますのは、われわれは一定金額以上の所得は公示しております。それからあとは、ちよつといまのところ思いつきません。あるいは査察の話かと思いますが、査察につきましても、直接こちらから査察内容について公示することはございせんが、査察についてはわりあい多くの人間が一時に動員されますので、取材活動はかなり活発な場合もございまして、その結果、漏れることもときどきはあろうかと思ひます。

○荒木委員 実はその関連してお尋ねをしたい質問がありますけれども、ここで一応質問を終わらせていただいて、この続きは留保させていただきますかと思ひます。

ただ、先ほど理事会で検討をお願いしました内容をあらためて申し上げておきますけれども、国税庁の法人の青色の取り消しについての基準ですね。それから先ほど申し上げたような、国会審

議で明らかになった幾つかの要素が青色の取り消しにならない理由について、納得のいくような報告をいただきたい。それから、更正されたということは、これは長官が答弁でおっしゃっているわけですから、その更正の理由、それを開示していただきたい。

○安倍委員長 ただいまの御提案については、あらためて理事会で相談をいたします。

田中昭二君

○田中(昭)委員 私は、きょうは税の取り過ぎが数兆円あるという問題を中心として、お尋ねなり意見をただして行くわけですが、せんだつて、私、党を代表いたしまして本会議で福田大蔵大臣に質問をいたしました。そのときに大臣の御答弁があまり簡明過ぎたところもございまして、私としてはたいへん残念に思っております。きょうはひとつゆつくりその点を詰めていきたい。

まず最初に、これはもう当然のことだと思っておりますが、わが国の予算は、歳出予算額が大体きまりますと、それをまかなうための税収その他の収入によつて歳入予算もきまってくる、これはもうこのとおりでございまして、——お認めいただいております。——

——お認めいただいておりますが、そうしますと、四十九年度の歳入予算の中の税収その他の収入、その他の収入は省きますが、税収につきましては、この前の質問で大臣は、過小な見積もりはしていない、そういう一方的な御答弁であつたわけですが、そこで、それはいまから先のことでありますから、そういうふうな絶対過小見積もりしていないと言ふことも、だれだろうとできないだろうと思ひます。また、過小見積もりしておるのだということもわかりません。ですから、四十九年度の税収につきましては、そういうふうな大臣だけが過小見積もりしていないんだとどんなに力んでみても、これはわからないことですから——それともわかりませんか。はつきり四十九年のこの税収のとおりにいきますか。まずそれを聞いておきます。

○福田國務大臣 四十九年度の歳入見積もり、これはあくまでも見積もりでありまして、そのとおりにびた一文もふえることもなければ減ることもない、こういうようなわけではございませんけれども、とにかく見積もりが適正でなければならぬ。それには一定の経済状況の判断を固めておかなければならぬというので、経済見通しというのをつくっておくことは御承知のとおりであります。その経済見通しから見積もります税収をもつて、これを四十九年度の税収見積もりとする、こういうことになっております。

これは、それをやってみたらどうなつたか、こういうのは神ならぬこの私にもわからないこととて、ございまして、とにかく経済情勢を経済見通しのごとしとすれば、税収見込みはこういうふうになるであらう、こういう数字でございまして。

○田中(昭)委員 まあいかな福田大蔵大臣も、私はいまの答弁はすなおであつてよろしいと思ふ。——というところは、どこがいかいという、経済見通しのいかんによつてはわからないということですね。わかること自体がおかしい。神ならぬ身だとおっしゃつたから、そういう点だけは、まず基本的にわかつてもらわなければいけない。

そこで、四十八年度も大半は過ぎましたね。四十八年度は現在までの実績とあと一カ月、いやもう一カ月もないですね。ですから、そういう時期にあたりまして、私は四十九年度の税収がわからないというところはそのままおきまして、いままで政府の見積もつてきた税収が、いかに実績とはかけ離れたものであつたかということは、四十八年以前の過去と、それから四十八年の現在とを見てみれば大体わかるのだ、こう思ひます。

そこで、最初に私が申し上げました、税の取り過ぎが数兆円ある。これは根拠のないことではないのです。——というところは、四十八年度分でございまして、四十八年度分のここに報道されておるところからいけば一兆七千億ですけれども、私はこれもそのとおりだとおし上げません。明らかに減税になった。「昭和四十八年度四十九年一ヶ月末租税及び印紙収入、収入額調」によりまして、最

初に掲げてあります補正後の予算額、これ自体が四十八年度の当初予算よりも相当税収が伸びるというところでこの補正後予算額ができておりますね。一番左の端の十二兆五千八百億、端数は切りませんが、当初予算が十一兆七千八百六十億、この差額が大体一兆五千億ですね。これは間違いないと思います。事務当局。

○高木(文)政府委員 間違いないと思います。補正に追加いたしました額は約一兆五千億でございます。

○田中(昭)委員 その内容は、四十八年度の当初予算は政府の見積もりにおいて、補正予算段階でも一兆五千億の、経済見通しによるところの税収増があったということと、そこで政府はつきりと認めたわけです。その内容は、所得税が約五千五百億、法人税が七千五百億ですか、そのほか、あと三種の税金がわずかながらふやされております。

そこで、この一月末段階におきましてはどういう推定ができるかといいますが、まず部分的に言ってみましょう。所得税の中の源泉所得税、これは四十八年度分です。四十九年一月末、四十八年度のまだ二カ月を残しておる源泉所得税の収納額は、四十七年度一年間の決算額の二二〇%かそれ以上の増収がある。申告所得税においても、数字は少し減りますが、とにかく相当の増収になっておる。でありますから、申告所得税、源泉所得税、両方合わせて所得税としましても、大体、昨年四十七年度分の決算収納額と匹敵するものが、あと二カ月を残して一月末収入であつておるということなんです。一〇〇%ちょっと切りますけれども、ほとんど同じです。それに、もう一つの大事な税目であります法人税は、同じく昨年度一年間の決算額を上回ること六千億です。二カ月を残してです。六千億ということは、これはまた昨年度一年間分の二割です。そういう増収になっておる。

そこで、一般会計の合計でいきますと、一月末で十兆円、昨年度一年間の決算額は九兆七千七百

億、端数は切り捨てます。そうしますと、昨年度一年間の一般会計の税収をもう十カ月ではあるかに突破しておるわけなんです。あと残されたこの三月の所得税の確定申告、それから昨年からはもううけをした大企業等の法人税の収納、そういうものを考えますと、現在一月末と昨年度一年分の決算並びに昨年一月末の数字を簡単に對比しただけでも、四十八年度の税収は相当な金額になるのではなからうか、私はこう思うのです。

これは、当局が何か試算したものがあればお聞きしたいのです。私の感じでは、この割合から単純な算術でいっても十三兆円をこすのじゃないかと思ひますが、大体の感じとしてどうですか。端数を言いますとあれですから、あと二カ月残して三兆円ぐらいの収入はどうでしょうか、大ざっぱな勘定で。

○高木(文)政府委員 四十八年度の決算額がどのくらいになるかということ、まだ見当がついておりません。御存じのように、所得税、法人税、いろいろございしますけれども、法人税あるいは間接税等は大体もう年間の十カ月分が蔵入になっておりますから、ほとんど見当がつきます。肝心の問題は所得税でございますが、所得税につきましまして、田中委員よく御存じのとおり、三月十四日、十五日というところでほとんど確定をいたすわけでございます。

ことしの三月の申告がどういう状況になるかということにつきましては、二つの見方があると思ひます。昨年一年間は法人の調査等でもわかつておりますように、かなり企業活動が大きくなつておりますから、その意味で高水準の申告が期待されるだろうということもいえると思ひます。しかし反面、最近急に経済の調子が冷えてきておりますので、申告という制度の関連上、私どもの経験で申しますと、三月時点の経済状態というものが納税者の方々の心理に非常に影響を及ぼしております。その結果、三月時点の水準と申しますか、経済の調子が、よろしくないとか、金融の引き締めがきついかいということがありますと、必ずしも昨

年一年の経済の実勢を反映したような申告になるとは限らないわけでございます。

もう一つ非常に大きな要素は、土地の譲渡所得の問題がございまして、これが最近の私どもの悩みの種になっております。御存じのように、土地の譲渡所得というのは非常に金額が大きくなつております。したがって、土地の譲渡のボリュームが大きい小さいかということ、かなりの単位において年の税収に影響を及ぼすわけでございします。最近、御存じのように、比較的土地問題は冷えておるといわれております。しかし、もう一つは、四十九年から御存じのように税率が上がるという関係もございまして、四十八年分はかけ込みがあるはずだというふうな問題がございします。

そういう要素がいろいろございしますので、申告の伸びはなかなか見当が付きにくいわけでございまして、いまのところ順調に推移はしておりますが、いま御指摘のように、現在の十二兆五千八百億円の補正後の見込み額が十三兆の台になるかどうかということ、ちょっと見当が付きかねておるわけでございします。

○田中(昭)委員 あなたがそういうことを言つて見当がつかかねておるのと言つたら、おかしいですよ。専門家に教えるのはあれですけれども、あなた、申告所得税というのは、十二兆円もの一般会計の収納の中の千三百億か千五百億じゃないですか。そんなところ、どんなに転ばうと大勢に影響はないんですよ。何言つておるんですか。

○高木(文)政府委員 所得税の申告分は、いまの予算で見込んでおられますのはそういう小さい数字ではなくて、一兆三千六百億でございますから、この水準はやはりかなり影響を及ぼすわけでございします。千億とかなんとかでございしたら、それはおしかりを受けてもございまして、それです。申告所得税の大きさは一兆三千億でございします。そしていままで収納しております分は、昨年度を基準に計算されております予定納税分が入つてきておるわけでございします。そういう状況でございしますから、やはり所得税については、三月の

状態を見ないとわからないといわざるを得ないわけでございします。

○田中(昭)委員 大臣、私いまこちらからこまかく申し上げましたね。その趣旨は、簡単に言ひまして、十二兆五千八百億ですから大体十二兆六千億ですね、この補正後予算額は、いま私が申し上げましたように、法人税にしろ、申告所得税、源泉所得税を含めまして、昨年度の一年分の収入額と比較してみても、相当オーバーしているということ、これを申し上げたわけですよ。十二兆六千億が十三兆になるか、その前後になるかというふうなことが見当がつかぬなんというところは、私はあまりにも、わかつておりながら言わないというふうなことに感じられてしかたないですよ。それであつたら、あなたたちは、一年間の税収を見積もる場合、そんなことをわからぬでやつておるのですか。それじゃこまかく入らなければいけませんよ。あなたたちがここに「税制改正の要綱」なんていっていらつても、それじゃこれにちよつとでもミスがあつたら、私、徹底的に追及しますよ、自分はないと思つておるかもしれせんけれども、ここは大蔵委員会ですから、こういうことを言ううと大蔵委員会を侮辱することになつて申しわけありませんけれども、この中に書いてあることがたいへんお粗末なことが書いてある。ほかの役所の書類だつたらこんなことないといふことはあつて指摘しなくても、それは別にしまして、大臣、十二兆六千億の補正後予算がいま申しましたように法人税だけでも、いまの一月の累計にも、新聞報道等にもございします、これはただ算術計算でできるのですから……。法人税だけでも、いまでも七千億からふえておるわけですよ。それにももう迫ろうとしておるのですよ、あと二カ月を残して、この分の増徴だけでも十二兆六千億は十三兆円に近くなるんじゃないですか。そんな常識的なことをお答えできないのですか。

○高木(文)政府委員 現在十二兆五千八百億の歳入見積もりにつきまして、これを確実に上回るだろうといふことはいえると思つてございします。

が、これが御指摘のように、四千億も上回るかどうかという見当というものは、繰り返し申し上げましたように、事が所得税で最後の結着がつくというこの関係上、ちよつと見当がつきにくいということでございます。この点は率直に申しまして、三月十五日になつてもなかなかわかない、三月二十七日、八日に全国集計を見まして、毎年私どももついたり、びつたりしたりするというのが経験でございまして、なかなかそれがわからないというのが実態でございます。

○田中(昭)委員 そうしますと、十二兆六千億をちよつとこえるぐらゐのことはあり得るというやうなことにしておきましょう。十三兆円にそんなにこだわる必要はないと思うのですが、もしも十三兆円近くになつたら主税局長どうします、あなた責任が何かとるのですか。——まあそれはいいですよ、そんなことはできませんから。大臣、十二兆六千億から十三兆円ぐらゐになる、その感じは大体間違ひぬでしょうね。一応大臣の勘でけつこうです、私も勘で言っているのですから。

○福田(文)政府委員 どうも税収の見積りだけは私の勘も響かないので弱るのですが、とにかく最近の租税収納の進捗率を見ますと、これは確かにお話のように、所得税では進捗率が伸びておるわけですから、法人税のほうでは引込む、こういうことになりまして、十二兆五千八百億、これに対する対前年度進捗率が、つまり総計において一・三とこつと出る。この一・三というものがどういふやうに評価さるべきか、こういう点になりますと、私もまだ見当もつきませんが、とにかく伸びる傾向の数字であることは確かであらう、こういうふうに思いますが、これはどの辺までいくのか、その辺になりますと、これは高木主税局長が感じ取るほかはない、こういうふうなところが率直なところでございまして。

○田中(昭)委員 私ははつきり十三兆円をこすと思つて、言っておきます。もちろんそれが当たつたら、大臣、何かこぼしでもいただきますかな。だけれども、勘でございまして……とにかく、

いまのお話から見ても、十二兆五千八百億をこえることは大体間違ひないであらう。これくらい入らなければたいへんなことになりますからね。かりに十二兆六千億ですか、五千億でもいいのですけれども、それにしましても、当初予算よりも一兆五千億の増収は間違ひない、そういうことですね。それで、私はここで、いろいろ新聞報道や大蔵省の説明を聞くといつともみんな間違ひやすい、こまかされますから、大蔵省の書いておることばの意味から確認しておきますが、毎年税制改正で見積りが見られる場合に、これは主税局長も大臣も一緒に見ていただきたいと思ひます、もうおわかりになつておられると思いますが、収入予算額の見積りです、この場合に、一番最初に前年度の補正後の予算額が出てきておられます。それで、その税法でそのまゝ税がとられた場合に、いわゆる現行法による収入見込み額と出でてくるおるわけですが、その現行法による収入見込み額と前年度の補正後予算額との差額が自然増収といふやうに、いつも私たちは説明を聞いておる。これは間違ひないと思ひます。

○高木(文)政府委員 自然増収ということばはあまり適当でないでございましてけれども、ほかに表現がありませんので言つておられますが、三ページに書いておられます現行法による収入見込み額と前年度の予算額との差額、これがいわゆる自然増収といわれているものでございまして、この数字でございまして、二兆一千七百七十四億といふのがいわゆる自然増収でございまして。

○田中(昭)委員 その自然増収といふのは、大蔵省が税制改正をするときにお使いになることばです。私はそれだけ確認すればいいのです。そこで、税制改正によつてこれだけ減税しますという額が出てきますね、それを差し引きますと当年度の予算収入額、いわゆる歳入をまかなう歳入としては、こういう税収を予想して歳入をまかないますという金額が出てくるわけですね。そこで、私は一応いまおつしやつた自然増収といふものと——話は戻りますが、四十九年度は見

積もりはまだはつきりしたことはわかりませんが、四十八年度もまだわからないといふことでございまして、毎年の税制改正で出てくる自然増収を私も自然増収と呼びます。そして当初予算額からその年分に収納されたいわゆる収納税額を比較してみますと、そこに差額が出てきます。いまの時点のことといふから先のことはわかりませんが、いままでの実績、四十七年度でございます。いいですか、大臣、おわかりいただいておりますでしょうか。そこで、四十七年度の当初予算額と四十七年度の税収額との差額を、私は増収と一応呼んでいきます。それで、高木主税局長も、私がいまから問答する場合に、そういう考え方を適當であるかといかは別に、あなたのほうが当初予算を立てる場合に減税の財源とする税収を自然増収といふから、それをそのまま私を受けて自然増収とする。そこで、当初予算と決算収納額、これとの差額を私は増収と呼んでおきます。もう一つあります。年度途中で補正しますから、四十八年度の十二兆五千億といふやうに、政府が当初予算額の〇%以上を補正してふやすわけですから、大体この補正した額は、いま四十八年度分でしたし、たまたま、大蔵大臣も大体これに近いところが間違ひないと言ふ補正額、その補正、額とさらに決算収納額との差額を私は純増収と言つておきます。取り過ぎなんて言つて感情をすぐあれさせますから、純増収と呼んでおきましょう。いいですね。ですから、もう一べん頭の整理のために、当初予算のときの自然増収、それから決算収納額と当初予算額の差額を増収、そして年度途中において当初予算を補正するから、この補正額は大体その年度の税収の近似値に近い、大体間違ひない額だから、それと決算収納額がさらに差額が出た分を純増収、そういうふうで見ていきますと、なぜ私がそういうことを言うかといひますと、過去四十七年から九年度間の差額は、たまたま一回です、五年間さかのほつてみまして、たまたま一回です、全体として増収と純増収が出なかつた年は、源泉

所得税、法人税、申告所得税なんかは毎年毎年増収と純増収が重なつてきているんです。ちよつとこれを大臣に見せてください。これは私、グラフにしましたから、わかんと思ひますけれどもね。せつかつくりましたから、見てやうてくだい。

これはグラフがちよつと完全に入りませんから、九年分、三十八年から入っております。こゝでは一般会計収入とそれの上に法人、申告、源泉と、こゝからあつておりました。ですから、一般会計といふのが全体の一般会計収入額の合計です。合計の全体の金額を書いておられますが、全体の金額をこゝで申し上げれば、たとえば四十七年度で申し上げますと、一番右の下になります、一般会計収入で一番下に相当する部分は当初予算額でございまして、八兆八千四百八十五億、これは間違ひないはずで、さうですね。それはここに数字は書いておられませんけれども、それとプラス九千八百八十二億が決算収納額なんです。それを赤であらわしているわけですね。あとは同じく、法人税が黒の部分ですね。大臣、見ていただいておりますか。黒の部分の法人税は二兆五千九百七十七億、それにプラス赤の部分三千九百五十五億、それが決算収納額で、二兆九千九百一十二億、この数字がこゝには入っていないんです。その差額のところだけ数字をあらわしておきます。私が申し上げた増収の部分の差額が数字としてこゝに出てきておる。いいですか。

たまたまこれは九年分さかのほりましたが、十五年間に逆のマイナスが政府のほうには都合よく二年分出てくる。四十年と四十六年、四十年はわかるでしょう、だれが総理大臣になつてめちやくちやな財政になつたかといふときの証拠なんです。それから四十六年度は、年度内減税をやつて、たいへんなことになつたときなんです。それ以外あとは、三十四年から見ても、この十五年間にこの二回分だけです。ですから、いずれにしろ九年間にしましてもこの二回分だけマイナスであつて、あとは全部一般会計から見ても増収です。

税金のおもな三税、所得税、法人税、酒税を見ていきますと、いま言うように、この赤の部分が毎年増収、純増収を続けておるわけですね。ですから、そういう現実を見てみますと、これは何を物語っているのでしょうか。大臣は、私が説明申し上げましてピンと何をお考えになりますか。

○福田国務大臣 これは、政府が景気の抑制努力をする、その考え方に立ちまして経済見直しをつくる、それにもかかわらず成長率が高くなる、その影響を受けて物価もまた見直しよりも高くなった、こういうことが租税収入に反映された、こういうふうな考えです。

○田中(昭)委員 そうすると、そういう見直しも反映された結果、過去十年、十五年さかのぼって見ても、いつも増収、純増収になっている対象は、一番国民が関心のある所得税、所得税の中でもサラリーマンの税金、それを逆からいえば、サラリーマンの税金からだけ増収と純増収を取って、ほかの税金では少してこぼが出てくるから、源泉徴収というのは税を取り立てる場合には一番経費がかからなくて、よく取れて、毎年よけい取れ過ぎる税金だということを立証しておることになる。(福田国務大臣「それはならぬ」と呼ぶ) どうしてですか。九年間全部源泉所得税が一番増収が多いじゃないですか、割合からいって。(福田国務大臣「源泉より法人が多い」と呼ぶ) それは、法人は全体の税率が大きいからですね。

いすれにしても、いま大臣がおっしゃったように、収入見直しより実績がよくなるから増収になる。ということ、大蔵省の立場に立てば、一番堅実な見方をして、国民から税を取り立てる場合には、法人税も含めて、一番収入見直しよりも多く実績が出るやつ、増収、純増収が確実に出る税目についてはそれを置いていくということですね。これはほんとうに四十八年度の収支なんか見たら、税金を返せとか年度内減税しろと言ったあなたたちがすぐ反発するから私はそこまで言わねけれども、この十五年間、十年間のこの源泉徴収

の納税人員の増加についても、私は四十二年にこの国会に参りまして、四十三年にもうこういう議論をして、サラリーマンの納税人口のふえ方は多過ぎる、早く対策を立てなければならぬと、税制総点検も行ない、重視のこともある申し上げてきた。それがたまたま、ことしの税制改正に対する税制調査会の答申の中はつきり出てきているじゃないですか。私が四十三年に言ったことが、ようやく四十九年の税制調査会で答申されている。税金というのはそんなにおくられて答申されてもらって困る。それはまた次の議題でございしますからやめますけれども、ひとつ大蔵省は、こういう事態を国民に明らかにしなければいけませんね。

本年の四十八年度についても、私はさつきから言っているように、源泉所得税だけでも相当な増収、これはおそらく純増収ですよ。補正後よりもふえることは確実ですから、申告所得税も含めた段階でも、増収が五千五百億ですよ。純増が二千億ですよ。私が先ほど確認した増収が五千億、純増収が二千億、それが一年でない、ずっと続いている。こういう事態を二一国民の皆さんに明らかにして、大蔵省もきつと税法どおり取つてくるとのすから、国民の協力を得るために、この実態というものを明らかにして、そしていま世間はこれだけ発想の転換という議題に直面して、大臣も、いままでの政策の中にはいろんな不公正なものもあった、それを公正に戻すために私は大蔵大臣を引き受けたのだというふうな財政演説をなされた。どうですか、この辺でひとつ発想の転換をして、全然収入の見直しもが間違いないようにして、それはできませんよ。それは私もわかりません。しかし、こういう過去に出てきた実績に対しては、国民の貴重な税金ですから、何らかの発想転換か、それとも収入見直しを正しくやるか、そういう方向に一步前進しなければ私はおかしいのではないかと思います、いかがでしょう。

○福田国務大臣 田中さんの御指摘の問題は、まあ国政、経済運営がいかにむずかしいかというこ

とを物語っておると思うのです。つまり、田中さんの御指摘のような自然増収とかあるいは純増だとか、そういう現象が起りますのは、結局、年度間におきまして経済成長率を中心とした経済見通しが変わってきた、こういうことを端的にいま表明しておる、そういうことですね。私は、そういう見通しを立てた、それがまた年度の途中で変わるというふうなことが自體がなないようにしなければならぬ、こういうふうな思ふのです。

しかし、いままでの実績は、不幸にして、年度の途中においてかなり成長率の見込みに狂いが出てきている。また、それに従いまして、物価、賃金、こういうものにも変動を招来しておる、こういうふうな事態ですね。私はそういう過去の税収の推移を見て、そうしてそれは何だといえ、経済運営、これが見込みと実績において大きく違っていたということを示すものでありますので、経済運営のこの見通しとその実行というものにつきましては、特にまた配慮していかなければならぬ、ということを感じいたします。

○田中(昭)委員 経済見通しが違ったためにそういう結果をあらわすものだという点は、私も理解できます。そのことについては、いま大臣の最後のおことばがきつと出てこないのですけれども、また繰り返すようですが、経済見通しの狂いというものは、補正予算というものを組む以上は、補正予算を組んでいゆる歳出に見合う税収を確保する。税収の伸びもいというふうなことで、いわゆる補正後の税収というものは、私は大臣のおっしゃることで、筋と現実がそういうことにならざる。経済見通しが年度途中で変わるのだから、それに見合った税収を立てて、これはもう大體間違いない、そういうものをあらわすのだ。ところが、私は、もう一つそれに、いわゆる純増に当たる部分だけでも、ちよつともうこれはせつかくのあれですから、大臣によく認識してもらつために申し上げておきます。

申告所得税と法人税と源泉所得税、三十八年は、その純増に当たるものは源泉所得税で百十億円、

その年の法人税と匹敵します。逆にこれが、法人税が千億近くで、そして源泉が百十億というなら大体あれですけれども、さらに申告所得税は百四億、三十九年は、源泉所得税が百七億、申告所得税が百十二億、この年の法人税が九十六億、四十年は、これは補正をやつたあとで源泉所得税も約九十八億、やはり百億ぐらゐ出ています。こう見てみますと、源泉所得税もいまの純増は毎年毎年百億、二百億と、こう出ているんですよ。一年もこれは少ないときはないのですよ、過去九年間、ふしぎに百億台ですね。ほかの税目は純増が二百億とか三百億になったことがありませんけれども、こういうことでございします。

それから、一般会計の決算額、会計検査院の検査の結果の歳入予算額と決算額を調べてみますと、これはまた参考までに申し上げておきます。これは四十年からここに書いておられますが、四十年では歳入予算額よりも収納歳入額が二百八十三億、これは歳入予算額に対して〇・八〇多く収納されている。四十一年は七百四十九億、一・七〇、四十二年は九百六十億、一・八〇、四十三年は二百億だったのが、二年後の四十二年は九百六十億になっている。四十三年は、何と千四百二十五億、割合でいっても二・四〇、四十四年は千七百八十四億、二・五〇、四十五年は二千四百六十億、二・九〇、四十六年は、何と六千八百八十一億、割合が七・一〇、金額も二百億から始まって、たった六年間に二百億が七千億に迫ろうとしておる。割合も〇・八から一・七、一・八、二・四、二・五、二・九、七・一と収納されておる。こういう数字、まだそのほか検査院の指摘事項から見ても、いつも私がこの問題を取り上げますと、税法に従ってきちつと取っておりますから取れたものには間違いありませんと言いますけれども、毎年毎年検査院から指摘される徴収不足額、そして徴収不足額と反対の取り過ぎ分、件数、金額ともに毎年、毎年著しい増加をしておる。だから、私がこの前本会議でその点を指摘しましたけれども、その点に対しては、大蔵大臣は

全然触れられなかったから、ひとつ触れていただいて、御見解をお聞かせしよう。

○福田国務大臣 先ほどから申し上げておるのですが、これは経済見通しに狂いが出てくるわけですが、そういう結果、もう自動的に租税収入の見積もりと実績が違ってくる、こういうことになるわけです。ところが、秋ごろというか、年末ごろに補正が組まれる。その際に、その自然増収を財源として使うということになる。その前提として、経済見通しの改定が行なわれる。その改定された経済見通し、それとその後税実額というものは、そう多額には狂わない。まあ多少のことがあります。

しかし、私は、そういう過去の実績であるにかかわらず、四十八年度というのは非常にむずかしいのじゃないかと思うのです。というのは、これは暮れにありあけの経済変動があった、その響きが一体源泉申告の所得税あるいは法人税収入、そういうものにどういふふうにあつてくるのかわからないか、この見当が非常にむずかしい、あるいは、あなたがもしやられるように、収入がかなりふえるということがあるかもしれない、あるいは、逆に、そんなにふえないというふうなことになるかもしれない。その辺は非常にむずかしいのです。要は、いやくも経済見通しを立てる以上は、それにのつとて経済運営というものがほんとうに着実に進めなければならぬ、こういうふうには私は思います。それでないと、ほんとうに田中さんからの御指摘があるように、何の見積もりかというふうなことになる、こういうふうには思ふのであります。私は大蔵大臣としては、はもとよりであります。私は大蔵大臣として、経済見通し、それにちやんとつとつた経済運営をしなければならぬ、そういう方面に格段の努力をしていきたい、かように考えます。

○田中(昭)委員 格段の努力が、国民のささやかな減税の要望等にも沿うような方向で御検討をいただくことをお願いしておきますが、どうしてもまた指摘しておかなければなりませんのは、経済

見通しの変化によつて税収は変わるが、それは大体そうではないようなところでやっておるといふような御答弁でなければ、その税全体の中の税種目によつて、いま私が言いましたように、補正予算よりも毎年よけい収納される、源泉所得税とかそういう種目で見た場合、過去十何年も補正後の予算額よりも税収のほうが多くなるということ、これをひとつ頭に置いておいてもらいたいと思ひます。

これはかなりやっておりますと、時間があれですから次に移りますが、これも私のようにならうとがこういうことを言つたらおこられるかもしれませんが、税制調査会の問題です。

税制調査会はいへん学識経験豊かな先生方が最善の努力をしておることについては、私も敬意を表しますけれども、これはどうもほんとうの機能を果たしていないというふうな見方をする人もおりました。税制調査会は政府と党のお先棒かつぎじゃないか、御用委員会じゃないか、御用委員会とはなほだしい、こういうことを言う人もおるのです。これは批判的な立場でこういうふうには言つておると思ひますが、これははいへん大事なことでおと思ひます。いまおつちやつたように、大蔵大臣としても、国務大臣としても、党の実力者としても、そのことにつきましてどのようなお考えをお持ちになつておられますか、お尋ねしておきたい。

○福田国務大臣 税制調査会につきましては、これが適正に審議が行なわれ答申が出されるということに切に期待をいたしておるわけなんです。ありますが、よく調査会、審議会が政府の隠れみのになるというのをいわれる、そんなことがあつては相ならぬ、こういうふうには思ふわけであり

も適正な御意見を税制に対して出していただきたいというのを念願をいたしております。

○田中(昭)委員 私と大臣と大体同じような意見を持つていままできたわけですが、それをもう一ぺんくどいようですが確認いたしますと、税制調査会というのは中立的な委員の先生方で、特に学識経験豊かな人たちが中心になつて運営されていく、それはもう当然でございます。その中に、その中というよりも、さらに各界の代表や、具体的にはマスコミの代表者の方々とか、あるいは委員外の方々とか、いろいろな立場の方がいらつしやいますから、そういう方々の意見もよく聞いた上で、そこで出てきた一つの案を取りま

めて、さらに税制調査会委員の学識経験者の皆さんでその案をまとめて、それを政府が受けて、政府はそれを参考として、そして国会に税制改正案として提出する、これが本筋ではないか、私はこう思ふのですけれども、それはそのとおりでございまいしょうか。

○福田国務大臣 さようふうなふうに私も考えます。○田中(昭)委員 ところが、ここの税制調査会の答申を見てみますと、ちよつと違いますね。

(委員長退席、浜田委員長代理着席)
こゝしは与党の自民党の税制改正案が出た翌日に、税制調査会の答申案が出ている。そうしますと、いま私がこうあるべきだと言つたことに大臣もそのようであるべきだと言つたこと、これは内容は別として、内容は別にしても、こゝしの内容も、内容はいいものだとしても、こゝしの税制調査会の答申は、ほとんど自民党の案と同じだ、与党案と同じものが翌日税制調査会から答申されて、それをそのまま大蔵省は国会に提出した、これはどういふものでしょうか。

○福田国務大臣 税制調査会は、与党において非常に重要視いたしておるわけでありまして、そこで、税制調査会がどういふ雲行きであらうかというの、与党の税制調査会におきましても常に關心を持ち、それに対して批判をすべきものは批判をする、しかしながら、同調すべきところは

同調する、そういう態度をとつてきておるわけですが、税制調査会のこととはかなり権威のあることでございまして、やはり与党の税制調査会といたしましてそれを尊重するといふ傾向が出てくるのは、私はこれは当然だろうと思ふのです。その答申の先後がどういふふうになつた、どっちが先だ、どっちがあとだ、こういうふうなことは問題じゃないのです。要するに、正しい構想が出てくるということが大事なんです。正しい構想が出てきた、与党がそれにたいへん感謝し、これに共鳴をするということになれば、与党も税制調査会に引きずられていふか、同じような結論を出すということになるのも、これは自然の勢いであらう、私はこういうふうには思ひます。

○田中(昭)委員 大体大筋はそれでいいのですけれども、ただ途中にちよつと私もひつかかる、おそらく大臣もそう言われればさうだと思はれるところは、先ほど言つたように、税制調査会といふんな意見を戦つて、そしてまとまつた案を自民党、与党のそれぞれの方々と並びに政府は受けて、そして法律案として出すといふのが本筋ですね、そういうことを先ほど御確認いただいたわけですが、こゝしは時期的にそれが特におかしい。いままではこういうことはなかつたのです。ところが、いままではその本筋どおりでした。ところが、こゝしは与党案が先に発表になつて、その翌日に税制調査会の答申が出て、間もなく政府案が出た。このことはもう少し内容を詰めながらいくと、またおもしろい問題が出てくると思ふ。

きようは時間がございますから結論にしておきますが、同じようなことですが、そこで、税制調査会でもまとまつた改正案、そういうものは中立的な意見の集約であつて、そして国民の負担の公平からも国民の要望にも一応かなつたものである。その案は現時点においては、時宜になつた、いわゆる時宜に相応した税制改正案であるが、その案はあまりにも理想的であつて、過去の税制調査会です、こゝしはやつは異例ですから、いままでの税制調査会のあれはあまりにも理想的な

改正案であつたために、いままでは政府、与党の取り入れるところとならない面がたゞさんあつた。

簡単に縮めて言いますが、そこで税調委員としては、そういうふうな政府で取り入れられないとするならば、その委員会でも論議したことについてのつとめが果たされない、また税調の存在意義も薄れてくるし、ない。そういう現実の、真実で具体的、そういう税調のいままでとってきた行き方があるといわれておりますが、それはお認めいただけますか。

○高木文政府委員 四十九年度につきましては、党のほうで定められました案と政府の税制調査会で定められました案とは、ほとんど結果としては大きな差はございません。ただ、四十八年度のときには、御指摘のように、たとえば事業主報酬制度のように、政府の税制調査会では採用すべきでないという意見が出されたものがございます。過去においても、そういうふうないろいろの違いがあつた場合もございまして、それはそのときそのときの案件の内容によりまして、御意見が違ふこともありまして、合うこともあるわけでございます。その違ふことがあるというのは、それぞれが独自性を持っているということの証明ではないかと思ふのでございまして。別に両者が、どつちかがどつちに拘束をいたしますか、引張られておるといふ関係にはないと思ふのでございまして。

そのことについて、実は四十九年度の分につきましては、政府の税制調査会の中でも問題になつたことがございまして。党の税制調査会の方が一先にあつたということが非常に問題になつたことがございまして、政府の調査会の方には各委員が全部いろいろそれぞれお仕事をもちでございまして、大体日程を一週間ないし十日前くらいまでございまして。それと党のほうは日程をおさめになります。先になつたりあつたりするのでございまして、先になつたりあつたりするのでございまして、そのことが全体の御答申に

何らかの意味で影響があるということではないと思つておるのでございまして。

○田中(昭)委員 もう時間も来まして、大臣にはちよつと質問できないような段階になりまして、たいへん残念でございまして、またこの次に時間を与えていただいて論議したいと思ひます。

きょうはこれで終わりにします。

○浜田委員長代理 御苦労さまでした。

次に、竹本第一君。

○竹本委員 税法の改正を審議している過程でございまして、言うまでもなく、租税には税法としては公平の原則が貫かれなければならないと思ひます。さらに、税を取つておる、徴税の事務を担当しておられる皆さんの立場に即していえば、どこまでもあたたかく親切な態度でやつてもらわなければならないし、また、しかしながら同時に、ある場合には非常にきびしくやつていただかなければならぬというふうにも思ひます。

最近の国民世論の動き等にかんがみますと、いわゆる臨時の大きなものがあつた。それに対して、税金は十分取つてもいいというふうな声が非常に多いのでありますが、私が見るところによれば、現在、会社というものが大体百三十万ある。その中で、大蔵省の国税局あるいは税務署といつたようなところで、実際に税制調査を徴税の立場でやつておるものは大体その一割くらいではないか。さらに、実地指導といつたような形において接触しておるものが、また同じく約二割ある。いすれにしても、二つ合せて約三割。しかし、指導というのは、やはりいわゆる指導であつて、単なる接触にすぎない。したがつて、税務署が税務署本来の機能において実態を調査するといふような立場で実際にやつておられる事務の消化といふものは、大体、法人について一割であつたといふふうに思ひますが、国税庁のほうからひとつ、現在、国税庁が対象にしておられる法人の数並びに一事務年度において具体的に実地調査ができる数あるいは実地調査をした数、その割合は

どれくらいになつておるか、数字があれば数字で御報告をお願いしたい。

○吉田(憲)政府委員 四十七事務年度、つまり四十八年六月で終わりました事務年度の実績がございまして、これについてお答え申し上げたいと思ひます。

まず、対象といたしまして、われわれがいろいろ処理すべき対象件数は百二十三万二千件でございまして。それに対して、いまおっしゃいました実地調査をやりました件数は十二万六千件でございまして。したがつて、それを分母にして割りましますと、一〇・三％、これがおっしゃいましたように実調率でございまして。それ以外に、銀行指導、その他の指導がございまして。その指導を入れましました実調率になりますと、各一〇％くらいの大體一割程度だと思ひます。

○竹本委員 そうしますと、百一、三十万あるところで十二、三万実地調査をやる。接触したものは接触にとどまるわけだから、具体的にあまりたいして期待はできない。実際にやつておるのはいくつ。裏から言うならば、十年に一回会社に行くだけだということになると思ふが、事実十年に一回だけしか会社には実地調査で臨んでいないのか、もう一ぺん念のために聞いておきます。

○吉田(憲)政府委員 おっしゃいますように、調査対象件数は非常に多く、本来やるべき件数は多くて、それに従事しております法人の担当の職員はあまりふえませんので、したがつて、私どもは能率的にそこを執行するように、納税者の対象、法人の対象、過去のいろいろな税務の履歴と申しておりますが、税の実績によりましてある程度分離いたしまして、比較的何回も違反といひますか脱税を繰り返しておる、脱漏を繰り返しておるというような法人に對しましては、場合によれば、連年調査、毎年調査あるいは三年に一回調査といふことでやつておりますし、そうでない方にはほとんど指導だけで、いわゆる優良法人といひておりますが、指導だけで済ましておる法人もございまして。それから、そのちよつとまん中にあ

ります法人につきましては、五年に一回、三年に一回とか、そういうぐあいに法人を、ある程度、調査対象をこちらの必要性から分離して調査をやつて、できるだけ効率的な運営をやりたいと考えております。

○竹本委員 もう一度念のため聞きますが、会社の良心的な協力といったようなものに期待をして、百三十万から百三十万のうちある程度のもものは立ち入りとか実地調査をする必要がない、しかし、調査をする必要のあるものが全体の何割ぐらゐあつて、そしてそれらに對して何年に一ぺんしか行けないのか行けるのか、もう一ぺんその辺を具体的に聞きたいと思ひます。

○吉田(憲)政府委員 先ほど申しました優良法人あるいはそれに準ずるような準優良法人と申しますのはほとんど指導だけでございまして、五年に一回の洗いがえをいたしますけれども、大體指導だけでございまして。このグループは大體二割ぐらゐの見当でございまして。それ以外の八割の対象につきましては、ある場合には非常に連年的な調査、それからある場合には五年に一回ぐらゐの調査、さらにもう少し内輪では若干分けておりますが、いすれにしても、優良、準優良法人は約二割ぐらゐの感じでございまして。

○竹本委員 これは大臣、ひとつ大事な点だから聞いていただきたい。いま聞いてみると、会社が約百三十万ぐらゐあるんですね。その中で二割ぐらゐは優良法人だからインチキはやつていない、信頼してよろしい、八割ぐらゐはまあ場合によつては調べに行かなければならぬだけの必要がある、しかし人の数も少ない、いろいろの関係もありまして、十年に一回というのが数字の上の平均だけれども、三年に一回か五年に一回しか行かない、こういうことになつておる。

そこで、われわれが新聞を読んで大蔵省に期待し、国税庁の誠意ある努力に期待をして、インチキといふか便乗といふかは別として、非常に大きな利益をあげたものについては、今回は特に手きびしく実地調査をして課税をやるのだ、また

そうしてもらいたいんだという期待をわれわれは持つけれども、実態の数字を見れば、十年に一回か三年に一回かは別に、いすれにしても、これはたいへん実態調査というものが手薄ではないかという感じを受ける。これは一つの大きな問題点であろうと思ひますので、あとでまとめてひとつ大臣の御見解を承りたいと思ひます。

第二に承りたいのは、国税庁、その実態調査をした場合に、更正割合というものはどのくらいあるか、それから更正にまでは至らないけれども、修正をさせたというものはどのくらいあるか、そしてその結果、増差所得というものはどのくらい出ているかということを知りたい。

○吉田(憲)政府委員 その前に、先ほど四十七事務年度百二十三万件と申しましたが、この中には休業または清算中の法人が十三万件ございまして、それから、いわゆる赤字でない所得法人というのは、大体全体の六割から七割程度でございまして、補足いたします。

いまお尋ねの更正、決定あるいは修正の件数でございまして、実はこまかくそこは分けてとっておりませんが、更正と決定と修正と合せて三つの件数の合計が九万四千件。実地調査をやりましたのが十二万六千件、そのうちの九万四千件が更正、決定、修正でございまして、修正は大体この中の、見当としては半分ぐらいじゃないかと考えております。

それから、増差の問題でございまして、増差の問題は、先ほどの実地調査による更正、決定、修正が九万四千件で、増差の所得金額は三千九百六十三億でございまして、それから増差の税額のほうは実は統計上とっておりませんので、ちょっと手元でわかりませんが、増差所得としては三千九百六十三億円でございまして、

○竹本委員 いまのは法人についてですね。

○吉田(憲)政府委員 はい。

せて考えてみますと、とにかく手薄でなかなか、何年に一ぺんしか実地調査はできない。しかし、調査をしてみれば、三千九百億ですか、それだけの所得については申告が落ちておるといふことになると、われわれがここにいかにまじめに税法改正について論議してみても、その結果が完全に実を結んで生かされておるといふことにはならぬと思ひます。

そういう点から考えて、一体いまの税務署、国税の關係は五万人ぐらゐると思ひますので、けれども、大臣、いままでの実態は、いまお聞きのように、八年か五年かは別として、そのくらいに一回しか実態調査はできない。調査をすれば八割、九割の件数があがってくる、こういう実態でありまして、これは採算の關係から考えても調査は引き合、ペイする仕事であるが、しかし採算以上に、国民の租税正義、国民の税に対する不信感や挫折感を払拭する意味においても、これはやるべきものはちゃんとやる、取るべきものは取るの、がほんとうだと思ひます。それに對して五年に一ぺんぐらゐ行つてみてやつたぐらゐでは間に合わないと思ひますが、結局、これは税務署の職員数が足りないのか、あるいは待遇が悪くて能率が悪いのか、あるいは税法が複雑過ぎるのか、あるいは事務が複雑過ぎるのか、裏から申しますならば、もっとときばきと能率よく、国民の期待に沿うように徴税事務をあたかくやる面もある、しかしきびしくやる面もある、少なくとも手ぬかりがあつてはならない、そういう意味で、人の上で、あるいは待遇の上で、あるいは税法の上で、あるいは徴税事務の簡素化の上で何らかのくふうが要すると思ひますが、その点について大臣のお考えを承りたい。

○福田國務大臣 いま竹本さんの御指摘の点は、私はそのとおりだと思ひます。つまり、これは、まあ採算を申し上げるのはいかかとも思ひますが、とにかく一番大きな問題は、租税は公平に執行されなければならない、こういうことを考えますと、もつときめのこまかい税務の執行という

ことが必要だろう。いまそういう点で問題がありますのは、やはり人手の問題もある。それから、税法が御指摘のとおり非常にむずかしいものになっておるといふ問題もある。いろいろありましようが、とにかく税務は公正にこれが執行されなければならないという基本的な考え方の上に立ちまして、なおいろいろくふうをしてみたい、かように考えます。

○竹本委員 中国では毛沢東さんが、國難成金という言葉を演説で使っているんですね。ぼくは非常におもしろいというか、うまいことばだと思ひます。國難成金。要するに、経済危機に臨み、經濟困難に際してかつてな動きをして金をもうける、その國難成金は許さないといいことを、毛沢東さんが演説したことがある。日本においていろいろ問題が起つておるのも、この問題だと思ひます。國難成金だ。これはわれわれの立場においては、なおさら道義的にいって許すべきではない。それに對して税金をかけて、もうけたものは取るんだという世論が非常に盛り上がつてまいりました。大蔵省はこれにこたえて、今度は実態調査もきびしくやるんだということが新聞に出ておりましたので、私がいま質問いたしましたのは、きびしくやるとおっしゃっているけれども、実態はそれに伴つてやれるようになっておるであらうかという心配をしながら、いま御質問を申し上げたということでありまして、

たまたま、御承知のように、今日の政治の課題に臨時利得税の問題が出ておる。これもその國難成金をひとつ税の面から、税を取り上げていこうということでありまして、これに関連して一口お伺いをしたいのでありますが、私は、國難成金を徴収する意味において、これは早くやつて、三月決算に間に合わせなければならぬと思ひます。ところが、われわれ野党のほうは、実のところ、自民党さんから案が出されるというので、一日千秋の思いで待つておるわけだ。もう先月の暮れから、来週だ、再来週だといつて一ぺん一ぺん延ばされて、いまだにいつ御相談を受け

るのかわからない。野党は野党なりにそれぞれ案を発表いたしておりますが、肝心の自民党さんが出ない。一体これは間に合わせるだけの意思があるのかないのかさへも、われわれは心配をしなければならぬような状態でありまして、

そこで、大臣に何うのだけれども、一つは、こういう租税正義の根本に關する問題については、自民党さんやつてみる、議員立法で考えてみるという責任を転嫁する、というところは悪いかもしれないけれども、お預けにならないで、なぜ政府がみずから租税正義を貫く立場において臨時利得税というものを考えられないのだろうか、どうもこの点が納得できない、その点が一つ。

それから、もう一つは、自民党さんでおやりになるといふからまかせたんだということをお房長官が言われたこともありまして、それにしても、いま申しますように、毎週毎週引き延ばされて、もう三月も終わつてしまつたといふやうな心配すらあるのですけれども、これは一体間に合うようになると大臣は見えておられるのかどうか、二つの点をお伺いいたします。

○福田國務大臣 臨時超過利得税徴収問題についての私の考え方はすでに御承知と思ひますが、私は何とかこれを実現いたしたい、かように考えているのです。ただ、具体案になりますと、これは一利一害というか一長一短、その害の面あるいは短の面につきまして、責任をもつて国会で応答できるという自信のある案がでかねておつたのです。そういう段階におきまして、野党の書記長それから自由民主党の政務調査会副会長とテレビ対談をする機会がありまして、そして御相談申し上げましたところ、ひとつ相協力してやりましよう、こういうことになつたのであります。私はそういういきさつがありますので、政府といたしまして、いまその協力關係に對しまして介入をするというのにも妥当でない、こういうふうに考えておるわけなんです。

御指摘のように、自民党のほうの案がいまのこ

います。早く自民党にもきめてもらいまして、そして話し合いが始まって、それが三月期の決算以降につきましても適用されるということになるよう期待をいたしておるわけでありませう。そういういきさつで、私は決して責任を人に転嫁して、こういう状態、そういう心境じゃございませう。私はやってみたい、こういうふうな考えですが、そういういきさつになっておるので、しばらく事態の成り行きを静観しよう、こういうことであります。

それから、三月期に間に合うのか間に合わないのかというお話でございますが、希望をいたしましてはぜひ間に合わせたい、こういうふうな考えです。では、それができるのかできないのかという点になると、政府提案ということになります。また皆さんからいろいろの御批判を受けてなかなか短期間ではむずかしいことも考えられます。まあ各党全部がまとまった案ということになれば、あるいは急速にこの御審議が進められることにもなるか、こういうふうな思いまして、でき得るならば、提案の形はいかにせよ、とにかく五党間で話がまとまる、これを切にいま期待をいたしております。

○竹本委員 大臣の御答弁を承っております、大蔵省というか政府は、非常に謙遜をしておられるようでもあるし、また野党あるいは国会、自民党も含めて、それに過大の期待をしておられるような気もするし、あるいは野党の口を封ずる意味での議員提案にしたいんだというふうにも受け取れます。しかし、それはどういふ解釈であつてもよろしいが、要するに、これは実行しなければ国民感情が許さない、そういう立場に立つてぜひ前向きに、私もその責任の一端をになつて何としてでも三月期決算に間に合うようにやりたい、われわれもひとつ努力しなければなりません。大臣においても十分その点を考えていただき、取り組んでいただき、推進していただくように要望を申し上げておきます。

もう一つだけ国税庁にお伺いをするのですけれども、

ども、最近の脱税のやり方ですね。いろいろ知能犯的に技術が巧妙になりましてやっておると思うのだけれども、私が例をあげるが、そのどれがいま一番はやつておるか、代表的であるか、また、どれが一番悪質なものであるかということについて、国税庁が最近調べられた実態に即しての答弁を求めたい。

一つは、評価方法を変更するというやり方である。二つは、減価償却の方法を途中から変えるということである。三つは、収益を翌年に繰り延べるというやり方である。四つは、債務の繰り上げである。五番目は、不良会社を買収して利益を薄めてしまふというやり方である。六番目は、準備金や引き当て金の積み増しである。大体考えられるのは、ほかにもまだあるでしょうが、このぐらゐのところだと思ふのです。

これらのうちで、いま一番はやつておるやり方はどれであるか、それからまた、最も悪質なものを思われるのはどんなものであるか、これは実態を調べた上での、その実態に即しての御答弁でけっこうです。どういふものがあるか。

○吉田委員 政府委員 私どもも現地でやられております。すべての調査の内容を存じておりませんが、そういう調査で非常に目立つた実績をあげたと申します。逆に申しますと、かなり大きな脱税あるいは脱漏があつたような場合には、われわれのほうにもいろいろ報告がくるわけでありませう。そういうものをもとにして判断いたしますと、何と申しまして、私どもがやはり税の面から見まして一番強く処罰すべきものは通脱犯査事件でございます。この場合には、売り上げを何かが架空の操作によりまして脱漏いたす、あるいは仕入れを何か架空の操作によつてふやすというふうな仮装の事実をもとにいたしまして、そういう架空の経理をしまして、しかもその財産を、さらにそれによつて得ました所得を、たとえば仮名預金であるとか、場合によっては、ほかの会社の土地にするとか、いろいろなことで資産を隠すと

いうぐあいのやり方で、まず所得を脱漏するやり方についてもいろいろな仮装のやり方をする、しかも、それが最終的にいろいろ利益としても隠されていくというものは、われわれとしてはなかなかつかまへにくい。そういうものは税の面からいって好ましくないわけでありませう。しかも、それにプラス初めから通脱の犯意がある、初めから脱税の意思をはっきりと持つてやっておるというのを査察事件の対象といたしておりまして、それがわれわれとしては一番重点的に調査しておるものでございます。

次は、いわゆる査察脱税まで至らない、刑罰をかけるまで至らないけれども、そのやり方としては、仮装あるいは隠蔽の事実をもとにしまして脱漏、通脱をはかるというやり方で、これは重加算税の対象になるわけです。そういうものがかなりございませう。

いまおっしゃいましたそれ以外のいわゆる収益の繰り延べ等につきましては、期間損益的なものはいずれどこの段階で表に出てきて税として払うわけですので、どの期に払うかをずらすというふうなものにつきましては、それが仮装あるいは隠蔽の事実がない場合には、税の立場から見ましたならば、そこまで追及しないということになっております。

それで、どの案件が一番多いかと申しますと、やはり業態によりましてはばらばらでございますが、比較的最近多いのは、一つは不動産の取引にからみまして、たとえば造成費を過大に、しかも仮装に計上するとか、あるいはちよつとお話のありましたように、不良会社、赤字会社、こういうものの取引関係を仮装いたしまして、本来はたとえばAからBにまっすぐ五十億で売ったものを、まんな中にCという赤字会社をつくつて、そこをトネルにしまして、Cには十億でしか売らない、CがBに五十億で売るといふぐあいに、赤字会社を利用してやるといふようなやり方が、比較的土壌の売買の関連では多いございませう。

それから、海外取引につきましては、御案内のように、現地の法人を使いまして、売り上げを仮装に除外したり、あるいは多くの仕入れをしたように仮装したり、あるいは同じような手口でリベートをごまかしたりといふようなケースが比較的多いように思ひます。

○竹本委員 これは法人税を引き上げてみても、それから臨時利得税をつくつてみても、裏をかくて所得を隠してしまふ、ごまかしてしまふということになれば、われわれのせつかつの努力も全く意味がない。そういう意味で、私は、これはきょうは時間がありませんからこれだけにとどめますけれども、やはり脱税の方式というものは大体こんなものだという基本方式をちゃんと示して、その中で、第一項目については、何々会社はこういうことをやつた、第二項目は、こういう会社がこういうインチキをやつたといふことを、ほんとうは発表してもらいたいと思つております。

（浜田委員長代理退席、委員長着席）
そうすれば、非常に脱税のインチキをやつたやつが社会的な制裁を受けるし、また国税庁もその手は食わない、ちゃんと知つておるんだということ、牽制球にもなりますので、一ぺんこれはまたあらためてつと具体的に追及してみたいと思つたのです。

しかし、いずれにしても、われわれがはじめに税法を論議してみても、裏をかかれるような脱税をやられたのでは意味をなさない。それからまた、国民も、今日重視感があるというところで、いろいろ怒りを持って運動を起しておる面もあるわけですから、やはり一つの租税公平の原則、国民の信頼をつなぎとめるためにも、税における不公平あるいは不徹底、インチキといったようなものは許さないということにするように、お互いにこれは努力してまいりたい。国税庁もその点はしゃんとしてもらいたいという要望を申し上げて、次へ参ります。

次は、もう一つだけですが、これは租税特別措置法でございますけれども、その中に今度大きな

柱として、自動車関係諸税の税率の引き上げの問題が出ております。私の計算は間違つておるかもしれぬが、二千六百億ぐらい、あれこれ入れて増収を考へておられると思うのだけれども、そこでまず大臣にお伺いしたいのは、この前、ちょうど福田さんが大蔵大臣であつたと思いますが、重量税の問題が出たときに、重量税の使途について、大臣の答弁は「こういうふうに出ておられる。おもに道路であるが、具体的な将来の使途については、総合交通政策ができた上できめたい。」

前回の重量税の審議にあつて一番大きくわれわれが聞かされた問題は、何と申しまして、総合交通政策を確立するということが急務であるということであつたと思つたのです。細見政府委員も、第六次道路整備五カ年計画以降については総合交通体系の樹立を待ちたいというような答弁もしておられる。いずれにいたしましても、総合交通体系の整備といたしまして、重量税だけに關する問題だけでなく、一番大きな問題であつたと思つたのであります。

そこで、総合交通体系というものは、今度は重量税も二倍になるわけですが、一体でできたのですか、できなわけですかという点について、まずお考えを伺いたい。

○福田國務大臣 竹本さんがおっしゃられるとおり、この自動車重量税が創設された当時、政府といたしましては、これと関連して総合交通体系をつくりたい、こういうことで、そしてそのための閣僚協議会をつくりましたりいたしまして、この問題をどういうふうにするか検討いたしましたわけがあります。

それで、結局、なぜ総合交通体系を必要とするかといふと、自動車重量税の収入を一体どういうふうに使ふのだ、こういうことが当時問題になつたわけなんです。それには多分に、この自動車重量税財源に目をつけまして、こちらに持つてきたらどうか、あちらに持つていったらどうかという議論がありまして、まあ何かその辺決着をつけておく必要があるといういきさつからなんです。

りますが、いろいろ閣僚協議会なんかをつくりまして検討いたしました。その問題は、結局、實質的には結論が出ないというこゝにいまなつておるわけですね。つまり、この財源の何割は道路であり、何割は鉄道関係であり、何割は航空機関係であるというふうな、そういう結論は出ない。逆に、この財源は、これは財政の見地から見て特定財源というふうにしなれどおくほうがよろう、こういう結論になつたのであります。

一方、交通体系の実体問題につきましては、これはこの閣僚協議会というよりは、企画庁におきまして経済社会基本計画、これを策定するということになりまして、そちらのほうに問題は移つて、そして結論的には交通問題をどういうふうに取り入れるか、その実体問題は、この基本計画の中にあります。

○竹本委員 総合交通体系、これから企画庁に伺いますが、財源の使途だけでなく、交通体系そのものが一体でできたか、それが十分でないときに重量税のほうだけがまた倍になるということは、この前の審議の際に、重量税という問題についてもこれは総合交通体系を先行させなければならぬと、ある意味において御説明があり、お約束があつたと思つたのだけれども、その総合交通体系ができないうちに、税金だけは倍になるというが先に出てきたということになれば非常に矛盾であると思つたのですけれども、その点はどうかというこゝ。

それから、経済企画庁については、一体、総合交通体系はできたのかできないのか、明確な答弁を聞きたい。

それからもう一つ、時間がありませんからまとめて申し上げますが、たとえば、橋本さんが運輸大臣のときには、総合交通体系がまとまりましたならば、国鉄の輸送分野も確定します。で、抜本的な財政再建案を提案しますというふうなことを、運輸大臣として橋本さんが言われたことがあつた。そういう意味で、国鉄の受け持つ分野という

ものがきまれば、もちろん自動車の受け持つ分野もきまるわけでしょう。そういうことも含めて、いま大臣がお話しになつたのはこれじゃないかと思つたのですが、四十六年十二月の総合交通問題閣僚協議会で一応その体系というふうなものがある、国鉄の在来鉄道の選択整備が考えられるというふうなことがあつて、どちらかといへば、国鉄よりも自動車のほうがベターだということ、これから後、交通体系の重点は自動車に移すというふうなことが考えられたと思つたのだけれどもどうか。

その関連において、地方の閑散線、赤字線は、三千四百キロを廃止するというドラクチックな案も考えられたことがある。それはどうであつたか。さらに、それが、田中さんの列島改造で福社国線五本が追加されたということがあるように思う。一体、今日の総合交通体系の結論は、国鉄でいくというのか自動車でいくというのか、そのどちらかにきまつたかというのを聞きたい。

これは財源をどこへばらまくかという問題だけではなくて、たとえば、この前の油ショックのときも、その油をどこへ使うかということについては、日本の産業の効率の再編成というものを考えなければ、大事な油をむだなところへ、あるいは非効率なところへ使うようなことになつてもいい。したがつて、その油を輸入する量が幸いにして三億キロリットル入りそうだから一応いいとしても、将来またこういうショックを受ける場合もありましようから、いずれにしても、それが日本の交通体系の中の中心部門をなすのか、それがほんとうに中心でわれわれの輸送を背負つていくのかということについて、総合交通体系はできたのであるか、できた結論は、鉄道と自動車のどちらに重点を付けておるのか、その点を明確に聞きたい。

○小池説明員 お答えいたします。お尋ねの御趣旨の総合交通体系でございまして、これは四十六年の四月に、いま先生からお話

のございましたように、臨時総合交通問題閣僚協議会が設置されまして、それから以後関係各省と十分審議いたしまして、同年十二月に「総合交通体系について」という形で取りまとめたものでございまして、その総合交通体系の考え方と申しますか、総合交通体系で取りまとめたものは、これからの交通を安全に、効率的に持つていく施策の基本的な考え方を取りまとめたものでございまして、これをつくり出す過程で十分関係省庁とも審議した過程がございまして、具体的な施策につきましては、この考え方にとつて各省庁が現在進めている段階でございまして。

それから、先生お尋ねの鉄道が自動車かという問題でございまして、この基本的な考え方では、おしまいのほうに、自動車交通についての考え方、それから鉄道についての考え方というふうに分けて記載してございまして、自動車交通につきましても、やはり端末の輸送、たとえば鉄道で運んでまいりまして、あと最終消費地、生産地まで動きまゝ端末の輸送でございまして、それから地方の交通になりますと、やはり自動車の主たる役割りをなうであろうというふうな考え方、鉄道につきましても、都市間の中長距離の旅客の輸送でございまして、それから大量の貨物輸送でございまして、あるいは大都市におきます通勤通学の輸送、そういうものはやはり鉄道が主となるべきだというふうな考え方をここにに入れてございまして。

それから、先ほど大蔵大臣のほうの御答弁にもございましたように、たとえば経済計画という形で、これは基本的な考え方として、今後五年間の交通政策はどうかというものを大きくマクロ的にとらえたものが、今度の経済計画でございまして、経済社会基本計画の中でやはり交通に關しましていろいろ施策を織り込んでございまして。

なお、先生お尋ねのございました資源の制約の問題、エネルギーとか労働力等でございますが、こういった問題に關しましては、確かにいろいろ

各方面からも御指摘がございます。現在の経済計画等でも、必ずしも十分に織り込んではいないという点の御指摘が方々からございます。それらにあわせて、現在経済社会基本計画のフォローアップ作業というものを続けてございますので、その中で、交通政策につきましても、今後の資源供給の制約というものの日本経済の長期的な展望、そういったものとあわせて考えてまいりたいというふうに考えております。

○竹本委員 御答弁がいろいろ親切丁寧でありました関係でよくわからないので、念のためにもう一べん聞くのですが、要するに、国鉄の輸送分野がおのずから定まる、これは橋本さんの運輸大臣としての答弁の中にあるわけですが、それはもちろん国鉄でいかなければならぬ場合、さらに自動車によらなければならぬ場合、いろいろありますから、全部を国鉄でやるのか、全部を自動車にするのかというばかなことは考えられませんが、それは御答弁で一々詳しく承らなくても当然のことだと思ふのです。

ただ、私どもがこれから政治家として考える場合に、総合交通体系の結論というものは、より国鉄に重点を置くこととおるのか、より自動車に重点を置くこととおるのか、その辺についての感触をわれわれが知ることの方が一番大事だと思ふのです。その点だけ、要するに、たとえばいま言ったように、三千四百キロをどうするかとか、また復活するといつてみたり、減らすといつてみたり、しよつちう政府の考え方が変わっているのですよ。そういう意味で、どちらにほんとうに重点を置くのか、政府の考えは現在の時点ではままとまっておるのか、ままとっていないのか、ままとまっておるとすれば、どちらにより多くの重点をかけるのか、その辺を、端的にただ一言で答えてもらいたい。

○小池説明員 お尋ねの点は、地方の交通における鉄道と自動車の役割りというお尋ねだと思ひます。これにつきまして、今度国鉄の財政再建でこの辺の考え方が整理されたわけにございます。

ども、地方開発、地域開発の見通し等を勘案して弾力的に進めることとしておるのですが、基本的な考え方としては、交通体系の場合と同じように、当該地域の事情とか、それから代替交通機関の整備等を考慮いたしまして、地元の同意を得て進めていこうというふうになってございます。

おわかりにくいと思いますが、答弁がまずく失礼いたしました。地元の同意を得まして、道路交通への転換をはかっているということにございます。

○竹本委員 私が伺ひしておるのは、地方だけでなくて、地方も含めて日本の総合交通体系というものはどうなるかということをお伺ひしておるのでございますが、御答弁が親切過ぎてよくわからないのです。これは時間がありませんから、何となし総合交通体系の明確なものはまだきまつていないという感じを私は受けます。いづれこれは、あらためてどの程度固まつておるかということと具体的に吟味してみたい、きょうはこのくらいにとどめて、今度は、交通体系のほうの問題でなくて、税の問題についてちょっと伺ひます。

そこで、自動車関係の税金については、この前重量税のときに、いま申しました総合交通体系の問題とともに、いま燃料課税としては、揮発油税、地方道路税、これは地方道に渡すやつですが、軽油引取税、それから石油ガス税という四つものがある。それからさらに、物品税と自動車取得税がある、それから重量税がある、七つあります。この七つのものについて、前回の審議のときにもこれは複雑怪奇であるから、少なくとも三つくらいに整理ができるのではないかと、整理したらどうであろう、その案を委員会としてまとめるかというところまで、当時は藤井さんがたしか中心であつたと思ふが、いろいろ議論をしたことがあり

ます。いづれにしましても、自動車関係の税が、結局それは一つに全部七つかかるわけではありませんが、けれども、われわれの概念整理として自動車税の

交通整理をして、大体三つなら三つのグループに整理して、先ほどの話ではないが、簡素化したほうがいいではないかということになっておつたと思ふのです。

ところが、それから何年たったか、とにかくまた税の引き上げの問題が出てきたのだけれども、この自動車関係税が、整理統合、簡素化されたという話は聞いていないように思うが、その点はどうなつておるか。

○高木(文)政府委員 今回の租税特別措置法による重量税の引き上げに関連をいたしまして、御指摘の点はいろいろ検討したわけにございます。いま全部で九税目あるわけにございます。それを何とか簡素化できないかということ、前回の創設当時の当委員会の御審議の中できわめて重要なポイントであつたことは私も心得ておりますが、その点を検討してみたわけにございます。これらの税目は、それぞれの課税態様の担税力に応じて負担を求めておるものでございます。これはまた財源としてもいろいろに分かれております。

それをいろいろ合わせてみた場合にどういうことになるかという、現在、制度としては非常に複雑ではございませうけれども、現時点のものをくつつたり離したりした場合に、現在よりもより負担関係が公平になるかどうか、簡素という意味では確かに簡素になりますが、バランスがとれた何かうまい案ができるかということになりますと、なかなかいい案を得るに至らないということであつたわけにございます。特に、今回の場合には、非常に特殊な事情によりまして、全般的に、前回の御議論のときにありましたように、単に総合交通体系の整備のための財源という角度からではなくて、それともないとは申せませんが、むしろ消費抑制とか自動車消費を若干押さへるに持つていったらどうかという観点もありまして、重量税なり燃料税なりの引き上げも行なわれた経緯もあり、かつ二年間の暫定措置であるというところもございまして、今回の場合には、せつ

かくこの前御指摘があり、お約束になつております簡素化の問題につきましては、基本論としては残つてしまつたということでございまして、私どもとしては、いわば宿題のままだと預かりをした形になつたということでございます。

○竹本委員 主税局長は宿題がそのままだつておると言うんだが、残つておることがけしからぬとばかりは言つておるのです。前回のときに交通整理をして、いまおっしゃる通りに、地方の税金、県の税金、市町村の税金まで入ると九つある、あまりにも複雑怪奇ではないか、交通体系を言う前に、自動車税の交通整理をしようではないかとちゃんと言つたのです。そして大体三つにしようという案まで出たのでしよう、委員会です。大体グループを三つにしようということまで話が

あつた。しかるに、心得ておるが、検討はしたが、特殊な事情だ、こういうようなことで、そのまま宿題を解決せずに出されるということは、いささか怠慢ではないか。イージーゴーイング過ぎるではないか。主税局長からいへば、タックスコレクターの本能にかんがみて、要するに、税金を取ればいいんだということ、先にこういう税を出されるのかもしれないけれども、やはりわれわれの政治的立場からいへば、全体の体系を簡素化する、整理統合すべきものは整理統合して、国民にもわかりやすい、また納めるほうに納めやすいような税体系に整備再編成をしようという約束だつた。そして一つの案も出ておつた。それがそのままだつたら九つの分列行進曲をやんながら、取るだけ取ろう、こういうことはどう考えても納得できません。大臣、いかがですか。

○高木(文)政府委員 おっしゃることはよくわかるのでございませう、私どもとしても、申し上げましたように宿題になつておるわけにございませうが、いい悪いは別にいたしまして、今回の案は、営業車につきましては重量税は引き上げない。言つてみれば、重量税自体としては完全には筋が通つてないような形になつておりますし、それが

らもとも二年間ということになってございまして、現在の道路財源という観点から見ましても、必ずしも十分なものではないというようなことになっております。いずれもそういう問題は、全体の水準の問題を含めて二年後に総洗いをするという前提でありまして、さればこそ租税特別措置ということで御審議をお願いすることになったわけでございます。そういう臨時暫定のものでございまして、どうかその辺をおくみ取り願いたいと思うわけでございまして。

○福田国務大臣 これはどなたが見ても、自動車全体として九種類の税金がかかる、これはもうあまりに複雑過ぎるじゃないか、こういう感触になるだろう、こういうふうな思ふのです。

そこで、簡素化ということについて主税局はいふん勉強しましたのですが、どうも二つ問題があるんですね。一つは、簡素化して公正な徴税ということになり得るか、こういう点を問題にした。

一つは、国も、あるいは都道府県も、あるいは市町村も関係してくる。この関係をどういうふうに整理するか、こういうことで苦慮する。そういうことがあつてじいせん今日に至つた、こういうのですが、主税局でもこの問題につきましましてはたいへん関心を持っておりまして、今度諸税の税率引き上げをいたしますけれども、これは恒久税にはしない、期限にする、そしてその間十分にやろう、こういうかまえてありますので、ひとつまたいろいろ御意見を聞かしてもらいたい、こういうふうに思ひます。

とにかくガソリンという問題が大きな問題になってきた。そこで、その後においても事情が大いに變化して、またこれからのかなりの變化を見るであらう、そういう際でありますので、自動車関連あるいはガソリン関連の諸税は、全般的にもう見直しをしなければならぬところに来るのじゃないか、そういうふうな思ひます。臨時措置にしておるのはそういう意図であるということをお察願いたないのであります。

○竹本委員 一つだけまだ大臣に伺いたいのです

が、いまの主税局長の御答弁並びに大臣の御答弁を聞いておると、困難な点があることもよくわかりますが、何だか二年間宿題がまた預けられたような感じも受けます。この期限立法が終わるときまでは、大体いまのままで全部いくんだということになるような感じがしますが、それとこの税法とは別にして、一応、総合体系の簡素化、整備という点については、別途より早い時期において取り組む御意思はありますか、それと、その点だけ伺いたい。

○福田国務大臣 税のほうはとにかく期限にまつておるわけですが、しかし、自動車、ガソリンをめぐる客観情勢というものはもう非常に大きく変わり、またさらにそれが変わらうとしておる、そういうようなことから、これは自動車、ガソリンばかりじゃありません、交通全体としてどういうふうにするかということ、これは根本的に見直さなければならぬ、こういうふうな思ひます。

○竹本委員 主税局長、ついでにもう一つだけ。この関係で言いますと、重量税というのは重さの税なんだ。ところが、今度の改正ではマイカーねらい撃ちみたいなことになっておる。マイカー必ずしも重量が重たいということではないんだ。そうすると、重量税といふながら、重量だけを中心にした考え方というものが、そこでまたあいまいになる。その点はどうか。

○高木(文)政府委員 その点は御指摘のとおりでございまして。ただ、当面物価の問題が非常に問題である。そこで、トラックにいたしまして、その他にいたしまして、営業車両についてこの段階で負担を求めるといふことは非常に問題があるのではないかと、重量税の本質論からいいますと非常に問題があるわけでございますが、その点がある程度忍んで、営業車については重量税も増税がありません、燃料税につきましても軽油引取税は増税がございません、またプロパンについても動かしません、こういう形になったわけでございます。

重量税の本質論からいいますと、そこがおかしいではないかといわれますと、まさに重量税の本質論の角度だけから申しますと不徹底といえます。か、論理が、話の筋道が少しはつきりしない点があるといふことは、おっしゃるとおりでございまして。

○竹本委員 今度は、最後の課題は、自動車産業をいかに位置づけるかという問題でございまして、時間の俵約で少し簡単にまとめて申し上げたい。私は、日本の自動車産業というものは、総合工業というその事業の本質から考えて、日本は、ままでのとりの高度成長ということにはならぬでしようし、また、そうあつてはならぬと私も思ひます。この点は福田大臣と私は考えは大体同じですけれども、しかし、それにしても、日本の産業構造というものを考え、そのレベルアップということを考えればならぬこと、自動車産業のよる総合工業というものは、大事なものと位置づけなければならぬ。そういう意味で、今後自動車産業がどうあるべきかということについては、特に重大な関心を払わなければならぬ、こう思ふのです。

そこで、最近の状態を考えてみると、まず、短期決戦、引き締めということでの産業も大きな打撃を受けておるでありましようけれども、アメリカにおいても日本においても、自動車産業は非常に大きな打撃を受けておるのですね。数字を見ましても、大体三〇%から四〇%、小型乗用車のごときは四六%二月は新車の登録台数が減つておる。その他でも大体三、四〇%です。アメリカでも四〇%ぐらゐやられておる。そういうことを考えますと、すでに自動車産業は、注文がなくなつた、新車の売れ行きがとまつたという点で非常な打撃を受けておる。さらに外国のほうも、いま申しましたように、アメリカ自身が非常な打撃を受けておるし、十万人ぐらゐの一時解雇が出たといふこともあるし、フォルクスワーゲンあたりでも十五万人ぐらゐの、八日から十日ぐらゐだといふだけけれども、レイオフみたいなものが行なわれるといふふうなことになるようであります。

そこで私が驚いたのは、今度アメリカのほうでは、油がなくなつたものだから大型を小型に切りかえる。ところが、アメリカ自身が言っているのは、小型に切りかえるのは三、四年かかる、少なくとも二、三年かかる、こう言っているのです。二、三年かかるというところの虚をついて、トヨタ、日産もまた大いにアメリカへ出そう、こういうことになった。ところが、その手は食わぬといふわけで、アメリカのほうでは最近は一時期解雇十万人といつたようなことも受け、また注文が三、四〇%減つたということも受けて、これは労働組合の米国の合同自動車労組というのが、シカゴ発の時事電報によると、そのウッドコック委員長が世界貿易会議の昼食会で演説をして、時局は重大で、小型車に移行するといふのだけれどもたいへんなことだ、一時的に輸入数量の制限をしなければならぬ、特に来週開会に証言をするためワシントンに向かうが、その際は上下両院の主要な議員と会つて輸入制限法案を成立させるように働きかける、こう言っているわけだ。

あれこれ考えまして、自動車産業というのは、国内がだめだから、そして為替の二百六十五円が三百円になった、その辺もうまく利用しながら、この際だつとアメリカに出よう、小型に切りかえる二、三年のギャップをついて出よう、こういうことで大いに期待したと思ふのだけれども、それは売上げは三割、四割と落ちる、外国へ出ようと思えばこれが今度輸入制限まで受ける、こういうようなことになれば、自動車産業としてはたいへん重大な危局に直面するであらうと思ふのだけれども、それに追い打ちをかけるように油が上がる、税金が上がるというふうになると、自動車産業がつかれるかつかれないか、私まだわかりませんが、少なくとも非常に苦しい立場に置かれる。しかも、これは日本の総合工業の基幹産業である。この産業を一体どういうふうな位置づけ、受けとめ、今後自動車産業行政というものを行なわれるつもりであるか、それへの一環として自動車

の税金、これは自動車産業に直接かけるわけでもありませんけれども、自動車税というものをまた考えられるのであるか、総合的な判断に立つて大臣のお考えを承って終わりにいたします。

○福田国務大臣 今回の自動車関連諸税の引き上げは、実は公害の問題あるいは資源節約の問題というところに着目して御提案申し上げることになっております。ところが、御指摘のように、総需要抑制政策がかなり浸透してきておる。そこに自動車産業のほうは、道路交通事情というものが自動車の生産になかなか追いつかないというので、交通渋滞とかそういう問題も出てきておる。また、特に公害問題は非常なうるさい問題になってきて、一つの転換期というか、そういうところへもってきてまたガソリンの値上げ問題、しかもこれは極端な値上げにならざるを得ない、そういう事態になっている。そういうことで、いま非常にむずかしい立場に来ておるんじゃないか、こういうふうに思うのです。事実あなたがいまお話しのように、二月の登録台数というのは、メーカーの最大級の内需からいうと半分になってしまった。わずかにそれを輸出の増加で補っておるが、とてもとても補い切れたものじゃない。こういうことになっているのです。

私は、自動車産業全体といたしましては、資源がこういう状態になってきた、また、それに伴いまして世界の自動車産業というものは非常に大きな変化を受けつつある、そういう中においてこれからどういうふうに持つていくべき産業なのか。これはいまのここで私は結論を申し上げるわけにはいかぬ。いかぬが、これは非常に注意深く検討して、そして結論を出すべき段階に来ておるんじゃないか、そういうふうに思うのです。ですから、この税の問題につきましてもこれをいま二年の期限の御提案を申し上げておるわけです。税が一体どういう立場に立つべきかということにつきましても、これは根本的な検討を要する問題である、そういうふうにご考えます。

○竹本委員 きょうのところは、このくらいで終

わります。

○安倍委員長 次回は、明七日本曜日午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時三十六分散会

昭和四十九年三月十九日印刷

昭和四十九年三月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局